



2007 8

SHRC 安全センター情報



安全センター情報2007年8月号 通巻第341号
2007年7月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集●労働安全衛生をめぐる状況

写真：“労働ビッグバン”に反対するデモ行進

全国労働安全衛生センター連絡会議 第18回総会は 10.27-28 群馬

全国安全センターの第18回総会は、ぐんま労働安全衛生センターのご協力により、2007年10月27日(土)午後～28日(日)12:00、群馬県伊香保・榛名湖温泉で開催いたします。両日の会場、及び、宿泊場所が、各々異なりますのでくれぐれもご注意ください。一日目(10月27日午後)は、地元の方々をはじめふるってご参加いただける内容を企画中です。

日時: 2007年10月27日(土)14:00～10月28日(日)12:00

参加費: 15,000円(資料代・宿泊費・夕朝食込み)の予定

会場: 1日目「伊香保会館」、2日目 榛名湖温泉「ゆうすげ元湯」

①10月27日(土)14:00～17:00 会場: 伊香保会館(渋川市役所伊香保支所2階)
「アスベスト被害をなくす群馬集会」

〒377-0102 群馬県渋川市伊香保町伊香保116-1

http://www.city.shibukawa.gunma.jp:80/hyakka/ikaho/ikaho_sisho.html

※JR 上越線「渋川」駅3番バス乗場「伊香保榛名口」行き関越交通バス「伊香保総合支所前」下車または3番乗場「伊香温泉」行き終点「伊香保温泉」下車徒歩約10分、またはタクシー

<http://www.kan-etsu.net/r-bus/timetable/shibu-ikaho-1.htm>

<http://www.city.shibukawa.gunma.jp/hyakka/bbharunako.html>

「渋川」駅には「東京」駅から、上越新幹線「高崎駅」乗り換えで1時間30分～

JR時刻表: <http://www.jnavi.eki-net.com/cgi-bin/jreast/jreast.cgi>

JR「高崎」駅2番バス乗場「伊香保温泉」行き群馬バスもあります

<http://www.gunbus.co.jp/ikaho2006/index.html>

②10月27日(土)夜 宿泊: 榛名湖温泉「レークサイドゆうすげ」

〒370-3341 群馬県高崎市榛名湖町845-1 TEL 027-374-9131

<http://www7.wind.ne.jp/yuusuge>

※「伊香保会館」からは送迎バスで移動します。

直接「レークサイドゆうすげ」に行くには、JR 高崎駅西口2番バス乗場「榛名湖」行き群馬バス終点「榛名湖」(途中乗り換えあり)下車、「レークサイドゆうすげ」に電話して送迎バス

<http://www.gunbus.co.jp/harunakosen2006/index.html>

③10月28日(土)09:00～12:00 会場: 榛名湖温泉「ゆうすげ元湯」会議室
「全国安全センター第18回総会」

〒370-3341 群馬県高崎市榛名湖町846-3 TEL 027-374-9211

<http://www.yusuge.haruna.gunma.jp/>

※総会終了後は、JR「高崎」駅まで送迎バスで移動します。

詳しい内容、宿泊なしや途中からの参加・退席については、別途お問い合わせ下さい。

joshrc@jca.apc.org TEL 03-3636-3882 FAX 03-3636-3881

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2006年→2007年

1 労働災害・職業病の統計データ	2
2 労働災害・職業病の発生状況等	5
3 労働安全衛生対策	8
4 労災補償対策	10
労災保険・石綿新法による補償・救済状況	11

統計資料	22
------------	----

2006年度労働基準行政関係通達	56
------------------------	----

安全センター情報2006年度目次	72
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	79
---------------------	----

全国安全センター第18回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	65
第2号議案 2006年度収支決算案	68
第3号議案 2007年度収支予算案	70
第4号議案 2007年度役員体制案	71

労働安全衛生をめぐる状況

2006年→2007年

1. 労働災害・職業病の統計データ

わが国の労働災害・職業病の統計データは、実際にどれだけの種類があって、各々どのような意味をもつものなのか、必ずしも明らかにされていない実状にある。そのようななかで、本誌は、可能な限りのデータの入手・公表・評価を行おうとしている。

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。おそらくは、厚生労働省自身、「休業3日以内」の労働災害がきちんと届け出られていると考えていないのであろう。

なお、労働者死傷病報告書は、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険給付の対象となる通勤災害や退（離）職後、労働者ではない労災特別加入者に係る死傷病は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険の新規受給者数を紹介してきた（表1参照）が、それを意識したのか、「安全の指標」（後述）が平成11（1999）年度

版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになった。ただし、ここで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。業務災害のみの数字は、廃止されてしまった「労災保険労働災害統計年報」でも使われていたが、「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、平成12（2000）年度版以降のことである。

これらの数字は、災害発生年度ではなく、労災保険給付の支給年度で集計した数字である。2005年度の労災保険新規受給者は、業務災害551,663人（90.7%）、通勤災害56,367人（9.3%）、合計608,030人（100%）である。

その発生年度別内訳は、2005年度466,569人（76.7%）、2004年度136,700人（22.5%）、2003年度2,627人（0.4%）、2002年度777人（0.1%）、2001年度395人（0.1%）、2000年度以前962人（0.2%）、となっている。（平成17年度版労災保険事業年報）

2001年度に発生した労働災害（業務災害と通勤災害の合計）に係る労災保険給付支払状況をたどると（平成13～17年度版労災保険事業年報）、2001年度454,525件（77.5%）、2002年度128,028件（21.8%）、2003年度2,845件（0.5%）、2004年度869件（0.1%）、2005年度395件（0.1%）、ここまでの合計は586,662件になる（平成18年度版以降の「労災保険事業統計年報」では、発生年度が平成13（2001）年以前という項目に含まれてしまうことになると思われる）。ちなみにこの数字は、2001年度の新規受給者数600,210件よりも2.3%ほど少ない。

● 死亡災害

死亡者数は、全国安全週間(7月1-7日)に間に合わせて、前年の数字を公表している「安全の指標」(5月末頃発行、中央労働災害防止計画)の数字が最も一般に使われているものだろう。最近、それ以前に、厚生労働省が発表する前年の「死亡災害発生状況」が、ホームページ(報道発表資料)に掲載されるようになっている。

出所は、厚生労働省発表は、「死亡災害報告より作成」とされ、「安全の指標」では、平成12年度版までは「死亡災害報告」、13年度版からは「安全課調べ」に変わっているが、同じ数字を載せている「労働基準監督年報」や安全衛生情報センターホームページの「災害速報」の出所は、「死亡災害報告」のままで、すべて同じ数字である。

これによると、2005年の死亡者数は1,514人(暦年・業務災害)であるが、2005年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付支払は3,444件と倍以上になっている。後者の3,322件の内訳は、業務災害3,121件(90.6%)、通勤災害323件(9.4%)であり、発生年度別では、2005年度1,033件(30.0%)、2004年977件(28.3%)、2003年度282件(8.2%)、2002年度130件(3.8%)、2001年度79件(2.3%)、2000年度以前943件(27.4%)、という内訳である。(平成17年度版労災保険事業年報)

一方、死亡災害報告による2001年の業務災害死亡者数は1,790人であるが、2001年度に発生した業務災害に係る労災保険葬祭料支払状況をたどると(平成13～17年度版労災保険事業年報)、2001年度996件(50.6%)、2002年度719件(33.6%)、2003年度194件(8.9%)、2003年度92件(5.0%)、2005年度78件(2.0%)、ここまでの合計2,079件で、死亡災害報告による1,790人よりも多い。(平成18年度版以降では、発生年度が平成13(2001)年以前という項目に含まれてしまうことになる。)

このように5年度分の「労災保険事業年報」をたどった合計数と死亡災害報告数との差が、どこからくるのか、解明しておくにこしたことはなかろう。

厚生労働省のホームページ(報道発表資料)では、平成16(2004)年分から、「死亡災害発生状況」と合わせて「重大災害発生状況」も発表されており、こちらは「重大災害報告より作成」したものとされている。

「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故」のこと。この数字は本誌では紹介していないのだが、1968年の480件を最高に、その後減少傾向を示していたが、1985年移行増加傾向がみられている重要な指標である。全体では、2006年は318件で、前年の265件から53件(20.0%)増加、「1974年以降最多」となった。

● 休業4日以上之死傷災害

厚生労働省のホームページ(統計調査結果)に、平成17(2005)年以降分の「労働災害発生状況」統計が掲載されるようになった。これは、「死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)、死亡災害及び重大災害(一時に3人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故)を把握して、労働安全衛生行政の基礎資料とする」とされている。前述の「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」も、このなかに含まれている。

ここに示されている「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」と説明されている。

「労働基準監督年報」も、同じ説明書きで、同じ数字を掲載している。「安全の指標」の「休業4日以上之死傷者数」の出所は「労災保険給付データ」とだけ記載されているが、確定分については上記と同じ数値である。

一方、最近の「労働基準監督年報」は、別の暦年「死傷災害発生状況(休業4日以上)」データも掲載するようになっている。何の説明書きもなしに示されているのだが、これは、安全衛生情報センターホームページ(労働災害発生状況・速報)が公表するようになった、「労働者死傷病報告」による暦年データと同じものであることがわかっている。

休業4日以上之死傷者数については、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)」によるものと、「労働者死傷病報告」(だけ)によるものと、異なるふたつの数字が存在しているわけである。

1999年分以降、双方のデータが、安全衛生情報センターホームページで入手可能になっている(次頁表参照)。事業主が労働者死傷病報告書を届け

労働安全衛生をめぐる状況

出ている件数の方が、毎年6千～1万3千件も多いという状況は、本来受けられるべき労災保険給付を受けていない事例が多数存在していることを示唆しており、解明が必要であると考えられる。同様に、前述の「死亡災害報告」、「重大災害報告」の事例でも、労災保険給付を受けていないものがあるのではないかと懸念される。

前出の「労働災害発生状況」統計が、「死亡災害発生状況」及び「重大災害発生状況」については両報告により作成したものを掲載し、「死傷災害発生状況」については、あえて労働者死傷病報告は、「労災非適」事業についてのみ採用して、「労災適用」事業については労災保険給付データの方を採用している理由は説明されていない。労災保険給付データの方には、労働者死傷病報告書を提出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退（離）職後の発症・死亡等も含まれ得るが、それらの取り扱いがどうなっているかも明示されていない（が、業務災害分についてのみと思われる）。

「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による2006年の休業4日以上死傷災害121,378件の業種別内訳は、製造業29,732件（24.5%）、建設業26,872（22.1%）、運輸業15,712件（12.9%）、林業1,972件（1.6%）、鉱業476件（0.4%）、その他46,614件（38.4%）。

労働者死傷病報告による2006年の休業4日以上死傷災害134,298件の業種別内訳は、製造業36,670件（27.3%）、建設業22,386（16.7%）、運輸業19,369件（14.4%）、林業2,190件（1.6%）、鉱業322件（0.2%）、その他53,361件（39.7%）。

業種別でみると、建設業と鉱業で、労働者死傷病報告による数字の方が労災保険給付データを上回っており、両業種では全体とは逆に、「労災隠し」＝労働者死傷病報告の未届の問題が懸念される。

● 業務上疾病

厚生労働省のホームページ（統計調査結果）に、平成16（2004）年以降分の「業務上疾病発生状況等調査」統計が掲載されるようになっている。これは、「業務上疾病の発生状況、定期健康診断による有所見者数等を把握して、労働衛生行政の基礎資料

休業4日以上死傷者数			
	労働者死傷病報告による	労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）による	両者の差
1999	141,055	133,948	7,107
2000	139,974	133,948	6,026
2001	140,149	133,598	6,551
2002	132,339	125,918	6,421
2003	132,936	125,750	7,186
2004	131,563	122,804	8,759
2005	133,050	120,354	12,696
2006	134,298	121,378	12,920

とする」とされ、「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」、「特殊健康診断実施状況（対象作業別）」、「じん肺健康管理実施状況（業種別）」、「定期健康診断実施結果（業種別）」からなっている。

このうちの「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のものであるが、出所を「業務上疾病調」と記載した、一般に使われている、全国労働衛生週間に合わせて発行されている「労働衛生のしおり」（7月末頃、中央労働災害防止協会）掲載のものと同一のものである。後掲の表4～6においては、これを「公表」件数として紹介している。

一方、しばらく前から、安全衛生情報センターホームページが、労働者死傷病報告書による業務上疾病発生状況の1999年分以降の暦年（発生年）データを掲載するようになっており、表4～6においては、これを「届出」件数として紹介している。

両者を比較検討すると、「じん肺及びその合併症」や「振動障害」等、数字が一致しているものもあるが、一致しないものも少なくない。「腰痛」については、「非災害性」（第3号）として「届出」られた「腰痛」の相当数を「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替えて「公表」しているのではないかと推察できるのであるが、相違がある部分について、そのような「公表数値の操作？」がなぜ行われているのか、説明されたことはない。

全国安全センターは、業務上疾病の労災補償状況については、1999年度分以降について、情報公開法を使って、「業務上疾病の労災補償に係る統計

分類			疾病分類項目	年度			
大	小	CODE		2002	2003	2004	2005
			負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	133,643	133,401	130,166	129,173
	01		骨折	66,322	66,547	65,130	65,386
	02		切断	6,098	5,877	5,525	5,319
	03		関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,591	17,138	16,842	17,394
	04		打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	19,971	19,899	19,550	18,892
	05		創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	19,451	18,847	18,016	17,285
	06		外傷性の脊椎損傷	658	655	649	621
	07		頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	385	407	435	402
	08		火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	3,040	2,900	2,999	2,854
	12		01から08までに掲げるもの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	1,127	1,131	1,020	1,020
一～九			業務上疾病合計(表8参照)	9,045	8,806	8,858	9,271
			合計	142,688	142,207	139,024	138,444

の一切」を開示させてきている。大本となる統計データは、「傷病性質コード別労災補償状況」という集計表で、これは表8にまとめて紹介してある(表11で、2005年度分の都道府県別データも紹介。こちらは、都道府県労働局コード別の傷病性質コード別労災補償件数を打ち出した「業務上疾病新規支給決定件数集計表」によっている)。開示請求にあたっては、「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべてを含むこと」としているが、毎年開示されているのは、1～3頁の表記がある3枚の集計表のみである。

平成14年度分以降の集計表では、傷病性質コードで01～12が割り当てられている「負傷(負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)を含む)」のデータも掲載されるようになった。別掲のとおりであるが、これに表8に示した業務上疾病の合計数を加えた数字が何を意味するのか。労災保険給付を受けた休業4日以上(の傷病数(死亡は含まれていない?)と考えるべきだと思われるのだが、すでに解説した休業4日以上(の死傷災害)に関するふたつのデータ(前頁表参照)と比べると、また数字が異なっていて、一層困惑させられる。

全国安全センターではまた、「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」(年度別、翌年12月付けで作成されている)を開示請求手続によらずに情報提供させ、また、厚生労働省図書館に納入させるようになっている。これには、第1～9号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症

等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害等に係る都道府県別データなどが収録されている。このもととなる調査は、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容も微妙に変化している。

「傷病性質コード別労災補償状況」と「業務上疾病の労災補償状況調査(全国計)」の数字は同じものであり、後掲の表4～6においては、「補償」件数として紹介している。

結局、業務上疾病(職業病)の統計データとしては、「補償」(年度)、「公表」、「届出」(暦年)という3種類の異なる数字が確認されていることになる。

2. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労働災害の発生状況

厚生労働省が発表した平成18年の死亡災害発生状況によると、2006年に労働災害により死亡した労働者数は1,472人で、前年比2.8%(42人)の減少。9年連続で2,000人を下回って、最低記録を更新した。一方、2006年の休業4日以上(の死傷災害)は121,378人。前年比0.9%(1,024人)の増加に転じた。2006年の「重大災害」が「1974年以降最多」を記録したことは、既述のとおりである。

2006年度は、①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る、②労働災害

労働安全衛生をめぐる状況

総件数を20%以上減少させる、③じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾患の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る、ことを目標に掲げた第10次労働災害防止計画(2002～2007年度)の4年目に当たる。

①については、2006年に初めて1,500人を下回ることができた。②については、休業4日以上の死傷災害が2002年の125,918件から2006年121,378件へと、3.6%の減少という状況で、2007年度は、いよいよ最終年度である。

一方、労災保険新規受給者数(業務災害+通勤災害)は、2005年度は608,030人と、前年比0.8%(4,546人)の増加となった。2002年度の578,229件と比べると5.2%(29,801件)増加している。

一般的には、労働災害発生件数の減少傾向が堅持されているようにも見えるが、「労災隠し」の冰山の一角をあらわしている労働安全衛生法第100条(報告等)違反による書類送検件数は、1999年74件、2000年91件、2001年126件と増加。2002年は97件であったが、2003年は132件と激増。2004年は125件、2005年度は114件であった。

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の厳密性はともかくとして、死亡災害件数を1とした場合の、休業4日以上の災害件数(休業4日以上の死傷災害災害-死亡災害)及び休業3日以内+普及災害の件数(労災保険新規受給者数-休業4日以上の死傷災害災害)の比率を別表に示した。

過去10年間平均ではこの比率は、1:73.5:258.5ということになるが、業種別のばらつきが著しい。とりわけ、鉱業と林業では、休業4日以上の災害件数の方が3日以内+不不休害の件数よりも多いとい

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不不休	
		人数	人数	*	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
合計	全業種	6,119,585	18,376	1	1,351,140	73.5	4,750,069	258.5
2005	製造業	168,320	256	1	29,798	116.4	138,266	540.1
	鉱 業	1,258	16	1	545	34.1	697	43.6
	建設業	62,268	497	1	26,696	53.7	35,075	70.6
	運輸業	35,585	287	1	15,197	53.0	20,101	70.0
	林 業	4,026	47	1	2,124	45.2	1,855	39.5
	その他	336,573	411	1	44,480	108.2	291,682	709.7

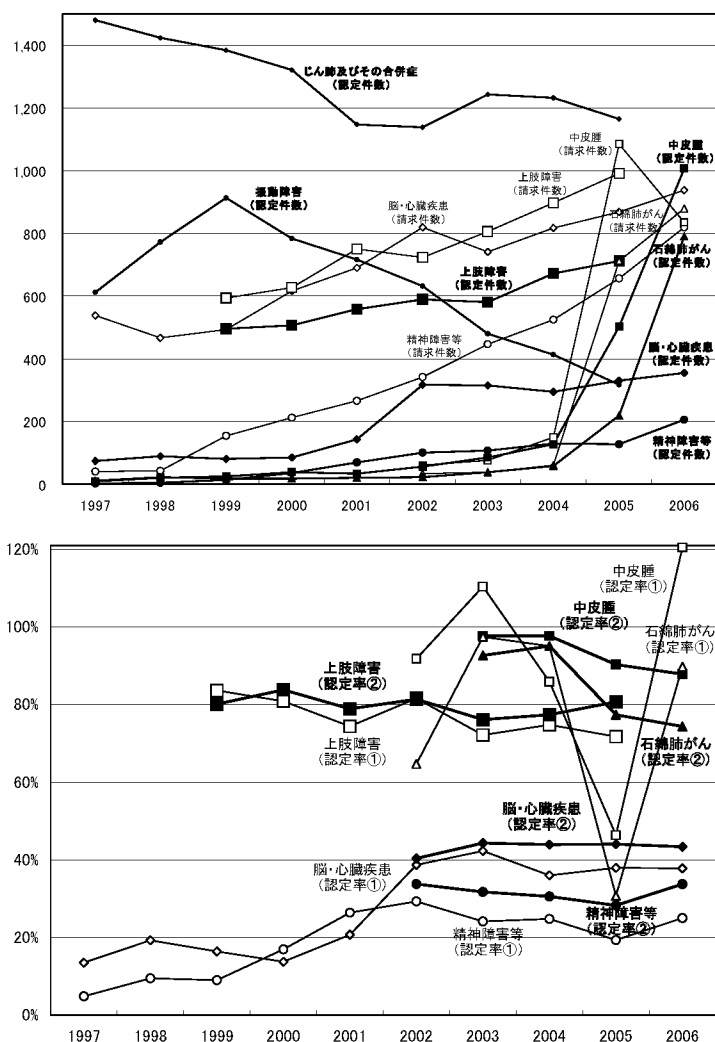
う逆転現象を示しており、これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。建設業と運輸業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不不休害の件数が著しく低い。このような分析も、本来は「労災隠し」の根絶のために活用できるはずである。

● 業務上疾病・労働者の健康状況

業務上疾病(職業病)の認定(補償)件数は、2005年度9,271件で前年比4.7%(413件)増加した。そのなかでも、顕著な増加傾向を持続しているのが職業がんであり(表4)、その増加が、「中皮腫」及び「石綿関連肺がん」によるものであることは明らかである。加えて、頸肩腕障害等のいわゆる「上肢障害」、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」が、最近増加の著しい職業病ということになる。

これらの疾病の請求件数・認定件数の推移を次頁上の図に示した(認定件数の方が太い線で示されている)。なお、ここでは、伝統的な職業病の双壁である「じん肺及びその合併症」及び「振動障害」の認定件数も合わせて示しておいた(振動障害は1999年度以降急減傾向。2003年度から原発性肺がんがじん肺の合併症に追加されているにもかかわらず、全体の件数は減少済み)。「中皮腫」と「石綿関連肺がん」は、2006年度に時効にかか

増加傾向にある職業病の請求・認定件数及び認定率の推移



らない過去分が一挙に現われている面はあるものの、今後大きく減じることはないと思われる。

下の図は「認定率」を分析したものであるが、認定率①＝認定件数/請求件数（いずれも当該年度）、認定率②＝認定件数/（認定件数＋不支給決定件数）の二つの指標を示してある（認定率②の方が太い線で示されている）。わが国では現在のところ、これらの疾病及び石綿関連以外の職業がんについてしか、認定件数だけでなく、請求件数や不支給決定件数に関するデータを入手することができな

い(表9 参照)。

なお、石綿健康被害救済新法による、「時効救済」及び「新法救済」を含めた2006年度の補償・救済状況について、11頁以下で別途検討している。また、「脳・心臓疾患」及び「精神障害等」については、7月号で、業種・職種別分類等の情報も含めて、分析してあるので参照されたい。

また、職業病統計をめぐる、「届出」、「公表」、「補償」各数値の相違については、既述(4頁参照)のとおりであるが、「業務上の負傷に起因する疾病(腰痛)」、「化学物質による疾病」では系統的に、また2005年度は「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」も、「届出」、「公表」件数が、「補償」件数を大きく上回っており、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償の手続がなされていないケースが多々あるのではないかと示唆されるところである。

各種統計の業種別内訳を、一覧にして次頁表に示しておく。

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2005年の48.4%へ

と経年的に増加し続けている。項目別の有所見率では、血圧、血中脂質検査、血糖検査、尿検査(糖)、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる。

厚生労働省は2003年8月に、5年に一度実施されている「平成14年労働者健康状況調査の概況」を発表している。何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は、1992年43.9%→1997年46.4%→2002年37.4%。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率は、1992年22.7%→1997年26.5%→2002年23.5%。一方、

労働安全衛生をめぐる状況

「喫煙対策」の実施率は、1992年34.1%→1997年47.7%→2002年59.1%、と連続して上昇している。

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2005年度末	2005年度	2005年度	2006年(暦年)			2005年(暦年)
製造業	17.3%	18.5%	27.7%	18.2%	19.5%	24.5%	22.5%
建設業	24.0%	9.6%	10.1%	34.5%	37.7%	22.1%	11.8%
運輸業	2.8%	5.0%	5.9%	16.2%	10.1%	12.8%	12.3%
鉱 業	0.2%	0.1%	0.2%	1.1%	0.3%	0.4%	3.9%
林 業	0.7%	0.2%	0.6%	3.9%	0.0%	1.6%	
その他	55.2%	66.7%	55.5%	26.1%	32.4%	38.6%	49.6%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
数 値	2,630,805	49,184,518	608,030	1,472	318	121,378	8,226

労働者に対する調査では、普段の仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が、1992年64.6%→1997年72.0%→2002年72.2%と増加。自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレス(以下「仕事でのストレス」という。)がある」とする労働者の割合は、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%となっている。その内容は、「職場の人間関係の問題」35.1%(前回46.2%)が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%(前回33.5%)となっている。前々回→前回の傾向と前回→今回の傾向が逆転している項目も少なくないわけであるが、この調査では、残念ながらその原因を探れそうな設問はしていない。

なお、「平成15年技術革新と労働に関する実態調査」、「平成16年建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「平成17年労働安全衛生基本調査」等の統計表が、厚生労働省のホームページに掲載されている(<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou13>)。

3. 労働安全衛生対策

● 労働安全衛生法の改正

2006年4月1日から、改正労働安全衛生法が施行された。主な改正内容は、以下のとおり。

- ① 長時間労働者への医師による面接指導の実施
- ② 特殊健康診断結果の労働者への通知
- ③ 危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)及び必要な措置の実施
- ④ 認定事業者に対する計画届の免除

- ⑤ 安全管理者の資格要件の見直し
- ⑥ 安全衛生管理体制の強化
- ⑦ 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施
- ⑧ 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付
- ⑨ 化学物質等の表示・文書交付制度の改善
- ⑩ 有害物曝露作業報告の創設
- ⑪ 免許・技能講習制度の見直し

これらに基づいて、指針等の創設・改正が相次いで行われた(括弧内は施行通達)。

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(平成18年3月17日付け基発第0317007号)
 - ② 危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)に関する指針の策定(平成18年3月10日付け基発第0310001号)
 - ③ 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント)に関する指針の策定(平成18年3月30日付け基発第0330004号)
 - ④ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の見直し(平成18年3月17日付け基発第0317008号)
 - ⑤ 労働者の心の健康の保持増進のための指針の見直し(平成18年3月31日付け基発第0331001号)
 - ⑥ 健康診断結果等に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針の改正(平成18年3月31日)
 - ⑦ 国が行う化学物質等による健康障害防止に係るリスク評価実施要領の策定(平成18年5月11日付け基発第0511001号)
- これ以外にも数多くの施行・留意通達等が発出

されている。これほど重要な指針等の策定・見直しが一度に行われることはかつてないことであり、それらの内容の確認及び周知がきわめて重要である。厚生労働省もホームページに、「労働安全衛生法の改正について」、「職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策」、「有害物ばく露作業報告について」の各コーナーを設けて各種情報を提供しているが本誌は、2006年5月号に重要なものをほぼ全て網羅し、活用しやすいかたちで紹介したつもりである。

また、化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善を図ることを目的として、新たに対象に危険物を加えること、絵表示等を表示すべき事項とすること等を内容(GHS関係)とする改正労働安全衛生法が、2006年12月1日から施行され、厚生労働省ホームページに「改正労働安全衛生法(GHS関係)情報」のコーナーも設けられている。

また、創設された有害曝露作業報告に関連して、2007年4月6日には、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」及びそれに基づく行政措置も発表されている。今回取り上げられたのは、エピクロロヒドリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド及び硫酸ジエチルの5物質で、ホルムアルデヒドを第2類特化物とすることなどが勧告され、健康障害防止対策の徹底について指示(平成19年4月3日付け基安発第0403001号)されたほか、関係政省令の整備が予定されている。

● 建設業総合労災防止対策等

建設業界においても、建設業労働災害防止協会により「危険有害要因特定標準モデル」、「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」(COHSMS)等が示されていること等からとして、1993年に策定された「建設業における総合的労働災害防止対策」が14年ぶりに見直された(平成19年3月22日付け基発第0322002号)。

「リスクアセスメント等の実施に関する自主的な取組等の促進について」(平成19年3月15日付け基安安発第0315003号等)では、厚生労働省が作成したマニュアル等も紹介して、リスクアセスメント

等を普及しようとしている。

今年度には、昭和46年2月19日付け基発第124号「下請混在企業における総合的安全衛生管理体制確立のための監督指導について」を改正した通達を別途発出することも予定されている。

一方で再び、平成19年2月5日付け基監発第0205001号等『『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について』を発し、新たなポスター等は作成されたが、持効性のある新たな施策を打ち出せているとは言い難い。

2007年度は、「第10次労働災害防止計画」、「第6次粉じん障害防止総合対策」の最終年度であり、その結果及び今後の対応も注目される。

● 定期健康診断等の見直し

2006年8月31日には、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会報告書」が公表されているが、雇入時、海外派遣労働者、じん肺、特定業務従事者の健康診断については「従来通り」、結核健康診断については結核予防法改正にそって「廃止」、定期健康診断については「原則40歳以上を対象とする」としつつ、「実施にあたっては調査・研究を行い、必要な関係規制の見直しを行うことが適当」とした。

また、高齢者医療確保法に基づく「標準的な健診・保健指導プラグロム(暫定版)」に対応するための、「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会報告書」が2007年4月12日に公表されている。

● アスベスト対策

以下を内容とする労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部改正は、2006年9月1日から施行された。

- ① 石綿等の製造等の禁止(ポジティブ・リスト化)
- ② 規制の対象範囲の拡大(0.1%超含有基準)
石綿障害予防規則の改正内容は、
- ③ 吹き付け石綿等の封じ込め・囲い込み作業に係る措置(作業の届出等)
- ④ 天井裏、エレベーターの昇降路等における臨時の作業に係る措置(個人保護具の使用)

⑤ 使用された工具等の付着物の除去

⑥ 記録の保存期間の延長(40年間)

これに伴って、「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日付け基安化発第0821001号)、「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月28日付け基安化発第0828001号)等が示されたほか、違反事例がみつかるたびにマスコミ発表が行われたり、「石綿を含有する粉状のタルクの製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成18年10月16日付け基監発第1016001号等)、「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」(平成19年3月16日付け基安発第0316003号)が発出されたりしている。2007年2月14日には、関係業界団体から以下の製品について代替化が可能となったとの報告があり、ポジティブリストから削除する手続を行うとされた。

① 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

② 国内の既存の非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるジョイントシートガスケットで、450℃以上の亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの

③ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるグランドパッキンで500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの

また、事業場の廃業等により石綿健康診断を受診できない離職者に対する特別健康診断も行われたものの、健康管理手帳の見直し作業については、いまだに一切公表されていない。

4. 労災補償対策

労災補償行政は、アスベスト関連の請求事案の爆発的増加に時効救済に係る請求処理も加わり、また、脳・心臓疾患や精神障害等事案の増加などの対応に負われている。昨年は、「労災保険給付に係る決定を署長自らが取り消すという自庁取消事

案が少なからず発生」、長期未決事案は「依然として相当数存在している」ともいう。

担当者の人員増を含めた処理体制の抜本的強化と、社会の認識との乖離を是正する認定基準やその運用の抜本的改正が求められていると言える。しかし、厚生労働省が実際に予定しているのは、「脳・心臓疾患の労災認定実務要領」及び「精神障害等の業務上外の判断のための調査要領」の改正など、小手先の対応にとどまっている。

全国安全センターの毎年の交渉での要請や情報公開推進局の進める開示請求等によって、労働保険審査会に関する一定の情報がホームページ上に掲載されるようになった(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/roudou/>)が、十分とは到底言い難い。総務省の行政不服審査制度検討会の最終報告—行政不服審査法及び行政手続法改正要綱案の骨子—も取りまとめられる予定であるが、労災保険関連の審査・再審査制度も抜本的に改善される必要がある。(「労災保険審査請求事務取扱手引」の改訂も予定されている。)

一方で、昨年成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえた労災保険法改正を含む雇用保険法等改正が成立し、「労働福祉事業」は「社会復帰促進等事業」と改称、「労働条件確保事業」は廃止され、温泉保養、労災援護金の生業援護金、労災特別援護措置、特別栄養食及び附添看護の各事業も2006年度限りで廃止される。

振動障害に係る検査項目及び検査手技については、2006年3月に取りまとめられた「振動障害の検査指針検討会報告書」を踏まえ、見直しについての検討を行っているところであり、今後検討結果がまとまり次第、別途通達することとされている。2007年度は、振動障害に係る「適正給付対策」の第7次3か年計画の最終年度にも当たっている。

最近発覚した兵庫労働局労災保険審査官による調書の紛失・偽造という事態は、再審査請求人が、自ら受けた覚えのない審査官による調書の存在を指摘したことによって明らかにされたものである。労災請求処理の公正・透明性を確保するための実効性のある施策が緊急に実施されなければならない。

労災保険・石綿被害救済新法 による補償・救済状況 2006年度

2006年度の労災保険・石綿健康被害救済法によるアスベスト被害の補償・救済状況がおおむね明らかになった。

厚生労働省は、2007年5月25日に、「石綿による健康被害に係る給付の請求・決定状況について(平成18年度)」公表した(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-2.html>)。

また、環境再生保全機構が、2007年5月17日に、石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況について(2006年3月27日から2007年3月30日まで分)、また、都道府県別の認定申請・特別遺族弔慰金等請求書受付件数について(2006年3月27日から2007年3月31日までの機構本部受付分)取りまとめた結果を発表した。

● 「隙間ない救済」の検証は？

クボタ・ショックで政府は、「隙間なく迅速な救済」を公約した。しかし、「隙間ない救済」が実現できているかどうかの検証を、いつ、誰が行うのかは明らかにされていない。そこで今回、全国安全センターが独自に集計して、労災保険による補償と新法による救済状況を検証しようとしたのが本稿である。

分析に入る前に確認しておかなければならないことがある。まず、石綿健康被害救済法はその第26条で「他の法令による給付との調整」について規定し、同法施行令第7条及び施行規則第21条に規定された、労災保険法をはじめ33もの法律に基づき支給される諸給付が行われる場合には、療養手当等を支給しないこととされている。したがって、労災保険による補償以外の関連する全ての制度による補償・救済状況を全て寄せ集めなければ、「隙間ない

救済」の検証はできないのであるが、必要な情報がほとんど明らかにされていないのである。

例をあげると、以下のような状況である。

- ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業本部は、「元国鉄職員に対するアスベストを起因とする業務災害補償等認定実績」を公表している(<http://www.jnrsh.jrtt.go.jp/80asbestos/asbestos2.htm>)。これによれば、最新の5月11日現在の状況で、中皮腫42件、肺がん19件、石綿肺6件、びまん性胸膜肥厚10件の合計77件の認定実績があり、不認定が47件、審査中65件等という状況である。
- ② 日本たばこは、「旧日本専売公社職員の業務上の石綿による健康被害について」公表しているが(http://www.jti.co.jp/JTI/attention/about_comp.html)、その実績は明らかにしていない。われわれは、少なくとも時効救済1件、業務災害1件が発生していることを承知している。旧電電公社職員の業務災害、時効救済に責任を負うべきNTT関連の情報も明らかにされていない。
- ③ 船員保険による災害補償認定事例については、クボタ・ショック直後の2005年7月29日及び8月26日の「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表」の一環として、2004年度までに中皮腫4件の認定事例があったことが明らかにされているものの、それ以後の情報は公表されていない。本誌が問い合わせると、「えっ、公表していませんでしたっけ?」、「確認して連絡します」と言ったきり音沙汰がない。
- ④ 2005年8月5日に総務省が「地方公務員災

労災保険・石綿新法による補償・救済状況

害補償制度における石綿ばく露による肺がん等の公務災害補償の状況について発表 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050805_3.html)。これによると、2005年7月末までの認定実績は、水道管(石綿管)の布設替え工事・切断工事に20年以上従事した水道課職員の中皮腫事案1件(2001年3月認定)のみ。また、2005年8月31日の消防庁発表「消防職員の健康実態調査の結果」では(<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/050831-2.pdf>)、消防職員及びその退職者で中皮腫罹患者3名(内死亡2名)、肺がん498名(内死亡379名)、同年12月6日の「消防団員の健康実態調査の結果」では(<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/51206.pdf>)、中皮腫罹患者17名(内死亡15名)、肺がん458名(内死亡404名)。いずれも、「消防活動に起因するものか、また石綿の吸引によるものか等の因果関係については不明」としていた。

その後一切情報が明らかになされていなかったが、アスベストセンターが日森文尋参議院議員を通じて地方公務員災害補償基金の担当者を呼んだヒアリングによると、クボタ・ショック以降約20件の

新たな公務災害認定請求がなされたのに対して、相談に乗ってくれる専門医をみつけるのに1年半を費やし、昨年12月1日ようやく専門医を委嘱。今年6月6日の時点までに、公務上認定1件(水道関係、その後さらに1件を確認済み)、公務外12件の決定を下したとのこと。認定の体制も内容も問題だらけであることが明らかになっている。

- ⑤ 国家公務員では、国土交通省が2005年9月8日に「アスベスト(石綿)による公務災害の認定について」公表(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/00/000908.html>)。中皮腫等により死亡した北海道開発局及び気象庁の元

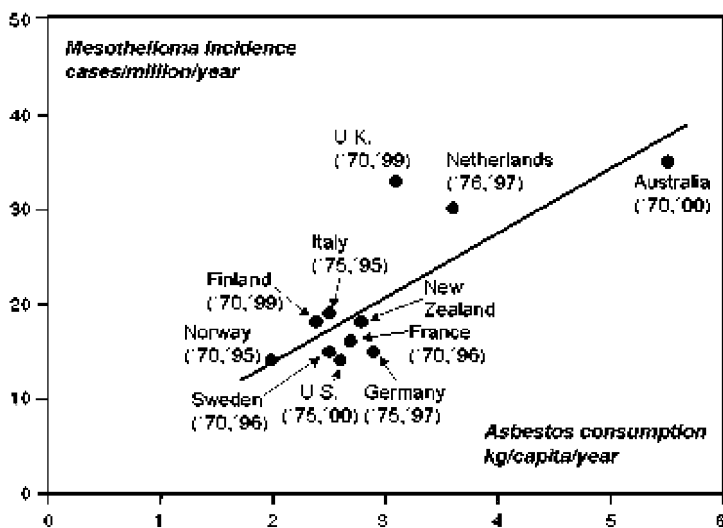


Figure 1—National mesothelioma incidences correlated with the past use of asbestos

TABLE 3. Mesothelioma Incidences and Use of Asbestos

Country	Mesothelioma Incidence		Use of Asbestos			References*
	Cases/Year	Cases/Million/Year	Tons/Year	Kg/Capita/Year	Tons/Mesothelioma	
Australia	490 (2000)	35	70,000 (1970)	5.5	140	13,14
Finland	74 (1999)	18	11,000 (1970)	2.4	150	15,16,17
France	750 (1996)	16	143,000 (1970)	2.7	190	30,31,32
Germany	1,007 (1997)	15	230,000 (1975)	2.9	230	18,19,35
Great Britain	1,595 (1999)	33	170,000 (1970)	3.1	110	20,21,22
Italy	930 (1995)	19	140,000 (1975)	2.5	150	33,35
Netherlands	377 (1997)	30	49,000 (1976)	3.6	130	23,24,25
New Zealand	50 (1996)	18	8,000 (1970)	2.8	160	26
Norway	48 (1995)	14	8,000 (1970)	2.0	170	27
Sweden	105 (1996)	15	20,000 (1970)	2.5	190	28,29
United States	2,800 (2000)	14	552,000 (1975)	2.6	200	3,34
ALL COUNTRIES	8,236	18	1,401,000	2.8	170	

*See the reference list.

2005年に環境省が行った(であろうと考えられる)中皮腫死亡者総数の計算

年度	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976
36年前の年度	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940
36年前のアスベスト輸入量	11,348	11,581	10,843	16,154	22,710	23,519	28,484	43,796	29,901	44,146	31,361
推計: 中皮腫発症者数(36年前の輸入量÷170)	67	68	64	95	134	138	168	258	176	260	184
推計: 中皮腫死亡者数(発症2年後に死亡)			67	68	64	95	134	138	168	258	176
統計: 中皮腫死亡者数(ICD9-163; ICD10-C45)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956
18,000	0	0	0	0	0	0	0	1,205	6,639	20,808	13,352	18,905	20,281	20,400	33,388
106	0	0	0	0	0	0	0	7	39	122	79	111	119	120	196
280	184	106	0	0	0	0	0	0	0	7	39	122	79	111	119
—	—	62	64	70	78	88	88	111	101	137	149	133	167	163	174

1993	1994	小計	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	小計	2005	合計
1957	1958		1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968		1969	
49,464	37,738		53,684	77,056	114,815	96,674	115,492	143,969	133,522	146,294	188,741	199,415		237,171	
291	222		316	453	675	569	679	847	785	861	1,110	1,173		1,395	
120	196		291	222	316	453	675	569	679	847	785	861		1,110	
232	256	3,885	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953	7,013	911	11,809

職員の3人で、いずれも国の所有する船舶に乗船、船内の機関部や排気管などの点検、整備等に従事中に損傷又は劣化等による石綿の粉じん曝露したものと推定されたとした。

今年6月防衛省は、アスベストセンター等の質問に答えて、公務災害認定状況を、海上自衛隊・中皮腫1名(死亡)、陸上自衛隊・石綿肺2名(内死亡1名)(いずれも退職後の認定)と明らかにした。国家公務員のアスベスト被害の全貌も明らかにされているとはいえない。

- ⑥ 厚生労働省は2005年11月21日、「石綿による疾病により死亡した準軍属等であった者の遺族等に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法等による対応について」発表している(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/11/h1121-1.html>)。同法に基づき給付が行われた事例は、中皮腫1件、肺がん1件ということであったが、その後の状況は明らかにされていない。

クボタ・ショック直後に、慌ただしく調査・公表があった後は、いずれも不誠実きまる対応—クボタ・ショックの状況に戻ってしまっていると言える。

● 補償・救済対象の推定

もうひとつ、「隙間ない救済」を検証するうえで必要なことは、補償・救済を受けるべきアスベ

ト被害者の全体像を見極めることである。

ここでは独自に入手した資料に基づいて、新法を設計するに当たって環境省が行ったと考えられる推計方法を採用することとした。すなわち、

- ① 国際疾病分類第10版(ICD-10)が適用された1995年以降は、人口動態統計の「C45: 中皮腫」による死亡者数を採用する。
- ② ICD-9が適用されていた1979～1994年については、「163: 胸膜のその他の悪性腫瘍」による死亡者数を使用する。
- ③ 1978年以前の推計方法

- ・フィンランド国立労働衛生研究所のトサパイネン博士の論文「Global Use of Asbestos and the Incidence of Mesothelioma」(IJOEH, 2004)から、過去のアスベスト使用(輸入)170トン当たり1名の中皮腫発症と仮定(前頁の図表参照)。

- ・2004年度までの日本の労災認定の実績から、曝露後36年後に発症、発症してから2年後に死亡するものと仮定(2004年に原則禁止を実施したので、中皮腫による死亡者の発生は2042年が最後になることになる)。

以上の仮定によって、作成したのが別掲の表である。1930年以降のアスベスト輸入量のデータを使っているため、最初の中皮腫発症は1966

労災保険・石綿新法による補償・救済状況

年、その罹患者が1968年に死亡することになり、1966～1994年の累計中皮腫死亡数が3,685人と推計された（実際のわが国における中皮腫の最初の報告は1973年、労災認定第1号は1978年とされている）。

トサパイネン博士が聞いたらびつくりしそうな推計方法があるが、ここではそれらの妥当性については論じない。

2006年は、③の推計方法によると1,754件となるが、ここでは1,000件と仮定した。

肺がんについては、環境省は、2004年度までの日本の労災認定の実績である中皮腫の「0.7倍」という仮定と、ILOのユッカ・タカラ博士が引用したことのある「1.6倍」という仮定で推計した模様であるが、ここでは、5月号で紹介したヘンダーソン論文等が指摘するように、もっともひろく使われている「2.0倍」と仮定することとする。

補償・救済の対象とされるべき中皮腫・石綿関連肺がんによる死亡者数を以上のように設定したうえで、労災保険による補償と石綿健康被害救済新法による救済を受けた件数を集計したものが、別掲の表「中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況①」である。

● 中皮腫労災認定は4倍に

まず指摘したいのが、中皮腫の労災認定件数の推移である。クボタ・ショック以前、1978年の第1号認定から2004年度までの総労災認定件数は502件であった。それが、2005年度は1年だけで503件と2倍になり、2006年度は1年でその倍の千件強、2年間のうちに4倍に増えてしまった。

しかし、2005年7月29日及び8月26日の「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公

中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況①

中皮腫							
	～1994	～2004	2005	2006	合計	救済率	分担率
死亡者数	3,685	7,013	911	1,000(推計)	12,609	100.0%	
労災補償	83	419	503	1,006	2,011	15.9%	42.4%
時効救済				569	569	4.5%	12.0%
新法救済(死亡)				1,538	1,538	12.2%	32.4%
新法救済(生存)				627	627	5.0%	13.2%
認定・救済合計				3,740	4,745	37.6%	100.0%

石綿肺がん							
	～1994	～2004	2005	2006	合計	救済率	分担率
死亡者数	7,370	14,026	1,822	2,000(推計)	25,218	100.0%	
労災補償	120	234	219	790	1,363	5.4%	73.3%
時効救済				272	272	1.1%	14.6%
新法救済(死亡)				52	52	0.2%	2.8%
新法救済(生存)				172	172	0.7%	9.3%
認定・救済合計				1,286	1,859	7.4%	100.0%

合計(中皮腫・石綿肺がん)							
	～1994	～2004	2005	2006	合計	救済率	分担率
死亡者数	11,055	21,039	2,733	3,000(推計)	37,827	100.0%	
労災補償	203	653	722	1,796	3,374	8.9%	51.1%
時効救済				841	841	2.2%	12.7%
新法救済(死亡)				1,590	1,590	4.2%	24.1%
新法救済(生存)				799	799	2.1%	12.1%
認定・救済合計				5,026	6,604	17.5%	100.0%

表」の対象となったのは、2004年度までの分の一部にすぎないのである。公表の趣旨は、

「① 公表対象事業場でこれまで業務に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事した可能性があることを注意喚起する

② 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらおう

③ 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立ててもらおう

という観点から有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、労災認定事業場一覧表は、そのための情報として欠くことができないものであると判断したためである」。

この意義は何ら変わっていないにも関わらず、増加した3倍の分の情報を厚生労働省は公表しようとしていない。全国安全センターや患者と家族の会の要請に対して、「公表することのメリットとデメリットを慎重に検討したい」と言い続けている

が、要は、公表したくはないが、世論の動向次第で対応できるように、「公表しない」とは言わずにおこうということであろう。許し難い姿勢である。

● 年毎の発症・死亡者の追跡ができない

また、ある年に発症ないし死亡した者のうち、どれくらいが、どの補償・救済を受けたのかをトレースできるデータが公表されていない。

例えば、2005年に中皮腫で死亡した911名のうち、労災補償を受けた者、新法による救済を受けた者、何の補償・救済も受けていない者を把握・分析することは、「隙間ない救済」の検証にとって、不可欠の要素ではないだろうか。

厚生労働省や環境省が、全国あるいは尼崎など地域を限定して、中皮腫死亡者の全数調査なども行っているはずなのであるが、「隙間ない救済」の検証に役立つ情報は公表されていない。

今回のデータだけでは検証しようがないのだが、「新法救済(生存)」事例については、被災者が生存している間に認定申請の手続をしておかないと、死亡した後では遺族は一切の救済給付を受け取れない仕組みになっており、このために給付を受けられなくなった事例がどのくらいあるのかも、「隙間ない救済」の検証のためにきわめて重要かつ必要な情報であろう。

● 中皮腫救済率37.6%は不十分

さて、中皮腫については、累積労災認定数2,011件に、時効救済569件、新法救済(死亡)1,538件、新法救済(生存)を加えた補償・救済を受けた総件数は、4,745件となり、中皮腫の「救済率」は、37.6%と試算された。

以前と比較するならば、著しい進展ではある。しかし、「隙間ない救済」を実現するための初年度との数字としては、到底満足のいくものではない。とりわけ、「時効救済」及び「新法救済(死亡)」(新法施行前に死亡している事例)については、施行から3年以内(2009年3月26日まで)に請求手続をしなければ、新たな時効＝救済を受ける権利を失ってしまうのである。初年度の結果を分析して、潜在的な受給権者に必要な情報を届ける手段を

講ずること、及び/または、法施行から3年以内という請求期限を見直すべきであろう。

● 半分近くが新法に流れている

表中では「分担率」と記載したが、補償・救済を受けた4,745件の中皮腫事例のうち、労災補償が42.4%と時効救済が12.0%で合わせて、54.4%。これに対して、新法救済(死亡)32.4%、新法救済(生存)13.2%の合計45.6%である。

再三指摘してきているように、中皮腫の、「ほとんど全てがアスベストが原因」で、「80%くらいが職業曝露によるもの」というのが国際的なコンセンサスである。職業曝露が環境曝露かを問わずに同一の補償を実施しているフランスのアスベスト補償基金(FIVA)では、職業曝露によると考えられたものが85～95%という実績となっている。

こうしたことを考えれば、本来は労災補償や時効救済を受けられる資格があるにも関わらず、新法救済でごまかされてしまっている事例が多いと考えられるのである。労災補償と新法救済の内容・水準が同等であれば、あまり問題はなかろうが、労災補償と比較してきわめて低水準・内容の新法救済で泣き寝入りをさせられているという懸念を捨てきれない。

現行の新法の仕組みでは、補償・救済のどれを請求するかは、請求人の自己責任とされてしまっている。新法救済一環境再生保全機構は、原則的に曝露情報を調べない。仮に同機構が、労災補償や時効救済の対象になり得ることに気がついたとしても、自動的に労働基準監督署に一件書類を移送する仕組みにはなっておらず、請求者はあらためて別の手続を自ら行わなければならない。請求人に過大な負担を押しつける、不合理なシステムと言わざるをえないだろう。

● 石綿肺がんを全く救えていない!

一方、肺がんの「救済率」は、10%にも満たない7.4%であって、悲惨である。

これは予測も指摘もされてきたところであり、主な原因は、認定基準とその運用の不備に帰すことができよう。新法救済の認定基準では、石綿関

連肺がんをほとんど救えないことが明らかとなった。労災認定基準の方がまだしも機能しているようだが、同じ認定基準に拠っているはずの時効救済ではそうならないことも問題である。

公表されているデータだけでは十分に分析できないが、労災補償では、「石綿曝露作業従事期間10年以上＋胸膜プラークまたは石綿小体・繊維」という要件で認定されているものがほとんどであろうと思われる。新法

救済の認定基準に合わせて導入された、乾燥肺重量1g当たり石綿小体5,000本以上、石綿繊維200万本以上等の数値指標は、要件の厳しさもさることながら、それを確認できていない臨床現場の実状からも、適用可能とはいえない。

結果的に、右の表にあるように、中皮腫認定件数に対する肺がんの認定件数の比率も、国際的なコンセンサスである「2倍」からほど遠く、新法救済(死亡)に至っては、「0.034倍」にとどまっている。

ひとつのアプローチとしては、曝露要件の重視・積極的活用があげられる。欧州諸国がヘルシンキ・クライテリア等を活用して、一定の曝露要件を満たせばそれだけで石綿肺がんを認定していることが参考になる。新法救済についても、曝露状況がわからない場合にも認定できる道を確保するということと、可能な限り曝露状況を調べて、一定の状況がわかる場合には曝露要件のみで認定できる道も確保するということを両立させなければならぬであろう。医学所見要件については、私見としては、胸膜プラーク所見のある者に発症した原発性肺がんを認定対象に加えることを提案したい。いずれにせよ、万能の唯一の要件は存在せず、AまたはB、またはC、またはD……いずれかの要件を満たす場合に認定というアプローチをとらなければならないことは、5、6月号でも見たとおりである。

● 労災認定率が低下傾向

「中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況③」を

中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況③

		～1994	～2004	2005	2006	合計
労災補償	中皮腫	83	419	503	1,006	2,011
	肺がん	120	234	219	790	1,363
	比率	144.6%	55.8%	43.5%	78.5%	67.8%
		2,006				2,006
時効救済	中皮腫	569	新法救済(死亡)		中皮腫	1,538
	肺がん	272			肺がん	52
	比率	47.8%			比率	3.4%
		2,006				合計
新法救済(生存)	中皮腫	627	合計		中皮腫	4,745
	肺がん	172			肺がん	1,859
	比率	27.4%			比率	39.2%

ご覧いただきたい。

まず指摘したいのは、労災認定率＝認定件数/(認定件数＋認定件数＋不認定件数)の低下傾向である。中皮腫の労災認定率は、1999～2004年度96.8%、2005年度90.3%、2006年度87.9%へ、肺がんは1999～2004年度93.5%、2005年度77.4%、2006年度74.4%へと低下しており、警戒を要すると感じている。

● 新法救済では「取下げ」にも要注意

新法救済の場合には、認定率＝認定件数/(認定件数＋認定件数＋不認定件数)だけを見ていては実態を見間違える。かなりの数の「取下げ」、「判定保留」件数があることが明らかになっているからである(http://www.erca.go.jp/win_news/files/008654.pdf)。

環境再生保全機構は、「取下げ」について、「主な理由：労災保険等支給、医学的資料が整わない」「死亡」事例の場合には「優先請求順位者が別に存在」も加わる(口頭では、ほとんどが「労災保険等が支給されたため」と説明されてきた)、「判定保留」については、「医学的判定において追加資料が必要とされたもの」と説明している。3月20日の参議院環境委員会で岡崎トミ子参議院議員がこの問題を取り上げ、初めて具体的内容の一端が明かされた。

すなわち、「判定保留」は、中皮腫については、病理検査結果の不備があり中皮腫と判定できないものが約6割、提出された試料のみでは良性か悪

中皮腫・石綿肺がんの補償・救済状況⑧

中皮腫							
制度	労災補償		時効救済	新法救済 (死亡)	新法救済 (生存)	補償・救済合計	
年度	1999-2004	2,005	2,006				
請求		1,084	835		1,799	1,155	
認定	365	503	1,006	569	1,538	627	3,740
不認定	12	54	139	63	14	76	292
認定率	96.8%	90.3%	87.9%	90.0%	99.1%	89.2%	92.8%
取下げ					123	121	244
認定率					91.8%	76.1%	87.5%

石綿肺がん							
制度	労災補償		時効救済	新法救済 (死亡)	新法救済 (生存)	認定・救済合計	
年度	1999-2004	2,005	2,006				
請求		712	880		358	519	
認定	174	219	790	272	52	172	1,286
不認定	12	64	272	292	36	77	677
認定率	93.5%	77.4%	74.4%	48.2%	59.1%	69.1%	65.5%
取下げ					57	65	122
認定率					35.9%	54.8%	61.7%

合計(中皮腫・石綿肺がん)							
制度	労災補償		時効救済	新法救済 (死亡)	新法救済 (生存)	認定・救済合計	
年度	1999-2004	2,005	2,006				
請求		1,796	1,715	1,453	2,157	1,674	
認定	539	722	1,796	841	1,590	799	5,026
不認定	24	118	411	355	50	153	969
認定率	95.7%	86.0%	81.4%	70.3%	97.0%	83.9%	83.8%
取下げ					180	186	366
認定率					87.4%	70.2%	79.0%

性かわからないものが1割、別の悪性腫瘍の可能性があるものが約3割。「取下げ」の内訳では、「生存」事例の場合では、労災保険等支給というのは5割、医学的資料が揃わないということでの取り下げも約5割だと回答がなされている。

やはり指摘されてきたように、医学的資料が十分でないと「判定保留」にされて、追加資料の提出を求められ、結局、資料を揃えられないからという理由で「自発的」?な「取下げ」を強いられている事例が多数あることが伺われるのである。そこで、表では、認定件数/(認定件数+不認定件数+取下げ件数)としての認定率も示しておいた。

● 被災者・家族に不当な立証責任

中皮腫については、診断が確かであれば、労

災補償か新法救済を受けられるはずであった。「新法救済(死亡)」事例については、診断書等に中皮腫の記載があれば、診断の確かさ云々のチェックもしないはずである。その「新法救済(死亡)」の中皮腫認定率ですら91.8%、「新法救済(生存)」では76.1%である。肺がんについては、それぞれ、35.9%、54.8%というきわめて低い認定率にとどまっている。

どういふことなのか環境再生保全機構と環境省には説明責任があると思う。再三言っているように、臨床現場の診断精度の向上という政策課題を認定システムに持ち込んで、被災者やその家族に不当な立証責任を押し付けるべきではないのである。

● 補償・救済の見直し急務

結論としては、今回分析したデータのみからでも、「隙間ない救済」が到底実現できていない—できない構造が浮かび上がるのであって、早急に補償・救済のあり方の

見直しを行うべきである。(なお、ここでは、補償・救済の内容・水準については検討していない。)

● 必要な情報公開も不十分

厚生労働省は、1999～2003年度の間だけ独自に集計、われわれにも提供していた労働基準監督署別の統計を取るのをやめてしまった。環境省の石綿による健康被害の救済に係る事業主負担に関する検討会の資料「平成7～16年市区町村別の中皮腫死亡者数」では、3人以下の市区町村のデータは伏せられたまま。検証等に必要な情報の公開ですら、全く不十分である。

入手可能なデータが限られるため、分析には注意を要するが、都道府県別のデータも次頁以下に示しておいた。

労災保険・石綿新法による補償・救済状況

都道府県別・石綿にさらされる業務による職業がん(中皮腫と肺がんの合計)の労災補償状況

	-75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	合計	
	昭和														平成																			
	-50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
北海道														1								1					1	2	5	2	8	24	84	128
青森																															1	6	7	
岩手																											1					2	3	
宮城																														2	5	18	25	
秋田																																5	5	
山形																															4	3	7	
福島																															1	6	13	20
茨城											1				1			1	1	1			1	1			1	2	2	2	4	14	32	
栃木																									1				1		5	5	12	
群馬																	1														1	8	10	
埼玉							1	1	1				1	1	1		1	2	2	2		1	1	1	2	1	4	2	5	6	11	43	90	
千葉												1												2	1				1	4	11	36	56	
東京						1			1	2	1	1	1	1	3	3	2	2	2	4	4	4	2	2	1	3	3	1	7	17	18	64	243	389
神奈川											1	3	3	2	4	5	2	4	3	3	2	4	11	8	7	9	13	5	12	17	24	64	160	366
新潟							2																					1	2	1	20	40	66	
富山																													1		2	17	20	
石川																															2	7	9	
福井																															2	8	10	
山梨																											1				1	0	2	
長野													1		1		1									2	1		1		2	5	22	36
岐阜							1					1	1							1	1	1	1	2	2	1		2	2	5	11	21	53	
静岡												1			1			2	1						2	1			1	6	20	41	76	
愛知													1		1	1		1			1				1	1	1	1	2	6	28	70	115	
三重																					1										4	11	17	
滋賀												1																	1		3	20	25	
京都																											1		1			4	18	24
大阪					4	1		2	1		1	1	2				4	2	2	1		2	2	4	6	8	1	5	7	26	129	211	422	
兵庫											2	4	1	1	2	5	4	5	2	1	6	3	2	11	7	10	9	17	22	20	105	176	415	
奈良					1		1						1		1	1			1	1	1	1	2	1			1	3	1	7	13	21	59	
和歌山																															3	5	15	23
鳥取																															1	2	5	8
島根																															1		6	7
岡山																		1			1	2		3	4	5	3	5	12	10	25	64	135	
広島														1		1		1	4	4	2	2		3		2	2	2	9	11	30	98	172	
山口															1					1				1		1		2	1	3	21	39	70	
徳島																				1												3	7	11
香川											1				1			1				1					2	2	3	2	3	16	22	54
愛媛																1			2		1									3	4	10	26	47
高知																															3	4	7	
福岡								1			1	1	1				1	1	1	1			1	2	2	1	1	1	8	7	26	64	121	
佐賀																					1							1	2	2	5	9	20	
長崎											1		1			2		1					3	1		1	4	1		25	60	101		
熊本																													1	1		9	11	
大分																			1		1			1		1				1		12	17	
宮崎																															1		8	9
鹿児島																											1					1	14	16
沖縄																																1	11	12
合計					5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	17	24	21	21	23	27	22	42	42	55	54	78	123	186	722	1,796	3,359	
肺がん	8	2	0	3	5	1	2	7	4	3	7	5	8	7	9	10	10	9	11	9	10	15	12	23	17	18	21	22	38	58	219	790	1,363	
中皮腫	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	9	2	3	10	6	8	14	10	12	13	12	10	19	25	37	34	56	85	128	503	1,006	2,011	
合計	8	2	0	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	55	55	78	123	186	722	1,796	3,374	

※厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県別・中皮腫による死亡件数と労災認定・新法救済件数の比較(入手可能なデータによる)

	中皮腫による死亡件数													労災補償									時効 救済	新法救済		総合 計	仮救済 率	
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	2006	2006	2006			
北海道	23	26	26	34	26	31	38	50	43	55	40		392		1	2	5	1	8	18	47	82	32	57	18	189	48.2%	
青森	4	5	5	4	2	2	4	7	7	5	4		49							1	4	5	3	11	4	23	46.9%	
岩手	1	3	5		3	5	4	5	6	9	7		48									1		9	1	11	22.9%	
宮城	3	8	9	4	6	14	10	12	15	18	13		112						2	2	12	16	4	18	8	46	41.1%	
秋田	5	6	9	4	1	7	6	7	7	6	3		61								3	3	1	17		21	34.4%	
山形	2	2	2	2	3	3	2	8	5	5	2		36							2	1	3	3	8	5	19	52.8%	
福島	6	9	11	7	10	13	10	8	4	14	15		107						1	6	11	18	8	15	6	47	43.9%	
茨城	14	9	10	10	4	10	14	21	15	14	14		135			1	1	1	1	3	8	15	4	24	17	60	44.4%	
栃木	2	4	9	10	7	9	10	9	10	7	5		82	1				1		4	2	8	1	12	3	24	29.3%	
群馬	3	3	10	3	5	12	9	10	14	10	10		89								8	8	1	11	9	29	32.6%	
埼玉	27	24	21	23	33	39	41	37	36	48	38		367	2			2	4	2	8	28	46	14	89	37	186	50.7%	
千葉	17	19	16	14	14	19	17	17	30	36	37		236			3			4	10	17	34	9	60	22	125	53.0%	
東京	37	56	48	44	45	57	60	57	73	68	73		618	2	3	1	5	7	4	35	117	174	47	147	73	441	71.4%	
神奈川	38	61	55	39	53	42	51	46	65	69	80		599	4	9	5	5	9	15	41	74	162	48	97	38	345	57.6%	
新潟	15	5	5	9	6	12	17	12	21	19	16		137				1	2	1	13	21	38	10	29	12	89	65.0%	
富山	4	11	9	6	14	12	7	11	12	8	13		107					1		2	14	17	10	21	5	53	49.5%	
石川	4	4	5	5	9	11	7	4	7	4	8		68							2	5	7	2	11	3	23	33.8%	
福井	3	1	2	4	3	2	2	5	5	8	4		39			1				1	5	7	2	5	1	15	38.5%	
山梨	2	2	1	2	3	6	5	2	3	2	6		34								1	0	1		6	2	9	26.5%
長野	4	9	7	9	6	4	11	10	9	4	8		81	1	1				1	3	13	19	5	9	4	37	45.7%	
岐阜	4	9	5	3	11	9	8	11	14	9	9		92	1	1		1		3	5	12	23	4	14	12	53	57.6%	
静岡	17	17	12	12	16	22	20	18	24	29	31		218	2	1			1	5	15	24	48	19	37	16	120	55.0%	
愛知	19	23	21	23	18	35	31	26	32	35	34		297			1	1		5	26	49	82	32	57	19	190	64.0%	
三重	3	5	3	5	7	8	5	10	7	11	6		70							3	6	9	3	13	3	28	40.0%	
滋賀	4	8	5	8	10	9	8	6	9	9	8		84							3	12	15	4	11	8	38	45.2%	
京都	7	12	14	14	14	17	11	12	12	28	14		155		1		1			4	11	17	11	32	14	74	47.7%	
大阪	48	51	63	58	67	69	87	93	79	99	87		801	2	4	1	3	5	20	90	127	252	70	190	63	575	71.8%	
兵庫	37	46	52	55	61	70	70	68	75	75	90		699	6	7	9	14	18	18	81	102	255	82	218	91	646	92.4%	
奈良	8	6	9	16	7	11	14	12	19	14	11		127			1	1	1	3	7	8	21	11	31	10	73	57.5%	
和歌山	7	1	7	5	9	4	8	2	6	7	5		61						2	3	4	9	4	12	3	28	45.9%	
鳥取	3	3	3	5	4		2	8	5	1	2		36							1	2	4	7	1	4	4	16	44.4%
島根	1	1	3	2	2	4	3	4	2	4	4		30						1		3	4	2	2	1	9	30.0%	
岡山	10	20	14	17	8	10	19	25	26	19	17		185	3	1	3	5	9	5	8	22	56	17	29	15	117	63.2%	
広島	16	22	25	29	28	22	32	31	24	48	39		316		2	2	2	9	10	23	58	106	38	41	16	201	63.6%	
山口	17	11	9	8	11	11	14	14	14	16	13		138		1		2	1	3	12	23	42	19	24	7	92	66.7%	
徳島	4	4	5	2	3	1	4	4	2	5	9		43							3	6	9	2	5	3	19	44.2%	
香川	4	5	9	4	4	7	9	11	7	4	9		73		2	2	3		3	14	14	38	4	15	6	63	86.3%	
愛媛	7	9	4	7	8	6	15	12	16	12	10		106					3	2	7	14	26	2	9	6	43	40.6%	
高知	2	2	4	2	4	4	3	6	8	6	6		47							3	3	6	1	12	2	21	44.7%	
福岡	22	14	29	20	33	35	33	44	33	34	39		336	1		1	1	7	3	20	47	80	13	51	25	169	50.3%	
佐賀	4	4	4	5	9	7	6		11	8	9		67				1	2	1	2	6	12	2	16	5	35	52.2%	
長崎	12	8	13	12	15	9	8	17	14	16	22		146				1				19	30	16	17	8	91	62.3%	
熊本	6	8	8	4	10	5	8	3	10	16	8		86					1	1		4	6	1	10	3	20	23.3%	
大分	6	6	3	4	9	4	8	3	8	12	6		69		1				1		7	9	1	7	7	24	34.8%	
宮崎	4	2	2	6	8	7	7	8	8	9	7		68						1		6	7		8	1	16	23.5%	
鹿児島	5	7	3	8	15	7	8	12	16	10	12		103							1	10	11	3	14	9	37	35.9%	
沖縄	8	5	3	3	3	6	6	9	9	6	8		66								3	3	3	3	2	11	16.7%	
不詳	1					1		3	1	2			8															
合 計	500	576	597	570	647	710	772	810	878	953	911		7,924	25	35	33	55	83	127	503	1,006	1,867	569	1,538	627	4,601	58.1%	

※死亡件数は人口動態統計により、労災認定件数は厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労災保険・石綿新法による補償・救済状況

都道府県別・石綿関連肺がんによる死亡件数と労災認定・新法救済件数の比較(入手可能なデータによる)

	石綿関連肺がんによる死亡件数（中皮腫死亡件数×2）													労災補償										時効 救済	新法救済		総合 計	仮救済 率
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	2006		2006	2006		
北海道	46	52	52	68	52	62	76	100	86	110	80		784					1		6	37	44	5	2	7	58	7.4%	
青森	8	10	10	8	4	4	8	14	14	10	8		98								2	2	1			3	3.1%	
岩手	2	6	10		6	10	8	10	12	18	14		96		1						1	2	1			3	3.1%	
宮城	6	16	18	8	12	28	20	24	30	36	26		224							3	6	9	5	1	6	21	9.4%	
秋田	10	12	18	8	2	14	12	14	14	12	6		122								2	2				2	1.6%	
山形	4	4	4	4	6	6	4	16	10	10	4		72							2	2	4	2	1	2	9	12.5%	
福島	12	18	22	14	20	26	20	16	8	28	30		214								2	2		2		4	1.9%	
茨城	28	18	20	20	8	20	28	42	30	28	28		270				1	1	1	1	6	10	3		2	15	5.6%	
栃木	4	8	18	20	14	18	20	18	20	14	10		164							1	3	4	2		2	8	4.9%	
群馬	6	6	20	6	10	24	18	20	28	20	20		178							1	0	1	1	1	2	5	2.8%	
埼玉	54	48	42	46	66	78	82	74	72	96	76		734			1			4	3	15	23	6	6	11	46	6.3%	
千葉	34	38	32	28	28	38	34	34	60	72	74		472					1		1	19	21	5	3	8	37	7.8%	
東京	74	112	96	88	90	114	120	114	146	136	146		1,236	1		2	2	9	14	29	126	183	18		11	212	17.2%	
神奈川	76	122	110	78	106	84	102	92	130	138	160		1,198	5	3	2	7	8	9	23	86	143	28	5	8	184	15.4%	
新潟	30	10	10	18	12	24	34	24	42	38	32		274							7	19	26	8	1	2	37	13.5%	
富山	8	22	18	12	28	24	14	22	24	16	26		214								3	3	3	3	2	8	3.7%	
石川	8	8	10	10	18	22	14	8	14	8	16		136								2	2				2	1.5%	
福井	6	2	4	8	6	4	4	10	10	16	8		78							1	3	4			1	5	6.4%	
山梨	4	4	2	4	6	12	10	4	6	4	12		68								0	0		1		1	1.5%	
長野	8	18	14	18	12	8	22	20	18	8	16		162	1			1		1	2	9	14	5		2	21	13.0%	
岐阜	8	18	10	6	22	18	16	22	28	18	18		184	1			1	2	2	6	9	21	3		4	28	15.2%	
静岡	34	34	24	24	32	44	40	36	48	58	62		436						1	5	17	23	1	1	4	29	6.7%	
愛知	38	46	42	46	36	70	62	52	64	70	68		594	1	1	1		2	1	2	21	29	12	2	2	45	7.6%	
三重	6	10	6	10	14	16	10	20	14	22	12		140				1			1	5	7	1			8	5.7%	
滋賀	8	16	10	16	20	18	16	12	18	18	16		168					1			8	9	1		3	13	7.7%	
京都	14	24	28	28	28	34	22	24	24	56	28		310								7	7				1	8	2.6%
大阪	96	102	126	116	134	138	174	186	158	198	174		1,602	4	4		2	2	6	39	84	141	29	7	28	205	12.8%	
兵庫	74	92	104	110	122	140	140	136	150	150	180		1,398	1	3	4	3	4	2	24	74	115	36	4	17	172	12.3%	
奈良	16	12	18	32	14	22	28	24	38	28	22		254			2	1		4	6	13	26	4	1	6	37	14.6%	
和歌山	14	2	14	10	18	8	16	4	12	14	10		122						1	2	11	14	1		3	18	14.8%	
鳥取	6	6	6	10	8		4	16	10	2	4		72								1	1		2		3	4.2%	
島根	2	2	6	4	4	8	6	8	4	8	8		60								3	3	3		1	7	11.7%	
岡山	20	40	28	34	16	20	38	50	52	38	34		370	1	4	2		3	5	17	42	74	5	1	3	83	22.4%	
広島	32	44	50	58	56	44	64	62	48	96	78		632						1	7	40	48	18	3	10	79	12.5%	
山口	34	22	18	16	22	22	28	28	28	32	26		276			1				9	16	26	2	2	3	33	12.0%	
徳島	8	8	10	4	6	2	8	8	4	10	18		86								1	1	2			3	3.5%	
香川	8	10	18	8	8	14	18	22	14	8	18		146			3		2		2	8	15	17		4	36	24.7%	
愛媛	14	18	8	14	16	12	30	24	32	24	20		212						2	3	12	17	3			20	9.4%	
高知	4	4	8	4	8	8	6	12	16	12	12		94								1	1	1			2	2.1%	
福岡	44	28	38	40	66	70	66	88	66	68	78		672	1	1	2		1	4	6	17	32	10	2	10	54	8.0%	
佐賀	8	8	10	18	14	12		22	16	18	14		134						1	3	3	7	5		1	13	9.7%	
長崎	24	16	26	24	30	18	16	34	28	32	44		292	1		1	3	1		6	30	42	18	1	3	64	21.9%	
熊本	12	16	16	8	20	10	16	6	20	32	16		172								5	5	1		4	10	5.8%	
大分	12	12	6	8	18	8	16	6	16	24	12		138								5	5	1	1		7	5.1%	
宮崎	8	4	4	12	16	14	14	16	16	18	14		136								2	2			1	3	2.2%	
鹿児島	10	14	6	16	30	14	16	24	32	20	24		206								4	4	3			7	3.4%	
沖縄	16	10	6	6	6	12	12	18	18	12	16		132							1	8	9	2			11	8.3%	
不詳	2					2		6	2	4			16															
合計	1,000	1,152	1,194	1,140	1,294	1,420	1,544	1,620	1,736	1,906	1,822		15,848	17	17	21	22	38	59	219	790	1,183	272	52	172	1,679	10.6%	

※死亡件数は人口動態統計により、労災認定件数は厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県別・中皮腫及び石綿関連肺がんによる死亡件数と労災認定・新法救済件数の比較(入手可能なデータによる)

	中皮腫及び石綿関連肺がんによる死亡件数（中皮腫死亡件数×3）												労災補償										時効 救済	新法救済		総合 計	仮救済 率	
																							死亡	生存				
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計	98	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計	2006	2006	2006			
北海道	69	78	78	102	78	93	114	150	129	165	120	1,176	2	1	1	2	5	2	8	24	84	129	37	59	25	250	21.3%	
青森	12	15	15	12	6	6	12	21	21	15	12	147								1	6	7	4	11	4	26	17.7%	
岩手	3	9	15		9	15	12	15	18	27	21	144		1	1						2	4	1	9	1	15	10.4%	
宮城	9	24	27	12	18	42	30	36	45	54	39	336							2	5	18	25	9	19	14	67	19.9%	
秋田	15	18	27	12	3	21	18	21	21	18	9	183									5	5	1	17	0	23	12.6%	
山形	6	6	6	6	9	9	6	24	15	15	6	108								4	3	7	5	9	7	28	25.9%	
福島	18	27	33	21	30	39	30	24	12	42	45	321							1	6	13	20	8	17	6	51	15.9%	
茨城	42	27	30	30	12	30	42	63	45	42	42	405	7			1	2	2	2	4	14	32	7	24	19	82	20.2%	
栃木	6	12	27	30	21	27	30	27	30	21	15	246						1		5	5	11	3	12	5	31	12.6%	
群馬	9	9	30	9	15	36	27	30	42	30	30	267	1							1	8	10	2	12	11	35	13.1%	
埼玉	81	72	63	69	99	117	123	111	108	144	114	1,101	16			1	2	4	6	11	43	83	20	95	48	246	22.3%	
千葉	51	57	48	42	42	57	51	51	90	108	111	708	4			3		1	4	11	36	59	14	63	30	166	23.4%	
東京	111	168	144	132	135	171	180	171	219	204	219	1,854	33	3	3	3	7	16	18	64	243	390	65	147	84	686	37.0%	
神奈川	114	183	165	117	159	126	153	138	195	207	240	1,797	62	12	12	7	12	17	24	64	160	370	76	102	46	594	33.1%	
新潟	45	15	15	27	18	36	51	36	63	57	48	411	2				1	2	1	20	40	66	18	30	14	128	31.1%	
富山	12	33	27	18	42	36	21	33	36	24	39	321						1		2	17	20	13	23	5	61	19.0%	
石川	12	12	15	15	27	33	21	12	21	12	24	204								2	7	9	2	11	3	25	12.3%	
福井	9	3	6	12	9	6	6	15	15	24	12	117					1			2	8	11	2	5	2	20	17.1%	
山梨	6	6	3	6	9	18	15	6	9	6	18	102								1	0	1	0	7	2	10	9.8%	
長野	12	27	21	27	18	12	33	30	27	12	24	243	3	1	1		1		2	5	22	35	10	9	6	60	24.7%	
岐阜	12	27	15	9	33	27	24	33	42	27	27	276	9	1	1		2	2	5	11	21	52	7	14	16	89	32.2%	
静岡	51	51	36	36	48	66	60	54	72	87	93	654	5	1	1			1	6	20	41	75	20	38	20	153	23.4%	
愛知	57	69	63	69	54	105	93	78	96	105	102	891	5	1	1	2	1	2	6	28	70	116	44	59	21	240	26.9%	
三重	9	15	9	15	21	24	15	30	21	33	18	210	1				1			4	11	17	4	13	3	37	17.6%	
滋賀	12	24	15	24	30	27	24	18	27	27	24	252	1					1		3	20	25	5	11	11	52	20.6%	
京都	21	36	42	42	42	51	33	36	36	84	42	465		1	1		1			4	18	25	11	32	15	83	17.8%	
大阪	144	153	189	174	201	207	261	279	237	297	261	2,403	29	8	8	1	5	7	26	129	211	424	99	197	91	811	33.7%	
兵庫	111	138	156	165	183	210	210	204	225	225	270	2,097	49	10	10	13	17	22	20	105	176	422	118	222	108	870	41.5%	
奈良	24	18	27	48	21	33	42	36	57	42	33	381	13			3	2	1	7	13	21	60	15	32	16	123	32.3%	
和歌山	21	3	21	15	27	12	24	6	18	21	15	183							3	5	15	23	5	12	6	46	25.1%	
鳥取	9	9	9	15	12	0	6	24	15	3	6	108							1	2	5	8	1	6	4	19	17.6%	
島根	3	3	9	6	6	12	9	12	6	12	12	90							1		6	7	5	2	2	16	17.8%	
岡山	30	60	42	51	24	30	57	75	78	57	51	555	7	5	5	5	5	12	10	25	64	138	22	30	18	208	37.5%	
広島	48	66	75	87	84	66	96	93	72	144	117	948	18	2	2	2	2	9	11	30	98	174	56	44	26	300	31.6%	
山口	51	33	27	24	33	33	42	42	42	48	39	414	3	1	1	1	2	1	3	21	39	72	21	26	10	129	31.2%	
徳島	12	12	15	6	9	3	12	12	6	15	27	129	1							3	7	11	4	5	3	23	17.8%	
香川	12	15	27	12	12	21	27	33	21	12	27	219	4	2	2	5	3	2	3	16	22	59	21	15	10	105	47.9%	
愛媛	21	27	12	21	24	18	45	36	48	36	30	318	4					3	4	10	26	47	5	9	6	67	21.1%	
高知	6	6	12	6	12	12	9	18	24	18	18	141								3	4	7	2	12	2	23	16.3%	
福岡	66	42	87	60	99	105	99	132	99	102	117	1,008	11	1	1	3	1	8	7	26	64	122	23	53	35	233	23.1%	
佐賀	12	12	12	15	27	21	18		33	24	27	201	1				1	2	2	5	9	20	7	16	6	49	24.4%	
長崎	36	24	39	36	45	27	24	51	42	48	66	438	9			1	4	1		25	60	100	34	18	11	163	37.2%	
熊本	18	24	24	12	30	15	24	9	30	48	24	258						1	1		9	11	2	10	7	30	11.6%	
大分	18	18	9	12	27	12	24	9	24	36	18	207	3	1	1				1		12	18	2	8	7	35	16.9%	
宮崎	12	6	6	18	24	21	21	24	24	27	21	204							1		8	9	0	8	2	19	9.3%	
鹿児島	15	21	9	24	45	21	24	36	48	30	36	309								1	14	15	6	14	9	44	14.2%	
沖縄	24	15	9	9	9	18	18	27	27	18	24	198									1	11	12	5	3	2	22	11.1%
不詳	3					3		9	3	6		24																
合計	1,500	1,728	1,791	1,710	1,941	2,130	2,316	2,430	2,634	2,859	2,733	23,772	303	42	52	54	77	121	186	722	1,796	3,353	841	1,590	799	6,593	27.7%	

※死亡件数は人口動態統計により、労災認定件数は厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1949	278,011	6,969,233			611,182	35,498	35,498			35,498
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1951	339,622	7,559,066			552,137	60,346	60,346			60,346
1952	372,035	8,005,013			466,612	58,152	58,152			58,152
1953	454,096	9,362,794			521,302	62,550	62,550			62,550
1954	490,829	9,679,288			576,628	66,176	66,176			66,176
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1956	586,470	10,725,210	5,308	360,965	643,709	68,651	68,651			68,651
1957	658,314	12,206,810	5,612	392,578	709,483	75,652	75,652			75,652
1958	700,076	13,011,827	5,368	401,760	706,599	75,940	75,940			75,940
1959	751,019	14,005,085	5,895	435,017	781,354	73,622	73,622		2,639	76,261
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1961	866,241	17,974,571	6,712	481,686	966,133	76,339	76,168	171	966	77,305
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	79,572	79,330	242	903	80,475
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合 計	合 計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年 金			傷病(補償)年金			障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損			その他
1947	1,248	1,245	1,245									
1948	4,086	4,045	4,045									
1949	3,815	3,803	3,803									
1950	4,412	4,585	4,585									
1951	5,286	5,303	5,303									
1952	4,771	4,900	4,900									
1953	5,132	5,249	5,249									
1954	5,230	5,304	5,304									
1955	5,010	5,107	5,107									
1956	5,393	5,592	5,592									
1957	5,648	5,820	5,820									
1958	5,097	5,297	5,297									
1959	5,711	5,851	5,851		2,639	2,639	2,639	1,880	759	0		
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1961	6,500	6,629	6,629		1,137	4,415	4,133	2,890	1,147	96	282	
1962	6,408	6,528	6,528		1,145	5,286	4,771	3,261	1,358	152	515	
1963	6,457	6,629	6,629		1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711	
1964	6,070	6,216	6,216		1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4(8)日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006			1,472	121,378						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は厚生労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、同省労働基準局「労災保険事業年報」による。前者は暦年。後者は年度で、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合 計	CO中毒症	せき損	頭頸部外傷症候群	尿道狭さく	慢性肝炎	白内障等	振動障害	大腿骨頸部骨折等	人工関節等	慢性化膿性骨髄炎	虚血性心疾患等
1967	721											
1970	1,332	614	718									
1975	2,736	1,126	1,266	344								
1980	5,293	1,142	2,398	1,753								
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								
1982	5,793	1,179	2,688	1,926								
1983	5,414	1,177	2,452	1,785								
1984	6,942	1,176	3,133	2,633								
1985	6,796	683	3,252	2,861								
1986	7,416	676	3,405	3,335								
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219					
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245					
1989	14,195	675	4,474	6,054	380	513	691	1,408				
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707				
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30		
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158		
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276		
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488		
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60	
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126	
1997	24,880	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3
1998	27,071	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6
1999	29,429	185	7,811	9,204	610	1,237	3,843	2,807	1,181	1,508	289	10
2000	28,666	174	7,768	8,753	578	844	3,647	2,570	1,289	1,674	316	14
2001	31,246	171	8,295	9,213	618	869	4,057	2,567	1,557	2,043	382	19
2002	33,451	170	8,728	9,623	633	844	4,380	2,637	1,804	2,381	404	27
2003	34,797	158	8,967	9,731	632	846	4,668	2,622	1,890	2,678	451	35
2004	35,928	157	9,208	9,664	656	854	4,902	2,660	2,021	2,955	474	39
2005	36,825	154	9,288	9,659	653	821	5,098	2,704	2,137	3,207	500	44

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合 計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金	年 金		合 計	傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006												

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。

表3 労災保険財政の将来見通し

位:億円

年度	保険料収入	収入計	保険給付等	支出計	決算上の収支	積立金累計	充足率	必要な積立金
2001	12,729	14,605	9,453	12,341	2,264	73,902	94.0%	78,595
2002	12,185	13,892	9,185	11,979	1,913	75,863	96.8%	78,390
2003	10,407	11,900	9,096	11,530	370	76,283	95.8%	79,624
2004	10,442	11,934	8,965	11,264	670	76,990	96.6%	79,660
2005	10,514	11,861	8,908	11,110	751	77,753	98.0%	79,333
2008	10,745	12,240	8,847	11,244	996	80,363	99.7%	80,640
2009	9,389	11,001	8,806	11,001	0	80,365	99.3%	80,938
2010	9,457	11,184	8,778	10,931	253	80,617	99.3%	81,172
2011	9,556	11,322	8,740	10,918	404	81,034	99.6%	81,344

労災保険の積立金は、年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資として、全て財政融資資金へ預託している。
収入計には一般会計からの受入、雑収入、積立金からの受入額を、支出計には事務費、返還金を含む。
平成17年度までは実績。平成20年度以降については、以下の条件に基づき試算したものである。
見通しは、平成17年12月時点の経済情勢等を考慮して、次の前提条件により作成した。
①賃金上昇率は、平成18年度まで0.5%、それ以降1.0%。②雇用者数は、「労働力人口の推移」(平成17年7月雇用政策研究会)の労働力率等を参
考。③今後の預託金利は、年1.9%。④今後の労働災害の災害率は、年1.9%で減少。⑤今後の新規年金受給者数は、年2.0%で減少。
必要な積立金の額は、上記を考慮して推計した。

表2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移(続き)

年度	尿路系腫 瘍	脳血管疾 患	有機溶剤 中毒等	外傷によ る末梢神 経損傷	熱傷	サリン中 毒	精神障害
1997	1	16	4	91	63	3	3
1998	36	35	16	220	119	3	3
1999	55	49	20	409	203	4	4
2000	59	69	26	599	274	6	6
2001	60	89	32	901	343	5	25
2002	59	146	33	1,115	424	6	37
2003	64	211	34	1,309	449	7	45
2004	62	255	32	1,421	472	34	62
2005	61	324	34	1,523	486	42	90

注) 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表4 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）—有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病—腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）—労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病—じん肺及びその合併症		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	208	107	767	1,166	-399
合計	230,379	190,541	39,838	20,989	22,351	-1,362	12,893	41,025	-28,132	10,574	7,262	3,312	37,842	38,097	-255

表4-2 業務上疾病の発生状況

号	1			2			3			4			5		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病（がんを除く）—有害光線、電離放射線、異常気圧、異常温度、騒音、超音波等			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病—腰痛、振動障害、頸肩腕障害等			化学物質等による疾病（がんを除く）—労働大臣が指定する化学物質等による疾病を含む。			粉じんの吸入による疾病—じん肺及びその合併症		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,820	5,388	4,658	395	395	684	794	357	1,727	232	238	200	1,270	1,276	1,385
2000	5,180	5,405	4,344	446	461	718	666	438	1,595	298	323	227	1,172	1,180	1,322
2001	5,466	5,652	4,600	493	517	824	535	381	1,514	255	269	153	982	982	1,148
2002	4,960	5,277	4,650	438	443	754	646	346	1,448	293	297	203	956	956	1,139
2003	5,340	5,861	4,647	435	447	730	876	393	1,281	297	316	196	856	856	1,243
2004	5,112	5,370	4,530	513	513	766	885	368	1,283	298	295	218	814	814	1,233
2005	5,343	5,829	4,660	459	459	649	911	425	1,223	315	315	208	767	767	1,166
2006	5,333			487			1,061			332			765		

表4 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2～9			1～9		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	94	-91	60	533	-473	2,225	4,395	-2,170	7,502	9,045	-1,543
2003	132	136	-4	2	141	-139	48	432	-384	2,194	4,159	-1,965	8,055	8,806	-751
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	738	-733	178	469	-291	2,397	4,611	-2,214	8,226	9,271	-1,045
合計	2,567	4,379	-1,812	85	2,596	-2,511	913	7,377	-6,464	85,863	123,087	-37,224	252,392	242,544	9,848

表4-2 業務上疾病の発生状況(続き)

号	6			7			8,9			2～9			1～9		
分類	細菌、ウイルス等の病原体による疾病			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病			その他業務に起因することの明らかな疾病等			職業性疾病(2号から9号までの小計)			計		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	110	111	132	1	1	61	51	51	122	2,853	2,429	4,311	7,673	7,817	8,969
2000	215	215	159	0	0	72	59	61	146	2,856	2,678	4,239	8,036	8,083	8,583
2001	105	105	157	1	1	86	73	77	259	2,444	2,332	4,141	7,910	7,984	8,741
2002	107	120	224	3	3	94	99	60	533	2,542	2,225	4,395	7,502	7,502	9,045
2003	118	132	136	2	2	141	131	48	432	2,715	2,194	4,159	8,055	8,055	8,806
2004	169	165	190	3	1	209	123	83	429	2,805	2,239	4,328	7,917	7,609	8,858
2005	248	248	158	5	5	738	178	178	469	2,883	2,397	4,611	8,226	8,226	9,271
2006	241			1			149			3,036			8,369		

労働安全衛生をめぐる状況

表5 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病																
分類	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5			
	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病			
	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	
	1986	61	303	-242	247	56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
	1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
	1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
	1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
	1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
	1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
	1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
	1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
	1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
	1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
	1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
	1997	95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	23	-11
	1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
	1999	146	286	-140	73	27	46	6	912	-906	92	496	-404	40	6	34
	2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
	2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
	2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
	2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
	2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
	2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
	合計	1,619	5,021	-3,402	2,671	726	1,945	402	10,511	-10,109	1,795	5,571	-3,776	460	328	132

表5-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

	3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	3-1			3-2			3-3			3-4			3-5		
分類	重激な業務による筋肉、 腱、骨若しくは関節の疾 患又は内臓脱			重量物を取り扱う業務、 腰部に過度の負担を与 える不自然な作業姿勢 により行う業務その他腰 部に過度の負担のかか る業務による腰痛 (非災害性腰痛)			さく岩機、チェーンソー 等の機械器具の使用に より身体に振動を与える 業務による手指、前腕等 の末梢循環障害、末梢 神経障害又は運動機能 障害(振動障害)			電話交換の業務その他 上肢に過度の負担のか かる業務による手指の痙 攣、手指、前腕等の腱、 腱鞘若しくは腱周囲の 炎症又は頸肩腕症候群 (頸肩腕症候群等)			1から4までに掲げるもの のほか、これらの疾病に 付随する疾病その他身 体に過度の負担のかか る作業態様の業務に起 因することの明らかな疾 病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	115	146	286	542	73	27	6	6	912	91	92	496	40	40	6
2000	158	158	241	300	72	48	12	12	784	134	134	507	62	62	15
2001	104	104	179	232	77	44	16	16	717	144	144	558	39	40	16
2002	75	75	147	373	70	65	7	7	632	147	150	590	44	44	14
2003	115	115	149	549	61	56	7	7	481	144	149	581	61	61	14
2004	95	89	138	545	54	52	8	9	412	168	154	671	69	62	10
2005	105	105	133	541	55	45	4	4	317	180	180	711	81	81	17
2006	92			660			6			233			70		

表6 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	1 業務上の負傷に起因する疾病						2 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	1-1			1-2			2-1			2-2			2-3		
	負傷による腰痛			1-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	4,020	4,559	3,061	800	829	1,597	7	7	5	2	3	3	10	10	18
2000	4,397	4,622	2,749	783	783	1,595	5	5	9	3	3	3	7	7	14
2001	4,607	4,793	3,106	859	859	1,494	6	6	7	1	1	0	5	5	11
2002	4,035	4,334	3,170	925	943	1,480	5	5	4	0	0	1	3	3	16
2003	4,237	4,765	3,280	1,067	1,096	1,367	6	8	9	0	0	3	8	8	15
2004	4,112	4,377	3,158	1,000	993	1,372	7	7	6	0	0	2	12	11	21
2005	4,359	4,840	3,271	984	989	1,389	7	7	10	0	0	0	16	16	24
2006	4,260			974			6			0			20		

分類	2 物理的因子による疾病(がんを除く)									4 化学物質等による疾病(がんを除く)								
	2-4			2-5			2-6			4-1			4-2					
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			2-1～2-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			4-1以外の「化学物質等による疾病」					
	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償	届出	公表	補償
1999	333	332	157	8	8	499	35	35	2	8	9	18	224	229	182			
2000	404	419	176	13	13	515	14	14	1	11	21	25	287	302	202			
2001	454	478	272	9	9	532	18	18	2	11	15	13	244	254	141			
2002	402	407	235	9	9	498	19	19	0	14	10	17	279	287	186			
2003	382	394	218	8	8	481	29	29	4	13	5	8	284	311	188			
2004	464	467	277	11	9	453	19	19	7	15	11	19	283	284	199			
2005	397	397	236	10	10	377	29	29	2	16	9	27	299	306	181			
2006	422			12			27			29			303					

表7-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力(そ の他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。

労働安全衛生をめぐる状況

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	82,037	1,661,775	101,045	6.1%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。

1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

年度	じん肺健康診断							
	受診労働者数	管理1有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合併症り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-3 特殊健康診断(2005年度・総計以外は実施事業所数1,000以上のもののみ)

対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	対象作業	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率
有機溶剤	33,423	522,515	30,508	5.8%	フッ化水素	1,702	40,778	410	1.0%
鉛	4,987	83,131	1,355	1.6%	マンガン	1,293	15,693	115	0.7%
電離放射線	12,012	215,964	10,515	4.9%	紫外線、赤外線	3,060	58,845	1,179	2.0%
塩素	1,162	18,897	182	1.0%	騒音	4,525	208,912	34,448	16.5%
クロム酸	2,574	23,056	274	1.0%	キーパンチVDI作業	4,087	279,456	19,456	7.0%
石棉	1,473	12,392	110	0.9%	振動	2,499	39,253	2,556	6.5%
石棉:上記は6.30までに実施(特化則)、7.1以降は右欄(石棉則)					石棉	2,505	26,709	302	1.1%

労働安全衛生をめぐる状況

表8 業務上疾病の新規支給決定件数

分類		疾病分類項目	年度				
大	小		2001	2002	2003	2004	2005
一		業務上の負傷に起因する疾病	4,600	4,650	4,647	4,530	4,660
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	331	370	365	391	416
		[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]	(54)	(44)	(41)	(24)	(14)
		[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]	(2)	(5)		(2)	(5)
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	72	61	77	86	67
	17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	282	228	215	205	203
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	3,106	3,170	3,280	3,158	3,271
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	91	93	105	52	66
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	104	122	112	122	96
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	547	512	420	435	462
	23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	41	52	31	46	39
	24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	26	42	42	35	40
二		物理的因子による次に掲げる疾病	824	754	730	766	649
		(有害光線による疾病)					
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	6	4	7	5	6
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	1				3
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患			1	1	1
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患			1		
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		1	3	2	
		(皮膚障害)					
		(白内障)					
		(急性放射線症)					
		(再生不良性貧血)					
		(造血器障害)					
		(異常気圧による疾病)					
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	8	13	11	15	18
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	3	3	4	6	6
		(異常温度条件による疾病)					
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症	182	177	156	214	187
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷	73	46	42	45	29
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	17	12	20	18	20
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	532	498	481	453	377
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	1		1		1
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1		3	7	1
三		身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,514	1,448	1,281	1,283	1,223
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱	179	147	149	138	133
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	44	65	56	52	45
3	42	さく岩機、鉋打機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	717	632	481	412	317
4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	558	590	581	671	711
	43	(手指の痙攣又は書痙)					

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2001	2002	2003	2004	2005
	44		(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)					
	45		(鎖肩腕症候群)					
5	46		1から4 (CODE40から45) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	16	14	14	10	17
四			化学物質等による次に掲げる疾病	154	203	196	218	208
1	47		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	84	110	115	105	93
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]	(14)				3
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)					
2			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患	7	3	10	6	5
	48		(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)	(5)	(2)	(1)	(2)	(3)
	49		(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)	(2)	(1)	(9)	(4)	(2)
3	50		すず、鉛物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	20	26	19	22	29
4	51		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	5	5	6	6	5
5	52		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1	2	10	3	4
6	53		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	7	8	5	8	8
7	54		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	13	17	8	19	27
8	55		1から7 (CODE47から54) までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	17	32	23	49	37
五	56		粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	1,148	1,139	1,243	1,233	1,166
			(管理4)	(254)	(194)	(198)	(165)	(189)
			(肺結核)	(41)	(51)	(48)	(33)	(26)
			(結核性胸膜炎)	(10)	(7)	(8)	(9)	(5)
			(続発性気管支炎)	(795)	(854)	(812)	(883)	(803)
			(続発性気管支拡張症)	(10)	(6)	(3)	(12)	(6)
			(続発性気胸)	(38)	(27)	(28)	(18)	(35)
			(原発性肺がん)			(146)	(113)	(102)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	157	224	136	190	158
1	57		患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	102	138	90	108	88
2	60		動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はばら等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患		6	2	3	3
3	61		湿潤地における業務によるフイル病等のレプトスピラ症	8	13	13	19	19
4	62		屋外における業務による恙虫病	10	5	10	6	9
5	63		1から4 (CODE57から62) までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	37	62	21	54	39
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	85	94	141	209	738
1	64		ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	8	7	6	738
2	65		ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4	1	3	2	4
3	66		4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					2
4	68		4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん		1	1	1	1

労働安全衛生をめぐる状況

分類			年度				
大	小	CODE	疾病分類項目				
			2001	2002	2003	2004	2005
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん				
7	71		54	77	121	186	722
			(21)	(22)	(38)	(58)	(503)
			(33)	(55)	(83)	(128)	(219)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病				
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫				
							1
10	82		1			1	
			(1)				
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍				
13	85		15	5	3	8	3
14	86		4	2	4	5	5
			(3)				
			(1)				
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん				
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん				
17	91				1		
18	92				1		
八	93		0	1	0	0	0
九	93		259	532	432	429	469
			(43)	(113)			
			(96)	(202)	(193)	(174)	(210)
			(47)	(115)	(119)	(120)	(120)
			(67)	(112)	(108)	(123)	(120)
			合計				
			8,741	9,045	8,806	8,858	9,271
			8,411	8,405	8,312	8,309	8,708
			330	640	494	549	563
			96.2%	92.9%	94.4%	93.8%	93.9%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1)同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2)その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3)がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4)原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表9 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(判明しているもののみ)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2003(平成15)年度			2004(平成16)年度			2005(平成17)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病		(1,281)			(1,283)			(1,223)	
2	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	113	56	60	111	52	48	105	45	53
4	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	805	581	182	897	671	196	991	711	170
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	136	141	8	235	209	8	1,826	738	121
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	7	7	0	7	6	0	4	4	0
2	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	3	0	2	2	0	3	2	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	1	1	0	0	1	0	1	1	0
6	ベンゾノシクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	石棉にさらされる業務による肺がん	39	38	3	61	58	3	712	219	64
7	石棉にさらされる業務中皮腫	77	83	2	148	128	3	1,084	503	54
8	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	0	0	0	0	0	0	2	1	0
10	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん	0	0	1	2	1	0	3	0	1
11	オーランを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	3	3	0	8	8	0	7	3	0
14	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	4	0	5	5	0	8	5	0
15	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	1	0	0	0	0	0	0
17	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	1	1	0	0	0	0	0	0	0
18	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	3	1	1	2	0	2	2	0	2
九	その他業務に起因することの明らかな疾病		(432)			(432)			(469)	
	じん肺症患者に発生した肺がん(2003年度以降第五号へ以降)									
	非災害性脳血管疾患	742	193		816	174		869	210	
	非災害性虚性心疾患等		119			122			120	
	精神障害等	447	108		524	130		656	127	
	支給決定件数合計(表末掲載の分を含む)		8,806			8,858			9,271	
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	2,243	1,198		2,583	1,374		4,447	1,831	
			778	250		932	254		1,494	344

※「請求」は当該年度中の請求件数、「支給」「不支給」は当該年度中の支給・不支給決定件数。「決定」は「支給」と「不支給」の合計件数である。

※「請求」「不支給」または「請求」のみの件数が記載されている疾病に関しては、「請求」件数も含めた、都道府県別データも入手している。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表10 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	87	114	91	113	103	84	110	115	115	93	1,025
			(無機の酸及びアルカリ)											
	1		アンモニア	1	1	5	2	4	1	1			1	16
	2		塩酸(塩化水素を含む。)	3	5	1	2	2	2	3	1	1	2	22
	3		硝酸	4	3	3	2	4	2	2	3	3	2	28
	4		水酸化カリウム			1		1	4	2				8
	5		水酸化ナトリウム	8	10	9	5	6	5	12	16	16	12	99
	6		水酸化リチウム											
	7		弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	6	3	1	3	7	1	6	5	5	2	39
	8		硫酸	2		1	1	2	3	2	3	3	2	19
			(金属(セレン及び砒素を含む。)及びその化合物)											
	9		亜鉛等の金属ヒューム	5	3	1	3	3	2	1	3	3	3	27
	10		アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)											
	11		アンチモン及びその化合物											
	12		塩化亜鉛		2		1	1	1		1	1		7
	13		塩化白金酸及びその化合物											
	14		カドミウム及びその化合物											
	15		クロム及びその化合物		1		3			2	2	2	2	12
	16		コバルト及びその化合物		1	2			1	1	1	1		7
	17		四アルキル鉛化合物											
	18		水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む。)		10			1	1					12
	19		セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)						1					1
	20		セレン化水素	1										1
	21		鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)				4			2	1	1	7	15
	22		ニッケルカルボニル		1									1
	23		バナジウム及びその化合物											
	24		砒化水素						1					1
	25		砒素及びその化合物(砒化水素を除く。)	1							1	1		3
	26		ブチル錳		2		2		3	1	1	1	1	11
	27		バリウム及びその化合物				1							1
	28		マンガン及びその化合物		1		1			1			1	4
			(ハロゲン及びその無機化合物)											
	29		塩素	5	5	6	2	7	9	3	3	3	5	48
	30		臭素		4					2			1	7
	31		弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く。)	2		3				3				8
	32		沃素											
			(りん、硫黄、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物)											
	33		一酸化炭素	7	24	20	25	28	16	15	32	32	21	220
	34		黄りん											
	35		カルシウムシアナミド			1								1
	36		シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1		3	1	1						6
	37*		二酸化硫黄				1	2	1					4
分類			疾病分類項目	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
大	小	CODE												



39	二酸化炭素			1	1					1	1			4
40	ヒドラジン	1		1		2	1							5
41	ホスゲン					2								2
42	ホスフィン					1								1
43	硫化水素	2		2	2	6	10	5	3	3	3	2		38
	(脂肪族化合物—脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物)													
44	塩化ビニル													
45	塩化メチル													
46	クロロプレン													
47*	クロロホルム							1						1
48*	四塩化炭素			1	1									2
49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)													
50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	1												1
51*	ジクロロメタン			1	1	5		2	1	1	1			12
52	臭化エチル			1										1
53	臭化メチル	3		2	1	1	1	2		3	3			16
54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)													
55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)					2								2
56*	1・1・1-トリクロロエタン	1			1	3								5
57*	1・1・2-トリクロロエタン													
58*	トリクロロエチレン				2		1		2			1		6
59*	ノルマルヘキサン			1	1		1		4					7
60	炭化メチル													
	(脂肪族化合物—アルコール、エーテル、アルデヒド、ケトン及びエステル)													
61	アクリル酸エチル													
62	アクリル酸ブチル													
63	アクロレイン													
64*	アセトン	1		2				1		1	1	4		10
65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)			1										1
66*	エチルエーテル													
67	エチレンクロロヒドリン													
68*	エチレンジクロロモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)													
69*	酢酸アミル													
70*	酢酸エチル				1					1	1			3
71*	酢酸ブチル	1				1		1						3
72*	酢酸プロピル									1	1			2
73*	酢酸メチル													
74	2-シアノアクリル酸メチル													
75	ニトログリコール									1	1			2
76	ニトログリセリン													
77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート													
78	ホルムアルデヒド			1	2			6				2		11
79	メタクリル酸メチル							1						1
80*	メチルアルコール			2	1			1		2	2	1		9
81	メチルブチルケトン							1						1
82*	硫酸ジメチル									1	1	1		3
	(その他の脂肪族化合物)													
分類		疾病分類項目												
大	小	CODE		1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
	83	アクリルアミド								1				1

労働安全衛生をめぐる状況

85	エチレンイミン	1							1	1		3			
86	エチレンジアミン		1						1	1	1	4			
87	エピクロルヒドリン	2	1	1	1	1					1	7			
88	酸化エチレン	2	2	1	1			3				9			
89	ジアノメタン														
90	ジメチルアセトアミド							1			1	2			
91*	ジメチルホルムアミド				1				7	7		15			
92	ヘキサメチレンジイソシアネート				1							1			
93	無水マレイン酸 (脂環式化合物)	1		1								2			
94	イソホロンジイソシアネート								1	1		2			
95*	シクロヘキサノール														
96*	シクロヘキサン				1						1	2			
97	ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート (芳香族化合物—ベンゼン及びその同族体)				1			3				4			
98*	キシレン		4	2	7	7	1	1	1	1	1	25			
99*	スチレン			1			2	1				4			
100*	トルエン	10	6	7	10	6	5	18	2	2	6	72			
101	パラ-tert-ブチルフェノール														
102	ベンゼン (芳香族化合物—芳香族炭化水素のハロゲン化合物)														
103	塩素化ナフタリン														
104	塩素化ビフェニル(別名PCB)														
105*	ベンゼンの塩化物 (芳香族化合物—芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体)	1	1									2			
106	アニシジン		1		1			1				3			
107	アニリン	1		1							1	3			
108	クロルジニトロベンゼン														
109	4,4'-ジアミノジフェニルメタン														
110	ジニトロフェノール						1					1			
111	ジニトロベンゼン														
112	ジメチルアニリン						1					1			
113	トリニトロトルエン(別名TNT)														
114	2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)														
115	トレイジン														
116	パラ-ニトロアニリン														
117	パラ-ニトロクロルベンゼン	1	1									2			
118	ニトロベンゼン														
119	パラ-フェニレンジアミン			3			1		2	2	2	10			
120	フェネチジン (その他の芳香族化合物)														
121*	クレゾール		1					1				2			
122	クロルヘキシジン														
123	トリレンジイソシアネート(別名TDI)	1				3		1	1	1	3	10			
124	1,5-ナフチレンジイソシアネート														
125	ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂			1			2		1	1	1	6			
126	フェニルフェノール														
127	フェノール(別名石炭酸)	6										6			
分類		疾病分類項目													
大	小	CODE			1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	合計
	128	オルト-フタロジニトリル													

130	無水トリメリット酸																		
131	無水フタル酸																		
132	メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)		3			1	1			1	1							7	
133	4-メトキシフェノール																		
134	りん酸トリオールトクレジル			1														1	
135	レゾルシン				2		1											3	
	(複素環式化合物)																		
136*	1・4-ジオキササン																		
137*	テトラヒドロフラン									1	1							2	
138	ピリジン				1													1	
	(農薬その他の薬剤の有効成分)																		
139	有機りん化合物(ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S-(2-エチルチオエリ)(別名エチルチオメトン)、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタートリル(別名MEP)、チオリン酸S-ベンジル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)、りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス))	3		1	3		2	1		2	2							14	
140	カーバメート系化合物(メチルアルバミド酸オルト-セコンダリー-ブチルフェニル(別名BPMC)、メチルカルバミド酸メタートリル(別名MTMC)及びN-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミドS-メチル(別名メソミル))				1													1	
141	2・4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)																		
142	ジチオカーバメート系化合物(エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)及びエチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ))																		
143	N-(1・1・2・2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキサン-1・2-ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)																		
144	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)																		
145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム(別名パラコート)	2	1															3	
146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)																		
147	プラストサイジンS																		
148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロール-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)																		
149	ペンタクロロフェノール(別名PCP)																		
150	モノフルオル酢酸ナトリウム																		
151	硫酸ニコチン																		

*: 有機溶剤中毒予防規則該当物質。※「1997」年度の合計欄と内訳合計の数字が合わず、ミスと思われる。

※厚生労働省資料より、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2005年度)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況	死傷災害発生状況(休業4日以上)	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	141,271	1,891,586	105	7,570	30,101	1,294	1,135	159	100	1,394
青森	30,652	411,113	16	1,276	3,986	153	140	13	3	156
岩手	27,267	418,964	24	1,472	5,876	164	141	23	6	170
宮城	43,031	759,689	31	2,419	9,629	300	269	31	10	310
秋田	24,611	342,975	17	1,042	4,144	155	136	19		155
山形	26,928	376,131	13	1,297	6,747	155	139	16	5	160
福島	40,971	645,627	33	2,101	8,239	322	282	40	7	329
茨城	46,484	854,473	44	2,988	10,020	453	401	52	9	462
栃木	36,290	634,105	36	2,015	7,537	291	259	32	10	301
群馬	40,684	703,407	27	2,556	11,472	438	390	48	6	444
埼玉	91,850	1,684,438	60	6,058	33,070	931	816	115	11	942
千葉	76,074	1,495,823	53	4,862	22,389	863	755	108	8	871
東京	375,829	11,207,262	85	9,909	79,157	1,989	1,776	213	24	2,013
神奈川	124,294	2,418,905	70	7,191	36,039	1,380	1,258	122	9	1,389
新潟	58,139	848,538	37	2,919	14,020	495	449	46	5	500
富山	27,253	436,092	19	1,437	5,116	289	262	27	11	300
石川	29,510	427,873	17	1,185	5,148	190	170	20	2	192
福井	21,884	293,550	11	937	3,371	161	146	15	4	165
山梨	17,722	248,905	8	830	3,610	124	107	17	5	129
長野	51,813	758,107	25	2,057	9,394	319	275	44	7	326
岐阜	46,929	676,990	27	2,518	11,647	492	443	49	4	496
静岡	89,228	1,380,372	52	4,688	22,582	838	760	78	8	846
愛知	133,635	3,112,286	75	7,404	37,444	1,515	1,363	152	26	1,541
三重	38,284	592,718	32	2,555	10,674	603	547	56	24	627
滋賀	27,087	433,717	22	1,510	7,839	331	289	42	6	337
京都	54,398	936,231	19	2,833	11,699	826	775	51	4	830
大阪	200,715	4,317,947	102	10,030	49,406	2,801	2,548	253	14	2,815
兵庫	96,487	1,647,000	56	5,540	22,718	1,500	1,377	123	21	1,521
奈良	23,879	280,974	13	1,528	5,760	344	314	30	3	347
和歌山	26,621	289,819	14	1,474	5,090	383	356	27	6	389
鳥取	13,437	189,663	14	575	2,520	78	66	12	3	81
島根	19,343	233,891	8	854	3,367	118	105	13	3	121
岡山	42,704	666,392	34	2,343	9,344	530	488	42	37	567
広島	64,579	1,121,661	47	3,705	15,142	815	753	62	13	828
山口	32,828	493,098	23	1,681	6,115	344	308	36	7	351
徳島	18,906	231,267	15	1,032	3,336	224	209	15	2	226
香川	22,527	361,372	20	1,506	5,063	281	247	34	12	293
愛媛	33,548	491,915	25	1,905	5,916	464	424	40	13	477
高知	18,488	236,166	17	1,281	4,610	246	230	16	4	250
福岡	101,484	1,872,573	49	5,714	22,502	1,150	1,064	86	12	1,162
佐賀	17,475	243,215	11	1,088	3,427	109	99	10	13	122
長崎	29,667	401,046	18	1,478	4,870	249	228	21	45	294
熊本	36,567	539,985	20	1,900	7,005	266	242	24	59	325
大分	25,767	378,158	29	1,506	4,804	303	281	22	4	307
宮崎	24,805	334,878	14	1,511	5,990	283	261	22	5	288
鹿児島	34,961	515,889	20	1,943	6,972	252	223	29	9	261
沖縄	23,899	347,732	7	827	3,123	93	81	12		93
合計	2,630,805	49,184,518	1,514	133,050	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503

注) 表1注参照(死傷災害はここでは労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表11 都道府県別・死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2005年度)

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合 計	合 計	各年度末年金受給者数						
		新規受 給者数	一時金	年 金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金	
							計	じん肺	せき損	その他			
北海道	285	344	74	270	529	15,779	1,023	927	37	59	6,014	8,742	
青 森	26	30	6	24	40	2,016	76	19	39	18	776	1,164	
岩 手	30	35	4	31	60	2,477	108	35	56	17	936	1,433	
宮 城	57	58	11	47	88	3,202	176	31	108	37	1,167	1,859	
秋 田	27	31	2	29	48	2,306	86	48	21	17	912	1,308	
山 形	32	41	4	37	58	2,096	110	59	34	17	834	1,152	
福 島	73	88	18	70	117	3,830	149	77	42	30	1,413	2,268	
茨 城	84	99	13	86	147	4,156	136	68	28	40	1,836	2,184	
栃 木	52	70	14	56	98	3,601	231	150	47	34	1,340	2,030	
群 馬	50	59	12	47	101	3,699	261	173	54	34	1,573	1,865	
埼 玉	91	127	24	103	229	6,474	144	35	58	51	3,467	2,863	
千 葉	90	107	25	82	198	6,220	152	30	51	71	3,104	2,964	
東 京	227	295	67	228	465	15,687	273	100	92	81	7,952	7,462	
神奈川	170	170	50	120	251	9,089	223	90	67	66	4,677	4,189	
新 潟	72	78	9	69	120	5,105	267	132	94	41	2,031	2,807	
富 山	41	51	7	44	82	2,790	117	66	42	9	1,103	1,570	
石 川	24	38	2	36	58	2,037	65	55	7	3	771	1,201	
福 井	25	31	4	27	46	1,842	72	39	23	10	683	1,087	
山 梨	19	22	5	17	39	1,501	83	44	25	14	560	858	
長 野	48	69	9	60	111	3,994	175	124	29	22	1,547	2,272	
岐 阜	66	86	18	68	121	4,884	263	203	30	30	2,110	2,511	
静 岡	113	125	21	104	190	7,419	218	163	30	25	3,911	3,290	
愛 知	141	160	27	133	311	12,281	407	323	47	37	6,413	5,461	
三 重	57	79	16	63	143	4,517	516	450	30	36	1,846	2,155	
滋 賀	43	50	15	35	83	2,462	154	94	34	26	1,063	1,245	
京 都	54	78	15	63	118	4,558	250	176	36	38	2,155	2,153	
大 阪	237	299	40	259	526	17,122	401	166	110	125	9,288	7,433	
兵 庫	185	210	24	186	330	10,196	342	207	68	67	4,542	5,312	
奈 良	31	46	6	40	73	2,010	88	54	24	10	873	1,049	
和歌山	45	47	11	36	69	2,584	203	166	18	19	1,049	1,332	
鳥 取	18	25	3	22	37	1,256	51	14	24	13	539	666	
島 根	19	20	2	18	34	1,709	60	45	7	8	710	939	
岡 山	121	140	32	108	187	4,964	509	415	55	39	1,650	2,805	
広 島	92	116	17	99	174	6,913	276	100	84	92	3,255	3,382	
山 口	63	78	19	59	102	3,562	124	71	34	19	1,380	2,058	
徳 島	31	34	14	20	37	1,869	76	27	27	22	784	1,009	
香 川	43	52	9	43	89	2,323	131	29	64	38	961	1,231	
愛 媛	56	63	10	53	106	3,340	180	43	76	61	1,226	1,934	
高 知	37	48	11	37	57	2,156	127	39	54	34	870	1,159	
福 岡	160	195	34	161	259	9,777	716	441	149	126	3,621	5,440	
佐 賀	30	32	3	29	52	1,713	145	75	61	9	573	995	
長 崎	81	82	22	60	126	3,572	641	552	71	18	965	1,966	
熊 本	57	70	11	59	142	3,779	632	510	61	61	1,075	2,072	
大 分	48	58	7	51	77	2,938	243	192	34	17	983	1,712	
宮 崎	36	41	4	37	64	2,221	215	111	78	26	832	1,174	
鹿児島	43	47	6	41	79	2,766	147	55	68	24	1,060	1,559	
沖 縄	14	14	2	12	24	892	57	15	28	14	416	419	
合 計	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739	

注) 表1の注を参照。厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表12 業務上疾病の新規支給決定件数(2005年度・都道府県別)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	248	31	37	71	53	36
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		17	5	7	5	6	5
		[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]		(2)				(1)	
		[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]		(1)					
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		13					
		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		17	3	1	5	1	3
	18	負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛		178	15	22	57	38	21
	19	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)		2		2			
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		2	2	1		1	
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		16	4	3	4	6	7
	23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患		3				1	
24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病			2	1				
二			物理的因子による次に掲げる疾病	52	5	3	9	3	4
			(有害光線による疾病)						
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患		1					
2	26	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患							
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患							
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患							
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害							
		(皮膚障害)							
		(白内障)							
		(急性放射線症)							
		(再生不良性貧血)							
		(造血器障害)							
			(異常気圧による疾病)						
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病		3					
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症		1					
			(異常温度条件による疾病)						
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症		1		3	6	3	2
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷							1
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		1			1		
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		45	5		2		1
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死							
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病							
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	113	6	3	8	7	7
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱		4			1	1	
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛		3				1	
3	42	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		63	5	1	4	2	1
4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群		43	1	2	3	3	6
	43	(手指の痙攣又は書痙)							

[illegible]

労働安全衛生をめぐる状況

表12 業務上疾病の新規支給決定件数(2005年度・都道府県別)

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30						
大	小	CODE		滋	賀	京	都	大	阪	兵	庫	奈	良	和歌山	
一			業務上の負傷に起因する疾病	71	162	534	141	52	42						
	13	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		7	13	23	17	3	5						
		[災害性脳血管疾患—全てCODE13に含まれるかどうかは定かではない]					(2)		(4)						
		[災害性虚血性心疾患等—ここに記載したが、CODE24に含まれるものと思われる]				(1)	(1)								
	14	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		2		2	2								
		17	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患		5	6	10	7	1						
			負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛		34	126	436	81	37	31					
			脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)		1	1	8	3	1						
	20	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		1	4	6	2	4	2						
	21	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		17	8	42	23	6	3						
	23	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患		3		5	3								
24	CODE13から23までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		1	4	2	3	1								
二			物理的因子による次に掲げる疾病	0	10	42	40	6	5						
			(有害光線による疾病)												
1	25	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患			1	2	1								
2	26	紫外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患				1									
3	27	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患				1									
4	28	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患													
5	29	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害													
		(皮膚障害)													
		(白内障)													
		(急性放射線症)													
		(再生不良性貧血)													
		(造血器障害)													
		(異常気圧による疾病)													
6	31	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病			1	1									
7	32	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症													
			(異常温度条件による疾病)												
8	33	暑熱な場所における業務による熱中症			1	16	10	2	3						
9	34	高熱物体を取り扱う業務による熱傷			1	3	1								
10	35	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷				5	1								
11	36	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患			6	14	29	1	1						
12	38	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死													
13	39	1から12(CODE25から38)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病													
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	40	46	89	18	13	14						
1	40	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱		1	5	9	2	1							
2	41	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛		6	2	2	2								
3	42	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		1	7	7	2	5	4						
4		せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群		32	29	70	12	7	9						
	43	(手指の痙攣又は書痙)													

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合 計
鳥 取	島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	
17	13	82	124	35	43	75	82	57	224	18	44	60	57	74	69	41	4,660
3	2	6	10	2	3	8	8	4	16	1	5	6	11	4	8	1	416
									(1)								(14)
			(1)														(5)
	1	4	2						2		3					1	67
1	2	6	3				1	2	7			1	2	1	2	2	203
8	4	54	92	26	35	59	62	40	171	12	30	43	31	54	47	29	3,271
			2			1	1	2	3		1	2		2	2	1	66
2	1		4	1		4	2	1	6	1		1		3	1	3	96
3	3	10	10	3	3	2	7	7	18	3	2	4	9	9	6	4	462
		1	1	1		1	1	1	1				1		2		39
		1		2	2					1	3	3	3	1	1		40
1	9	6	19	9	3	14	15	18	16	5	58	12	23	9	13	5	649
																	0
																	6
																	3
																	1
																	0
																	0
	1					1		1			1		2				18
																	6
			2	7	3	2	2		4	13	2	9	2	3	1	4	187
	1	1			1							1	1	1	1	1	29
			1						1		1				1		20
1	7	3	11	6		11	15	13	2	3	47	9	17	7	7	2	377
																	1
																	1
7	3	8	33	10	20	4	12	34	25	6	3	35	22	14	10	12	1,223
5		1	9	3				2	3			1	1	2	3	1	133
					1				3				1				45
2		4	6	2	15	4	8	29	1	2		27	14	7	5		317
	3	3	18	4	2		3	3	16	4	3	7	6	5	2	10	711
																	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	44		(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45		(頸肩腕症候群)						
5	46		1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病						1
四			化学物質等による次に掲げる疾病	9	3	2	2	4	0
1	47		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	4	2			3	
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48		(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
	49		(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
3	50		すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患					1	
4	51		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	2					
5	52		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	1					
6	53		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患						
7	54		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	2		1			
8	55		1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	1	2		
五			粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	277	3	10	13	3	4
			(管理4)	(40)		(2)	(1)	(1)	
			(肺結核)	(3)					
			(結核性胸膜炎)	(2)					
			(続発性気管支炎)	(209)	(3)	(5)	(12)	(1)	(4)
			(続発性気管支拡張症)	(1)		(1)		(1)	
			(続発性気胸)	(5)					
			(原発性肺がん)	(17)		(2)			
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	7	0	0	2	3	5
1	57		患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	2			2	1	
2	60		動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3	61		湿潤地における業務によるフイル病等のレプトスピラ症	2					1
4	62		屋外における業務による恙虫病	1					
5	63		1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2				2	4
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	10	0	0	2	0	0
1	64		ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
2	65		ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
3	66		4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4	68		4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福 島	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神 奈 川	新 潟	富 山	石 川	福 井	山 梨	長 野	岐 阜	静 岡	愛 知	三 重
	1		1			1	1				1						
4	3	3	3	14	3	11	10	4	4	1	4	4	5	4	9	9	3
	2	3	1	3	3	1	6	4	2		3	3	1	2	2	7	
						1											
						1								1	2		
	1			2			1			1		1	1		1	1	2
				1		2											
				1		1											
				1		3	1										
1				3		2			1						3		1
3			2	3			2		1		1		3	1	1	1	
27	16	11	10	13	10	28	28	38	18	5	14	2	14	58	11	51	19
(2)	(3)	(5)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(3)	(7)	(2)	(2)		(2)	(4)	(2)	(18)	(1)
(1)		(1)					(1)		(1)					(2)		(3)	
						(1)	(1)									(1)	
(21)	(11)	(4)	(6)	(8)	(6)	(15)	(17)	(32)	(8)	(1)	(11)	(2)	(11)	(45)	(9)	(15)	(18)
				(1)		(3)	(2)							(1)			
																(3)	
(3)	(2)	(1)	(1)	(2)	(3)	(3)	(2)	(3)	(2)	(2)	(1)		(1)	(6)		(11)	
3	7	0	1	10	6	30	11	4	2	0	6	2	1	2	4	13	0
	4		1	4	2	23	4	1	2		2	1	1	1	2	6	
	1					1											
	1			2	2	2	2	1				1		1			
						1										1	
3	1			4	2	3	5	2			4				2	6	
1	2	0	0	6	4	20	24	1	0	0	0	0	2	5	7	6	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
	44		(手指、前腕、等の腱鞘若しくは腱周囲の炎症)						
	45		(頸肩腕症候群)						
5	46		1から4(CODE40から45)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		2				
四			化学物質等による次に掲げる疾病	2	8	18	5	1	1
1	47		労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの(151項目の内訳は表12参照)	1	7	6	2		1
			[有機溶剤中毒—CODE47およびCODE55に含まれるものと思われる]						
			(合成樹脂の熱分解生成物による疾病)						
2			弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患						
	48		(フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患)						
	49		(塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患)						
3	50		すず、鉛油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	1		3	1		
4	51		蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
5	52		木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患						
6	53		落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患			1			
7	54		空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症						
8	55		1から7(CODE47から54)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		1	8	2	1	
五			粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に掲げる疾病	2	15	39	55	5	6
			(管理4)		(2)	(5)	(4)		(1)
			(肺結核)			(7)	(1)		
			(結核性胸膜炎)		(1)	(1)	(1)		
			(続発性気管支炎)	(1)	(10)	(21)	(42)	(5)	(3)
			(続発性気管支拡張症)						
			(続発性気胸)			(1)			
			(原発性肺がん)	(1)	(2)	(4)	(7)		(2)
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	1	3	17	6	1	2
1	57		患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		2	10	5		1
2	60		動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患						
3	61		湿潤地における業務によるフイル病等のレプトスピラ症			1	1	1	
4	62		屋外における業務による恙虫病						1
5	63		1から4(CODE57から62)までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	1	1	6			
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	0	0	30	21	7	4
1	64		ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			3	1		
2	65		ベータナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍			1			
3	66		4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
4	68		4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍						
5	69		ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん						1

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合 計
鳥 取	島 根	岡 山	広 島	山 口	徳 島	香 川	愛 媛	高 知	福 岡	佐 賀	長 崎	熊 本	大 分	宮 崎	鹿 児 島	沖 縄	
																	0
																	0
							1									1	10
4	1	6	12	3	0	2	4	1	15	2	3	5	3	1	3	0	218
2		3	3	1			4		11	2	2	3	1	1	3		105
		1															2
																	4
	1		2					1				1					22
									1								6
																	3
						1						1					8
		1		1					1		1		1				19
2		1	7	1		1			2				1				49
6	7	73	19	21	7	20	28	11	32	16	124	21	21	11	7	4	1,233
	(1)	(8)	(6)	(3)		(3)		(1)	(4)	(8)	(6)					(1)	(165)
(1)		(3)		(1)			(1)		(4)	(1)	(1)		(1)				(33)
											(1)						(9)
(5)	(6)	(54)	(8)	(14)	(6)	(15)	(24)	(9)	(13)	(5)	(110)	(19)	(19)	(11)	(7)	(2)	(883)
		(1)	(1)	(1)	(1)				(3)		(1)	(1)					(12)
		(7)	(4)	(2)		(2)	(3)	(1)	(8)	(1)	(5)		(1)			(1)	(18)
																	(113)
2	2	0	2	0	0	0	1	0	16	2	2	2	1	3	6	2	190
2	2		1				1		12	2		1	1	3	5	1	108
									1								3
												1					19
															1	1	6
			1						3		2						54
1	1	12	12	3	2	3	4	0	14	2	0	1	1	1	0	0	209
									2								6
									1								2
																	0
																	0
																	1

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫 (石綿に曝される業務による肺がん)	8			2		
			(石綿に曝される業務による中皮腫)	(8)			(2)		
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん (電離放射線にさらされる業務による白血病) (電離放射線にさらされる業務による肺がん) (電離放射線にさらされる業務による皮膚がん) (電離放射線にさらされる業務による骨肉腫) (電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	2					
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん (クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん) (クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん (ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん) (ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん (砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん) (砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	12	0	0	11	2	4
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降						
			[非災害性脳血管疾患]	(4)			(3)		(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(4)			(5)		
			[精神障害等]	(4)			(3)	(2)	(3)
			合計	722	44	65	129	57	54
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	707	43	64	116	53	45
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	15	1	1	13	4	9
			A/(A+B)	97.9%	97.7%	98.5%	89.9%	93.0%	83.3%

※「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上挙げて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) がんについては、すべて64から92までのいずれかに分類する。(4) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

※厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

[illegible]

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良	和歌山
6	70		ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん						
7	71		石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫			25	20	7	3
			(石綿に曝される業務による肺がん)			(6)	(2)	(4)	(1)
			(石綿に曝される業務による中皮腫)			(20)	(18)	(3)	(2)
8	72		ベンゼンにさらされる業務による白血病						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
9	81		塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫						
10	82		電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫又は甲状腺がん			1			
			(電離放射線にさらされる業務による白血病)						
			(電離放射線にさらされる業務による肺がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による皮膚がん)						
			(電離放射線にさらされる業務による骨肉腫)						
			(電離放射線にさらされる業務による甲状腺がん)						
11	83		オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
12	84		マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍						
13	85		コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん						
14	86		クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん)						
			(クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による上気道のがん)						
15	87		ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん)						
			(ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による上気道のがん)						
16	90		砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん)						
			(砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による皮膚がん)						
17	91		すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん						
18	92		1から17(CODE64から91)までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病						
八	93		前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
九	93		その他業務に起因することの明らかな疾病	9	10	53	23	6	2
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ以降						
			[非災害性脳血管疾患]	(2)	(4)	(22)	(9)	(4)	(1)
			[非災害性虚血性心疾患等]	(1)	(3)	(14)	(5)	(1)	
			[精神障害等]	(6)	(2)	(16)	(9)	(1)	(1)
			合計	94	233	915	355	68	97
			A: 具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	83	219	846	330	61	95
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	11	14	69	25	7	2
			A/(A+B)	88.3%	94.0%	92.5%	93.0%	89.7%	97.9%

[illegible]

労働安全衛生をめぐる状況

表13-1 傷病別長期療養者推移状況(2004年度)

区分 傷病名	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度療養中の内訳			
	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死 亡	傷病(補償) 年金移行	本年度末療養中	1年以上1年 6か月未満	1年6か月以 上2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	9,166	1,194	49	522	527	9,262	508	442	816	7,496
せき髄損傷 患者	327 (43)	401 (68)	307 (45)	2	43 (4)	376 (62)	132 (28)	89 (15)	84 (8)	71 (11)
外傷性の脳中 枢損傷患者	700 (218)	694 (230)	633 (201)	11 (3)	48 (16)	702 (228)	212 (82)	148 (44)	174 (56)	168 (46)
頭頸部外傷症 候群患者	601 (149)	556 (156)	554 (156)	3	20 (5)	580 (144)	160 (38)	120 (39)	146 (36)	154 (31)
頸肩腕症候群 患者	118	40	37			121	5	8	17	91
腰痛患者	615	512	514	2		611	120	134	126	231
一酸化炭素 中毒患者	7	1	4			4				4
振動障害患者	8,624	492	556	108		8,452	248	205	490	7,509
その他の患者	16,315 (2,652)	19,906 (3,164)	19,836 (3,138)	68 (4)	53 (5)	16,264 (2,669)	5,908 (1,039)	3,737 (611)	3,384 (590)	3,235 (429)
骨 折	9,303 (1,998)	12,120 (2,442)	12,162 (2,425)	19 (2)	14 (1)	9,228 (2,012)	3,787 (819)	2,194 (461)	1,957 (463)	1,290 (269)
切 断	536 (11)	702 (7)	684 (8)	1	3	550 (10)	228 (2)	139 (3)	112 (4)	71 (1)
関節の障害	1,528 (198)	1,890 (237)	1,861 (241)			1,557 (194)	559 (83)	383 (46)	327 (38)	288 (27)
打撲傷	1,050 (173)	1,273 (246)	1,219 (223)	3	10 (3)	1,091 (193)	378 (73)	283 (54)	221 (37)	209 (29)
創 傷	766 (54)	1,189 (64)	1,172 (75)		1	782 (43)	282 (18)	213 (8)	158 (13)	129 (4)
そ の 他	3,132 (218)	2,732 (168)	2,738 (166)	45 (2)	25 (1)	3,056 (217)	674 (44)	525 (39)	609 (35)	1,248 (99)
合 計	36,473 (3,062)	23,796 (3,618)	22,490 (3,540)	716 (7)	691 (30)	36,372 (3,103)	7,293 (1,187)	4,883 (709)	5,237 (690)	18,959 (517)

() は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報 平成16年度」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

都道府県	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性 の脳中 枢損傷 患者	頭頸部 外傷 症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛患 者	一酸化 炭素 中毒 患者	振動障 害患者	その他	骨 折	切 断	関節の 障害	打撲傷	創 傷	その他	合 計
2000	8,603	451	806	612	146	606	4	8,846	17,326	9,802	554	1,557	1,264	903	3,246	37,400
2001	9,049	427	757	614	138	632	6	8,861	17,078	9,592	572	1,617	1,275	842	3,180	37,562
2002	9,160	411	749	614	123	671	9	8,799	16,242	9,207	546	1,511	1,149	749	3,080	36,778
2003	9,166	327	700	601	118	615	7	8,624	16,315	9,303	536	1,528	1,050	766	3,132	36,473
2004	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表13-3 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2004年度末)

都道府県	じん肺患者	せき髄損傷患者	外傷性の脳中枢損傷患者	頭頸部外傷症候群患者	頸肩腕症候群患者	腰痛患者	一酸化炭素中毒患者	振動障害患者	その他の患者	骨折	切 断	関節の障害	打撲傷	創 傷	その他	合 計
北海道	1,013	21	32	68	1	39		1,465	1,044	581	43	143	42	40	195	3,683
青 森	54	6	9	5		1		32	144	87	2	14	10	9	22	251
岩 手	60	5	13	5		1		14	164	83	5	5	3	9	59	262
宮 城	225	8	8	8	2	11		19	364	241	10	30	17	15	51	645
秋 田	84	1	2	2		3		37	99	53	1	6	2	1	36	228
山 形	95	1	7	6		1		41	146	84	6	9	10	7	30	297
福 島	221	5	10	4				41	115	65	6	1	3	3	37	396
茨 城	259	6	10	10		6		9	156	93	10	3	7	9	34	456
栃 木	69	10	9	3	1	4		7	185	109	7	21	8	5	35	288
群 馬	98	8	5	5	4	1		50	259	161	12	27	16	16	27	430
埼 玉	52	22	35	23	5	38		50	589	350	23	59	37	25	95	814
千 葉	47	23	66	77	10	132	1	25	1,036	576	22	142	84	60	152	1,417
東 京	114	19	76	72	22	31		68	1,236	718	39	113	56	51	259	1,638
神奈川	211	21	59	43	15	81	1	78	1,136	661	31	103	60	52	229	1,645
新 潟	251	8	12	10		3		165	227	122	8	23	3	13	58	676
富 山	122	5	1	1				66	101	51	9	7	5	12	17	296
石 川	36	1	2	1		1		24	111	85	9	1	3	2	11	176
福 井	107		1	3				78	70	44	3	2	3	5	13	259
山 梨	50	3	3	9				35	79	50	3	2	2	2	20	179
長 野	178	5	16	6		4		124	299	164	6	36	18	14	61	632
岐 阜	312	10	11	6		13		197	212	136	2	12		10	52	761
静 岡	98	12	30	10	4	6		44	419	242	19	29	29	33	67	623
愛 知	154	14	37	7	4	2		52	808	497	28	41	87	49	106	1,078
三 重	30	6	5	3		2		82	147	77	7	8	6	6	43	275
滋 賀	70	5	15	17	4	27		64	193	108	10	19	8	5	43	395
京 都	215	10	8	20	10	42	2	283	308	166	14	34	18	15	61	898
大 阪	291	26	40	24	17	29		119	2,004	1,007	57	231	239	108	362	2,550
兵 庫	463	18	29	29	7	60		230	767	474	22	68	47	42	114	1,603
奈 良	103	2	6	2				82	158	74	29	12	18	5	20	353
和歌山	76	6		1		1		80	236	113	3	19	34	10	57	400
鳥 取	27	2	3					17	47	22	1	1			23	96
島 根	63	1	1	4				70	52	27	1	12		1	11	191
岡 山	593	6	16	6		3		129	237	144	10	14	8	8	53	990
広 島	473	14	24	25	1	13		202	574	326	19	59	31	25	114	1,326
山 口	229	5	4		3			71	186	105	7	6	11	19	38	498
徳 島	115	1	6	2				351	51	25	3	4	4	2	13	526
香 川	48	7	10	9		3		99	105	61	5	6	6	7	20	281
愛 媛	237	14	21	22	2	8		1,017	505	307	13	46	31	19	89	1,826
高 知	232	2	7	6		32		1,068	166	82	1	44	19	6	14	1,513
福 岡	504	13	23	3		3		82	599	324	16	49	40	19	151	1,227
佐 賀	74	2	3					28	66	41	1	4	4	2	14	173
長 崎	728	2						47	88	57	3	10	2	2	14	865
熊 本	109	2						241	134	75	5	15	13	6	20	486
大 分	386	4	13	17	9	5		583	253	130	3	38	20	16	46	1,270
宮 崎	92	6	5	1				490	118	61	10	8	8	9	22	712
鹿児島	174	7	9	4		4		271	208	137	4	13	11	4	39	677
沖 縄	20	1		1		1		25	63	32	2	8	8	4	9	111
合 計	9,262	376	702	580	121	611	4	8,452	16,264	9,228	550	1,557	1,091	782	3,056	36,372

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達

2006年度

2006. 4. 1 基発第0401006号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について」★
2006. 4. 1 基発第0401007号「当面の労働時間対策の具体的推進について」★
2006. 4. 1 基発第0401008号「労働時間等設定改善事業等の実施について」★
2006. 4. 1 基発第0401009号「労働時間等設定改善対策について」★
2006. 4. 1 基発第0401010号「労働時間設定改善コンサルタントの設置について」★
2006. 4. 1 基発第0401014号「都道府県労働局等における専門官職の所掌事務等に関する準則の改正について」★
2006. 4. 1 基発第0401015号「労災保険再審査請求事案に係る医学的専門的事項に関する業務委託について」★
2006. 4. 1 基発第0401017号「労災保険再審査請求事案に係る専門的事項に関する業務委託について」★
2006. 4. 1 基監発第0401001号「賃金計算事務等の委託に伴う賃金の支払についての労働基準法上の取扱いについて」★
2006. 4. 1 基発第0401018号「『労働条件相談センターの設置について』の一部改正について」★
2006. 4. 1 基監発第0401002号「『労働条件相談センターの設置に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
2006. 4. 1 基勤発第0401001号「平成18年度における賃金・退職金制度の改善指導業務の推進に当たって留意すべき事項について」★
2006. 4. 1 基勤発第0401002号「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行に当たって留意すべき事項について」★
2006. 4. 1 基勤企発第0401001号「労働時間等設定改善関係事業等の運用について」★
2006. 4. 1 基勤企発第0401002号「労働時間等設定改善実施計画の承認制度の運用に係る留意事項等について」★
2006. 4. 1 基勤企発第0401003号「労働時間設定改善コンサルタントの設置に当たり留意すべき事項について」★
2006. 4. 3 基発第0403004号「平成18年度労災関係非常勤職員の配置人員について」★
2006. 4. 3 基発第0403005号「平成18年度における地方雇用保険監察官が行う監察・監査について」★
2006. 4. 3 基発第0403009号「労災保険率の算定における石綿による疾病に係る労災保険給付等の取扱いについて」★
2006. 4. 3 基発第0403016号「社会保険労務士が行う労働保険適用徴収関係の電子申請について」★
2006. 4. 3 基発第0403017号「建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の実施について」★
2006. 4. 3 基発第0403018号「『休業補償特別援護金支給要綱』の一部改正について」★
2006. 4. 3 基安発第0403001・002号「職場における喫煙対策について」★
2006. 4. 3 基安発第0403001号「献血時の生化学検査の結果通知書の労働者の健康管理における有効活用について」★
2006. 4. 5 基徴発第0405001号「会計検査院より指摘された事項のその後の措置状況調べについて」★
2006. 4. 11 基監発第0411001号「就業規則等点検指導員の勤務実績の報告の変更について」★
2006. 4. 11 基安発第0411001号「都道府県産業保

健推進センターにおける改正労働安全衛生法等の産業保健関係者に対する周知について(依頼)★

- 2006. 4. 11 基安化発第0411001・002号「『合成樹脂製造の職域内ホルムアルデヒドに係る労働衛生対策マニュアル』の送付について」★
- 2006. 4. 12 基安発第0412002号「労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する健康診断の費用負担等について(依頼)」★
- 2006. 4. 18 基安化発第0418001号「鉄鋼業における一酸化炭素中毒の防止に係る自主点検の実施結果について」★
- 2006. 4. 21 発基第0421001号「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令について」★
- 2006. 4. 28 基発第0428004・005号「平成18年度の中央監察の実施について」★
- 2006. 4. 28 基発第0428008号「業務上疾病に関する医学文献等収集のための検討委員会委員の委嘱について」★
- 2006. 5. 1 基発第0501001号「『労災特別援護措置について』の一部改正について」★
- 2006. 5. 1 基発第0501002号「『労災援護金支給について』の一部改正について」★
- 2006. 5. 1 基発第0501003号「会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令等による賃金の支払の確保等に関する法律施行令等の一部改正について」★
- 2006. 5. 2 基労保発第0502001号「平成18年6月における年金たる保険給付の受給権者の定期報告に係る機械処理事務等について」★
- 2006. 5. 2 基労保発第0502002号「平成18年度における労災就学等援護費支給対象者の定期報告に係る機械処理事務等について」★
- 2006. 5. 8 基労補発第0508001号「『石綿による疾病の認定基準について』に係るリーフレットの配布について」★
- 2006. 5. 8 基労補発第0508002～007号「石綿による疾病に係る認定基準に関する周知について(依頼)」★
- 2006. 5. 9 基発第0509006・007号「航空機乗務員の宇宙船被ばく管理に関するガイドラインについて」★

- 2006. 5. 9 基安労発第0509001号「航空機乗務員の宇宙船被ばく管理に関するガイドラインについて」★
- 2006. 5. 10 基安労発第0510001・002号「平成18年度『世界禁煙デー』及び『禁煙週間』の協力依頼について」★
- 2006. 5. 11 基発第0511003・004号「平成18年度全国安全週間の実施について」★
- 2006. 5. 11 基安労発第0511001号「国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価実施要領の策定について」★※
- 2006. 5. 12 基発第0512001号「平成18年度外国人労働者問題啓発月間について」★
- 2006. 5. 12 基発第0512002号「平成18年度『外国人労働者問題啓発月間』実施に対する協力依頼について」★
- 2006. 5. 12 基監発第0512001号「平成18年度外国人労働者問題啓発月間の実施に当たって留意すべき事項について」★
- 2006. 5. 12 基発第0512004号「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師要請講座等のカリキュラムの改正について」★※
- 2006. 5. 24 基安労発第0524001号「熱中症による死亡災害発生状況(平成17年度分)について」★※
- 2006. 5. 26 基監発第0526001号「警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁による『不法就労等外国人対策に係る具体的施策について』の策定について」★
- 2006. 5. 26 基安安発第0526001・002号「クレーンの構造部分に使用する鋼材について」★※
- 2006. 5. 31 基発第0531001号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度について」★
- 2006. 5. 31 基監発第0531001号「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための出入国管理機関との相互通報制度の運用について」★
- 2006. 6. 1 基発第0601001・002号「義肢等補装具支給要綱の制定について」★
- 2006. 6. 1 基労保発第0601001号「労災保険年金等及び労災診療費に係る債権の事務引継について」★
- 2006. 6. 6 基労補発第0606001号「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査実施要領について」★
- 2006. 6. 6 基労補発第0606002号「石綿による疾病

2006年度 労働基準行政関係通達

- の業務上外の認定のための調査実施要領について(特別遺族給付金関係)★
2006. 6. 7 基安発第0607001号「労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する健康診断の費用負担等について(依頼)」(総務省自治行政局公務員部長宛)★
2006. 6. 7 基勤企発第0607001号「労働時間等の設定の改善に関する相談等の件数調べについて」★
2006. 6. 8 基発第0608001号「塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた『肝血管肉腫』の業務上外の認定について(回答)」★
2006. 6. 8 基安安発第0608001号「シンドラーエレベーター(株)製エレベーターに係る緊急点検について」★
2006. 6. 8 基安労発第0608001号「酸素欠乏症等災害発生状況の分析について」★※
2006. 6. 16 基発第0616003～005号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」★
2006. 6. 16 基監発第0616001号「労働時間管理の適正化の推進状況の把握について」★
2006. 6. 16 基安労発第0616001号「精神障害等に係る業務上疾病の予防に関する調査について」★
2006. 6. 16 基安化発第0616002・003号「変異原性が認められた化学物質に関する情報について」★※
2006. 6. 20 基安計発第0620001号「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本方針について」★
2006. 6. 20 基安計発第0621002号「『実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準』について」★
2006. 6. 21 基発第0621002号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律について」★
2006. 6. 22 基安化発第0622001号「厚生労働省が所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針等について」★
2006. 6. 22 基発第0622004号「ゴンドラの構造部分に使用する材料について」★※※
2006. 6. 23 基監発第0623001号「事業場等を臨検する場合における関係書類の取扱いについて」★
2006. 6. 30 基監発第0630001号「行政不服審査法に基づく審査請求における個人情報管理に係る適正な事務処理について(監督関係)」★
2006. 7. 7 基労補発第0707001号「『労災診療費算定マニュアル』の送付について」★
2006. 7. 10 基労補発第0710001～003号「労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について」(通知)001・002、(依頼)003★
2006. 7. 12 基監発第0712001号「平成18年10月から平成19年3月までの期間における社内預金の下限利率について」★
2006. 7. 20 基労補発第0720001号「業務上疾病の労災補償状況調査について」★
2006. 7. 24 基安発第0724001・002号「災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について」★※※
2006. 7. 24 基労保発第0724003号「『石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領(改訂版)』の送付について」★
2006. 7. 25 基安化発第0725001・002号「建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について」★※※
2006. 7. 28 基安安発第0728001号「日本工業規格B8265 圧力容器の構造—一般事項外1件の改正について」※
2006. 7. 31 基発第0731001号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」★
2006. 7. 31 基労補発第0731001号「労災保険における柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」★
2006. 7. 31 基労補発第0731002・003号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」★
2006. 7. 31 基発第0731002号「労災保険あん摩マッサー指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準の一部改定について」★
2006. 7. 31 基労補発第0731004・006号「労災保険あん摩マッサー指圧師、はり師及びきゅう師施術料金の一部改定について」★
2006. 8. 1 基発第0801011号「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について」★※
2006. 8. 2 基勤発第0802001号「『規制の設定又は改廃に係る意見提出手続』の廃止に伴う最低賃金関係事務取扱手引の一部改正等について」★
2006. 8. 4 基発第0804003～005号「『労災診療請求内訳書』(レセプト)様式の一部改正について」★

2006. 8. 4 基安安発第0804001号「個別検定を受けていない第二種圧力容器(蒸気回転釜)の取扱いについて」★
2006. 8. 8 基発第0808001号「労働基準行政情報システム運用管理要領の一部改訂について」★
2006. 8. 8 基発第0808002号「『化学物質による労働災害防止対策事業』の成果の公表について」★
2006. 8. 7 基安労発第0807001号「採石業、建設業、鉱業業務従事労働者に対する巡回特殊健康診断実施事業について」★
2006. 8. 9 基安安発第0809001・002号「クレーン製造許可に係る疑義について」★
2006. 8. 9 基労補発第0809001号「石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金等の周知・広報について」★
2006. 8. 10 基安化発第0810001・002号「『鉛フリーはんだ関連作業等に係る化学物質管理マニュアル』の送付について」★
2006. 8. 11 基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一致部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」★※
2006. 8. 21 基発第0821002・003号「建材中の石綿含有率の分析方法について」★※*
2006. 8. 21 基安化発第0821001・002号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」★*
2006. 8. 23 基発第0823003号「石綿の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について」★*
2006. 8. 23 基発第0823004号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」★※
2006. 8. 23 基安計発第0823001・002号「労働安全衛生総合研究中間・事後評価委員会の評価結果について」★
2006. 8. 28 基発第0828008号「労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領(都道府県労働局編)等の一部改正について」★
2006. 8. 28 基安化発第0828001・002号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」★※*
2006. 8. 28 基勤勤発第0828001号「中小企業勤労者福祉サービスセンターの共同化推進事業の創設に係る周知について」★
2006. 8. 30 基発第0830001号「平成18年度の特別中央監察の実施について」★
2006. 8. 31 基安労発第0831001・002号・基安化発第001・002号「平成18年度自律的労働安全衛生管理活動普及促進事業(労働災害防止特別安全衛生診断事業)実施細目について」★
2006. 8. 31 基安労発第0831003号「『石綿業務に従事した離職者に対する特別診断事業』に係る広報について」★
2006. 8. 31 基安化発第0831003号「労働安全衛生規則第272条第2号ただし書及び特定化学物質障害予防規則第16条第2号ただし書について」★※*
2006. 9. 1 基安労発第0901001号・基安化発第0901001号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則の一部を改正する症例の周知及び指導に関する留意点について」★※*
2006. 9. 4 基発第0904001号「偽装請負の解消に向けた当面の取組について」★
2006. 9. 4 基安発第0904001号「労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々に対する健康診断の費用負担等について(依頼)」(日本郵政公社人事部門厚生労働部保健担当部長宛)★
2006. 9. 7 基発第0907005号「『健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について』等の一部改正について」★
2006. 9. 7 基安労発第0907001号「『健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について』等の一部改正に係る留意事項について」★
2006. 9. 7 基発第0907006号「電離放射線業務に従事した労働者に発生した『急性!ンパ性白血病』に係る業務上外の認定について(回答)」★
2006. 9. 7 基労補発第0907001~005号「石綿による疾病の労災補償及び特別遺族給付金に関する周知・広報について」★
2006. 9. 13 基安労発第0913001号「健康管理手帳を交付された者で労災保険の適用を受けない者に対する健康診断等の取り扱いについて(依頼)」
2006. 9. 19 基発第0919001号「労災行政情報管理システム端末装置運用要領の追補版の作成について」★
2006. 9. 19 基監発第0919001号「技能実習生を受け入れている事業場に対する重点的な監督指

2006年度 労働基準行政関係通達

導の実施について」★

- 2006. 9. 20 基発第0920002号「特別司法警察員の人員及び捜査活動状況について(回答)」★
- 2006. 9. 22 基発第0922002・003号「労災診療費の適正払いの徹底について」★
- 2006. 9. 22 基監発第0922002号「偽装請負の解消に向けた当面の取組に係る具体的な取扱いについて」★
- 2006. 9. 27 基発第0927008号「『社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について』の一部改正について」★
- 2006. 9. 28 基発第0928002号「『司法警察職員捜査書類基本様式例』の一部改正について」★
- 2006. 9. 29 基発第0929001号「『労働基準局の内部組織に関する細則』の一部改正について(内申)」★
- 2006.10. 2 基発第1002001号「『石綿による健康被害の救済に関する法律の施行(「特別遺族給付金」の支給関係)について』の一部改正について」★
- 2006.10. 2 基発第1002004号「障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用等について」★
- 2006.10. 2 基監発第1002001号「障害者自立支援法に基づき就労継続支援事業場で作業を行う障害者からの相談等に対する対応等について」★
- 2006.10. 2 基安安発第1002001号「日本工業規格B9710 機械部の安全性—ガードと共同するインターロック装置—設計及び選択のための原則外4件の改正について」★※
- 2006.10. 2 基安労発第1002001号「労災適用期間及び労災適用外期間を有する健康管理手帳所持者が受ける健康診断の費用負担等に関する留意事項について」★
- 2006.10. 3 基安労発第1003001号「『石綿作業に従事した離職者に対する特別健康診断事業』に係る記者発表について」★
- 2006.10. 5 基安労発第1005001号「労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された方々(旧郵政職員)に対する健康診断等の取り扱いについて(依頼)」★
- 2006.10.11 基発第1011001号「『改正労働基準法(妊産婦等の坑内労働の就業制限関係)の施行について』について」★※
- 2006.10.13 基安労発第1013001号「地域産業保健センター事業の平成18年度成果目標に係るア

ンケートの実施について」★

- 2006.10.16 基安化発第1016001・002号「石綿を含有する粉状のタルクの製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」★※
- 2006.10.19 基安安発第1019001号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」★
- 2006.10.19 基安安発第1019002号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材に係る照会について」★※
- 2006.10.20 基発第1020003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)」★※※
- 2006.10.20 基安発第1020001・002号「化学物質等に係る文書交付制度の改善に関する改正労働安全衛生法の円滑な施行について(要請)」★
- 2006.10.20 基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」★※※
- 2006.10.20 基安安発第1020001号「動力プレス機械構造規格を具備しないプレス機械に係る命令の協議について(回答)」★
- 2006.10.23 基安安発第1023001号「平成17年度特定自主検査実施状況報告の集計結果について」★
- 2006.10.23 基安安発第1023002～004号「金型温度調節機に対する労働安全衛生法の適用について」★
- 2006.10.24 基安労発第1024001号「石綿特別健康診断事業に係る新聞広告への対応について」★
- 2006.10.30 基安安発第1030001号「交通労働災害に係る災害調査の実施に関する留意事項及び自主点検の実施について」★
- 2006.10.30 基安労発第1030001号「『石綿作業従事者の健康管理』(改訂版)リーフレットの送付等について」★
- 2006.10.30 基安労発第1030002号「石綿作業に従事する者等に係る健康管理の充実について」★
- 2006.10.30 基労補発第1030001号「労災保険指定医療機関の指定取消に係る厳正な対応について」★
- 2006.10.31 基労補発第1031001～003号「労災保険における生活療養及び生活療養を受ける場

合の入院料等の取扱いについて」★

2006.11. 8 基発第1108002・003号「スタッカークレーンのマストに使用するアルミニウム合金材について」★※

2006.11.10 基安安発第1110001号「製造許可を受けていない第一種圧力容器及び個別検定を受けていない小型圧力容器の取扱いについて」★

2006.11.17 基総発第1117001号「労働基準関係の委託事業の適正な執行について」★

2006.11.17 基安労発第1117001号「石綿作業に従事した離職者に対する特別健康診断事業に係る申請期間の延長について」★

2006.11.21 基監発第1121001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行に係る法違反に対する措置について」★

2006.11.22 基総発第1122001号「『裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について』の改正について」★

2006.11.27 基安安発第1127001号「突風によって走行クレーンが逸送することによる災害の防止について」★※

2006.11.27 基安安発第1127002・003号「クレーンの構造部分に使用する鋼材について」★※

2006.11.28 基労保発第1128003号「『労災保険機械業務便覧(平成17年度)』の送付について」★

2006.11.30 基安発第1130001・002号「労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について」★※

2006.11.30 基安安発第1130001号「労働災害の増加に対応した労働災害防止対策の徹底について」★※

2006.12. 1 基発第1201005号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その63)」※

2006.12. 6 基発第1206005号「指定統計調査の調査票の使用結果の提出について」★

2006.12.11 基安化発第1211001号「弁護士法第23条の2に基づく照会について(回答)」★

2006.12.18 基発第1218013号「『安全衛生情報センター運営等委託事業』の成果の公表について」★

2006.12.18 基安労発第1218001号「介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染症胃腸炎の発生・まん延防止について」★

2006.12.18 基労補発第1218001～003号「労災診療費算定基準の実施上の留意事項について」

★

2006.12.21 基発第1221003～005号「労災保険における看護の給付の取扱いの一部改正について」★

2006.12.21 基発第1221006～009号「労災保険における看護料算定基準の一部改正について」★

2006.12.21 基労補発第1221003号「労災保険における看護の給付の取扱いの一部改正に伴う実施上の留意事項について」★

2006.12.21 基労補発第1221004号「労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う実施上の留意事項について」★

2006.12.21 基労補発第1221005号「労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う実施上の留意事項について」★

2006.12.21 基労補発第1221006号「労災保険における看護料算定基準の一部改正に伴う留意点について」★

2006.12.27 基安安発第1227001・002号「圧力容器構造規格第73条において準用する同規格第70条の規定に基づく特例等について」★

2006.12.28 基発第1228001号「『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領』の策定について」★

2006.12.28 基労保発第1228001号「『石綿による健康被害の救済に関する法律』に基づく特別遺族給付金に係る機械処理要領について」★

2006.12.28 基安安発第1228001～003号「ターボ圧力機用ガスクーラ(シェルアンドチューブ式)に対する労働安全衛生法の適用について」★

2007. 1. 4 基発第0104001号「メリット制事務処理手引の作成について」★

2007. 1.10 基発第0110001号「『化学物質による労働災害防止対策事業』の成果の公表について」★

2007. 1.15 基発第0115002号「『地域産業保健センター事業委託要領』等の改正について」★

2007. 1.17 基安安発第0117001・002号「研削盤構造規格第31条に基づく適用除外について」★

2007. 1.22 基発第0122002号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第9条の規定に基づく適用除外について(その64)」※

2007. 1.25 基発第0125001号「平成18年度中央労働基準監察結果の概要について」★

2007. 1.25 基発第0125002号「平成19年度『快適職

2006年度 労働基準行政関係通達

場形成促進事業』の実施について」★

- 2007. 1. 29 基安安発第0129001・002号「液相で使用する貫流式の熱媒ボイラーに対するボイラー構造規格第86条に基づく適用の特例について」★
- 2007. 1. 30 基発第0130001号「未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関の御協力をお願いについて」★
- 2007. 1. 30 基発第0130002号「未払賃金立替払制度の適正な運営のための金融機関への協力要請について」★
- 2007. 1. 30 基発第0130006・007号「労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について」★
- 2007. 1. 30 基労補発第0130001～003号「労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正に伴う実施上の留意事項について」★
- 2007. 2. 1 基発第0201005号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第14条の規定に基づく適用除外について(その4)」※
- 2007. 2. 1 基発第0201006号「平成15年度及び平成16年度「解雇をめぐる紛争の未然防止及び早期解決に向けた取組のための促進事業」実施に関する監査について」★
- 2007. 2. 2 基発第0202001号「平成18年度中央労災補償業務監察実施結果について」★
- 2007. 2. 2 基発第0202002号「平成18年度中央労働保険適用徴収業務監察結果について」★
- 2007. 2. 2 基安安発第0202001号「日本工業規格『B8811 ラウンドスリング』の制定及び『B88188 ベルトスリング』の改正について(公示)について」★※*
- 2007. 2. 5 基安計発第0205001号「『労災かくし』の排除に係る対策の一層の推進について」★
- 2007. 2. 6 基発第0206001・002号「温泉保養等の廃止について」★
- 2007. 2. 6 基労補発第0206001号「温泉保養等の廃止に伴う運用上の留意事項について」★
- 2007. 2. 14 基発第0214001号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
- 2007. 2. 14 基安化発第0214001号「アスベスト製品代替化の進捗状況、計画の報告について」★
- 2007. 2. 15 基発第0215003号「日系人が集住している地域等における緊急的な事業主指導等の実施について」★
- 2007. 2. 15 基安安発第0215001号「労働安全衛生法第88条第1項による計画の届出対象範囲の

明確化について」★

- 2007. 2. 20 基安化発第0220001号「鉄道事業者における石綿含有製品の使用に係る実態調査について」及び調査結果
- 2007. 2. 22 基監発第0222001号・基安計発第0222001号「労働基準局所管に係る電子申請利用促進のための取組について」★
- 2007. 2. 22 基労管発第0222001号「労働基準局所管に係る電子申請利用促進のための取組について」★
- 2007. 2. 23 基安安発第0223001号「ボイラー等の性能検査等における民間機関の参入の促進について」★
- 2007. 2. 23 基安安発第0223002～004号「高純度ガス精製装置に使用する第二種圧力容器に対する圧力容器構造規格第31条の適用の特例について」★※
- 2007. 2. 23 基労発第0223001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
- 2007. 2. 26 基勤企発第0226001・002号「ゴールデンウィークにおける連続休暇の普及・拡大について」★
- 2007. 2. 27 基監発第0227001号「平成19年4月から適用される社内預金の下限利率について」★
- 2007. 2. 27 基安安発第0227001号「日本工業規格『B8828-4 クレーン逸走防止装置-第4部:ジブクレーン』及び『B8836 クレーンワイヤロープ取扱い、保守、取付け、検査及び廃棄』の制定について(公示)」★※
- 2007. 2. 28 基発第0228001号「『安全衛生改善計画の運用について』の一部改正について」★
- 2007. 3. 1 基発第0301002号「未払賃金の立替払事業の運営について」★
- 2007. 3. 1 基発第0301003号「『労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導について』の一部改正について」★
- 2007. 3. 1 基監発第0301001号「『労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導に当たって留意すべき事項について』の一部改正について」★
- 2007. 3. 1 基安安発第0301002・003号「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について」★※
- 2007. 3. 1 基安化発第0301001号「石綿障害防止総合相談員の配置等に関して留意すべき事項について」★

2007. 3. 1 基勞補発第0301001・002号「労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について」★

2007. 3. 2 基発第0302003号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その43)」※

2007. 3. 2 基安安発第0302001・002号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」★※

2007. 3. 5 基発第0305006号「電離放射線業務に従事した労働者に発生した『急性リンパ性白血病』に係る業務上外の認定について(回答)」★

2007. 3. 5 基安安発第0305001号「『労働安全衛生法第55条ただし書及び同法施行令第16条第2項の規定による製造等禁止物質の製造等許可手続について』の一部改正について」★※

2007. 3. 6 基発第0306005号「『化学物質による労働災害防止対策事業』の成果の公表について」★

2007. 3. 6 基勞補発第0306001号「労災保険の特別加入に係る加入時健康診断費用の支出科目の変更について」★

2007. 3. 7 基勞補発第0307003号「農業者に係る特別加入制度の周知について(依頼)」★

2007. 3. 8 基発第0308004号「鋼管足場用の部材及び附属金具の規格第25条の規定に基づく適用除外について(その44)」※

2007. 3. 8 基勞補発第0308001～003号「労災診療費援助貸付金貸付契約を締結している労災指定医療機関に対する労災診療費の支払回数の変更について」★

2007. 3. 14 基発第0314110号「日本興業規格B8201(陸用鋼製ボイラー構造)及びB8203(鋳鉄ボイラー構造)の改正に伴うボイラー構造規格の取扱いについて」★※

2007. 3. 14 基勞補発第0314001号「石綿による肺がん事案の事務処理について」★

2007. 3. 15 基安安発第0315001～003号・基安勞発第0315001～003号・基安化発第315001～003号「リスクアセスメント等の実施に関する積極的な取組について」★※

2007. 3. 16 基安安発第0316001～003号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」★※

2007. 3. 19 基発第0319007号「第一種圧力容器の安全弁吹出し先への閉止装置の設置等につい

て」★※

2007. 3. 22 基発第0322002・003号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」★※

2007. 3. 22 基発第0322005号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」★

2007. 3. 22 基安安発第0322002号・基安勞発第0322001号・基安化発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」★

2007. 3. 23 基安安発第0323001号「労働安全衛生法施行令の一部改正に関するWTO事務局への通報について(依頼)」★

2007. 3. 23 基安化発第0323001・002号「ポジティブリスト製品の新アスベスト製品への代替化の促進のための事例集の周知について」★

2007. 3. 26 基発第0326001号「『労災保険業務機械処理事務手引(給付統計データ関係)』の改正について」★

2007. 3. 26 基発第0326009号「社会保険労務士法の一部を改正する法律等の第二次施行について」★

2007. 3. 26 基安安発第0326003号「压力容器においてジャケット閉鎖部とフランジを併用する場合のフランジの計算厚さについて」★

2007. 3. 26 基安安発第0326004号「工業標準 トンネル工事機械—安全—第1部:シールド及び推進機の要求事項外4件の制定について」★

2007. 3. 27 基安安発第0327001・002号「登録性能検査機関が行うボイラー及び第一種压力容器の性能検査に係る実施時期の平準化について」★※

2007. 3. 29 基発第0329001号「石綿による健康被害の救済に関する法律等の施行(一般拠出金の徴収関係)について」★

2007. 3. 29 基発第0329009号「『徴収関係事務取扱手引I(徴収・収納)』の一部改訂について」★

2007. 3. 29 基安安発第0329001号「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業実施細目の変更について」★

2007. 3. 29 基勤勤発第0329001号「『最低賃金に関する実態調査』の実施に当たって留意すべき事項について」★

2007. 3. 29 基勤勤発第0329002号「『最低賃金に関する実態調査(平成19年)』の実施について」★

2007. 3. 30 基発第0330002号「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定

2006年度 労働基準行政関係通達

める物等の一部を改正する告示の適用について」★※※

- 2007. 3. 30 基発第0330004号「平成19年度地方労働行政運営方針について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330009号「労災保険業務機械処理事務手引(年金・一時金システム)等の一部改正について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330014号「移動式クレーンの構造部分に使用する鋼材について」※
- 2007. 3. 30 基発第0330015号「労働基準局報告例規の一部改正について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330023号「労働保険事務組合における一般拠出金の事務処理に関する留意事項について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330024号「林業振動障害者職業復帰推進員の配置について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330025号「労災請求適正化相談員の配置について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330026号「労災保険相談員の配置について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330027号「一般拠出金徴収指導員の設置等について」★
- 2007. 3. 30 基発第0330028号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達等の整備について」★
- 2007. 3. 30 基総発第0330006号「平成19年度業務運営に係る重点化ガイドラインについて」★
- 2007. 3. 30 基監発第0330001号「能登半島地震の被災地域における監督指導業務等の当面の運営等について」★
- 2007. 3. 30 基監発第0330002号「平成19年度におけ

る企画業務型裁量労働制に関する決議届等に係る報告について」★

- 2007. 3. 30 基安発第0330001号「有害物ばく露作業報告制度の周知徹底について」★※※
- 2007. 3. 30 基安発第0330002号「平成19年度有害物ばく露作業報告対象化学物質について」★
- 2007. 3. 30 基安発第0330004号「安全衛生業務の推進について」★
- 2007. 3. 30 基安安発第0330001号「構造検査に合格した危険物を取り扱う第一種圧力容器に対する消防法に基づく完成検査の合理化等について」★
- 2007. 3. 30 基安安発第0330002・003号「第二種圧力容器等に係る個別検定の簡素化における登録個別検定機関変更時の取扱いについて」★※

★開示請求により入手したもの

☆「行政サービス」として提供させ入手したもの

※(財)安全衛生情報センター「法令情報」掲載 (<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/horei01.html>)

*厚生労働省ホームページ: 法令等データベースシステム(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html>)、アスベスト(石綿)情報(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/>)、労働安全衛生法改正(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/>)、改正労働安全衛生法(GHS関係)(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/>)、有害物ばく露作業報告について(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/070409-1.html>)、等

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

安全 センター 情報

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 安全・健康脅かす“労働ビッグバン”

政府は、労働時間規制の新たな適用除外―“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”導入の先の通常国会への提案を断念しました。過労死被災者の家族や「過労死体験」をした労働者らが声を上げることによって社会やメディアの関心を高め、また、全ての労働組合が反対で足並みをそろえ、様々な社会団体・個人とともに幅広いキャンペーンを展開してきたことがもたらした運動の成果です。安全センターは、被災者・家族らの取り組みに協力し、また、全国安全センター事務局長が共同アピール運動や数回の1日共同行動の呼びかけの一端と担うとともに、各地域においても学習会や労働局交渉、地域の労働組合と協力した取り組みなどを展開してきました。

「労働国会」との前宣伝とは裏腹に、割増賃金の引き上げと引き換えに月80時間以上の残業を公認するものとも言える労働基準法改正案や問題の多い労働契約法案等も先送り―継続審議とされました。

しかし、財界と政府・自民党はあきらめたわけでは決してなく、参議院選後の状況にもらみながら“労働ビッグバン”などと称して、雇用労働法制のより一層の規制緩和を狙っています。その内容の一端は、経済財政諮問会議・労働市場改革専門調査会の第1次報告(2006年12月28日)や規制改革会議・雇用・就労タスクフォースの意見書(2007年5月21日)等々に示されていますが、働く者の安全や健康の確保を一切省みることなく、市場原理最優先で規制緩和を突き進めようとするものです。2003年末に断念させた労災保険の民営化論も再び持ち出されないと限りません。

“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”や“労

働ビッグバン”が安全・健康に何をもたらすのか、分析・検討・宣伝に努め、幅広い関係者との共働の取り組みをひろげるとともに、その先取りの攻撃や宣伝に対しても反撃していくことが重要であると考えます。社会保険庁改革をめぐる、健康障害予防のためのVDT作業規制を攻撃する世論操作が行わつつあることに対して、全国安全センターは、「やる気のある職員の實力発揮を疎外するもの」、「消えた年金の遠因か」等と報じた朝日新聞に対して、今年7月3日に労働者住民医療機関連絡会議とともに公開質問状を送りました。

2. アスベスト問題は終わっていない

アスベスト問題は、全国及び各地域の安全センターにとって引き続き最重要課題です。クボタ・ショックから2年が経過し、全国メディアが取り上げる機会が激減、政府も「隙間ない救済」の検証すらしないまま、「幕引き」が既成事実化しつつあります。

アスベスト被害が労働者の職業病にとどまらない「アスベスト公害」とあるという事例は全国各地に拡がっていますが、石綿対策全国連絡会議が呼びかけた3月25日の石綿健康被害救済新法一周年検証シンポジウムと翌26日の労働者・市民集会及び国会請願デモでは、住民自身による取り組みが開始された地域の代表が初めて一堂に会し、相互の、また、被害住民と労働者・市民の連帯を打ち固めながら、「アスベスト問題は終わっていない!」ことをアピールしました。

6月30日と7月1日の両日、患者と家族の会、アスベストセンターと尼崎、ひょうご、関西安全センター、全国安全センターが主催し、尼崎市、兵庫県、石綿全国連が後援した「クボタ・ショック」から2年 写真

と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会」は、被害住民らの再会の場ともなり、「アスベストのない社会」に向けて経験と共通の課題を尼崎から全国へ、アジア・世界へ発信していくことをうたった「尼崎宣言」を採択しました。

石綿全国連は、今年11月で結成20周年を迎えることを記念して、「アスベスト公害」の実状と被害補償に焦点をあてた国際会議を開催する予定でいます。あらゆる機会をとらえて、アスベスト問題を風化させず、全ての被害者に対する公正・平等な補償と、アスベスト対策基本法の実現を迫っていきます。

一方、2006年7月タイ・バンコクでの「アジア・アスベスト会議」、同年12月インド・デリーでの「国際アスベスト会議」とバングラデシュ・チッタゴンでの「アスベスト禁止戦略と今後の方向のための南アジア会議」、2007年5月韓国・ソウルでの「石綿問題解決のための日韓共同シンポジウム」等が積み重ねられ、安全センターは積極的に関与してきました。引き続き様々な計画が進行中であり、地球規模でのアスベスト全面禁止の一刻も早い実現と、とりわけアジアにおける被害者の掘り起こしと正義の実現のために奮闘していきたいと思えます。

3. 改正労働安全衛生法の活用

2006年4月1日から改正労働安全衛生法が施行されています。目玉となるはずだった過重労働対策は、月の残業時間が100時間を超える労働者が、自ら申し出た場合に、使用者に医師による面接指導を義務付ける、ただし50人未満の事業場には2008年度まで適用猶予、とすっきり骨抜きにされてしまいました。一方で、「労働安全衛生マネジメントシステム」及び「リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査等)」が曲がりなりにも初めて法令上に位置づけられ、関連する指針等も改正・新設されました。しかし、その位置づけが不十分であること、厚生労働省自身が必ずしも本来の意義を理解せず宣伝していないこともあって、周知も活用も十分にはされていない実状にあると言えます。

最も重要な点は、労働安全衛生対策を講じる「レベルと優先順位に関する基本原則」が、わが国の

行政文書としては初めて、「リスクアセスメント指針」のなかに明記されたことにあると考えられます。

すなわち、以下の順番で「合理的に実行可能な限り高い優先順位」の対策をとるという原則です。

- ① 設計・計画段階での措置
- ② 工学的対策
- ③ 管理対策
- ④ 個人保護具の使用

④は、①～③のレベルで合理的に実行可能な措置を尽くしても、なお除去されないリスクに対して講じられるもので、④をもって①～③の代替を図ってはならないとも明記されています。どのレベルでのどのような対策が、「合理的に実行可能な最善の対策」かどうかは、継続的に見直されなければなりません。

これは、国際的な常識であり、私たちが提唱する「継続的な改善」の取り組みの基礎ともなる考え方です。リスクアセスメントは手段であって目的ではありません。どんなに複雑精緻なアセスメントやシステムであっても、行動＝改善に結び付かなければいけません。そういう意味では、この基本原則にたった対策がとられてこそ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムも価値が出てくると言うべきです。法改正・指針策定を手がかりにして、このような考え方の普及と実践、活用を図っていくことが重要です。

全国安全センターは、アクションチェックリストを活用した参加型トレーニングを普及し、2005年には「メンタルヘルス改善チェックリスト」も開発していますが、これらはまさに、そのような趣旨でリスクアセスメントと対策の考案を同時に行うための手法として位置づけることができます。

4. 情報公開推進局

全国安全センターは設立以来、行政情報公開の重要性を訴え、2001年4月の情報公開法施行後は、その活用と同法による開示請求手続によらない情報開示の双方を追求し、2004年3月には「情報公開推進局ホームページ」(<http://www.joshrc.org/~open/>)を立ち上げました。メールマガジン「情報公開推進局・新着レポート」(ホームページから購読申込

みが必要)も、2007年5月で62号を数えています。

職業病統計の開示、及び、毎年度の厚生労働省労働基準局及び同局のもの全ての部課室の発議・発送文書台帳を開示させ、そのなかからピックアップした文書を行政サービスないし開示請求手続で開示させるという作業は毎年行われ、本号の統計資料や労働基準行政関係通達一覧でも紹介しています。

この間、労災認定等に大きな役割を果たしている局医、じん肺診査医、労災協力医の公表には決着をつけ、また、労働保険審査会が「再審査関係統計表」や「主な裁決例」の一部をホームページ上で公表するようにもなりました(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/roudou/>—推進局では、「審査会裁決書・検索リスト」の完全なかたちでの)。

一方で、アスベスト問題等を通じた新たな開示請求や、あらためて委託研究情報を開示させたり、一方で、兵庫労働局で労災保険審査官らによる調書の紛失・偽造などという事件も発覚しています。情報公開推進局の機能を強化させていくとともに、多くの方々に活用していただくことを呼びかけます。

5. 相談活動・認定マニュアル

全国安全センターは、「労災職業病なんでも無料電話相談専用フリーダイヤル(0120-631202)」を常設させるとともに、全国一斉ホットラインの取り組みを継続しています。今年度は、2006年12月1-2日には「アスベスト被害無料電話相談—少なくとも石綿肺がん、救済の遅れ・不支給決定、企業責任追求—」として実施し、128件の相談が寄せられました。

また、2006年7月1-2日相談事例検討会(名古屋)、2007年2月24-25日じん肺・アスベストプロジェクト(東京)会議等も通じて、経験交流や事例検討などを進めています。

2007年7月には、労働者住民医療機関連絡会議と共同で『頸肩腕障害などの上肢障害認定マニュアル』を発行しました。6年くらい前からの検案事項でしたが、指曲がりの症の学校給食調理員をはじめ多くの患者の治療と認定や裁判に尽力された田島隆興医師(尼崎・ひまわり医療生協田島診療所長)の急逝でこれ以上の遅延は許されないと出版にこぎつけ

たものです。日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会が2006年12月に「頸肩腕障害の定義・診断基準・病像 2007」を策定したところでもあり、大いに活用していただきたいと思います。

6. 11年目を迎える厚生労働省交渉

全国安全センターは1997年以来、10年間、独自に窓口を開いて、毎年厚生労働省交渉を行ってきました。現場に根差した建設的な提案をしつつ、着実に一定の成果を引き出してきてはいるものの、一方で、厚労省側のその場しのぎの不誠実な対応に腹立たしい思いをしていることも事実です。ひとつの節目として今年度は、国会議員らの同席を得るかたちで設定して、マンネリ化を打破したいと考えています。

7. 草の根国際交流

「アジア」と「アスベスト」をキーワードにした草の根NPOとの国際交流はますます発展しています。

とくにアジア・ネットワーク(ANROAV)は、昨年末、船舶解撤のアスベスト問題でのチッタゴン、炭鉱問題での北京、さらに今年4.28(ワーカーズ・メモリアルデーの取り組み)を持ち寄るようなかたちでの台北での集まり等を積み重ねた後、今年の年次会議はアジア・モニター・リソースセンター(AMRC)の結成30周年行事に続けて、8月末に香港で開催され、アメリカ、ヨーロッパからの参加も予定されています。

8. 組織・財政

常に動きながら考えているような体制で、安定した組織・財政基盤の確立は永遠の課題のようになっていますが、引き続き皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

クボタ・ショック以来、沖縄、香川、群馬と、新しい地域での総会開催が可能となっており、地域安全センター運動の拡大・強化を一層追求していきます。

2006年度収支決算案

2006年4月1日から2007年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
地域C会費	1,590,000	1,860,000	▲ 270,000	2,000,000	▲ 410,000
賛 助 会 費	3,080,000	4,911,000	▲ 1,831,000	5,000,000	▲ 1,920,000
購 読 会 費	292,200	519,200	▲ 227,000	800,000	▲ 507,800
寄付金収入	5,800,000	630,000	5,170,000	800,000	5,000,000
資料頒布費	249,680	68,778	180,902	300,000	▲ 50,320
雑 収 入	793,872	1,527,381	▲ 733,509	1,500,000	▲ 706,128
前期繰越金	1,015,179	584,788	430,391	1,015,179	0
合 計	12,820,931	10,101,147	2,719,784	11,415,179	1,405,752

2) 支出の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増 減	予 算 額	増 減
人 件 費	3,946,409	3,923,557	22,852	4,200,000	▲ 253,591
活 動 費	1,247,020	964,890	282,130	700,000	547,020
印 刷 費	1,690,837	2,113,333	▲ 422,496	2,400,000	▲ 709,163
通信運搬費	695,762	817,822	▲ 122,060	1,000,000	▲ 304,238
什器備品費	95,020	277,333	▲ 182,313	500,000	▲ 404,980
図書資料費	142,267	141,175	1,092	300,000	▲ 157,733
消 耗 品 費	151,801	276,868	▲ 125,067	200,000	▲ 48,199
会 議 費	639,560	401,630	237,930	1,000,000	▲ 360,440
頒布資料費	259,319	0	259,319	100,000	159,319
雑 費	50,740	169,360	▲ 118,620	100,000	▲ 49,260
予 備 費	0	0	0	915,179	▲ 915,179
小 計	8,918,735	9,085,968	▲ 167,233	11,415,179	▲ 2,496,444
次期繰越金	3,902,196	1,015,179	2,887,017		
合 計	12,820,931	10,101,147	2,719,784		

貸借対照表(2007年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	129,672		154,454	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	3,586,576		351,949	
普通預金(富士銀行)	45,850		26,628	
郵便振替	140,098		482,148	
資産合計		3,902,196		1,015,179

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	3,902,196		1,015,179	
正味財産合計		3,902,196		1,015,179
負債及び正味財産合計		3,902,196		1,015,179

明日をください

今井明 写真・文



『明日をください』出版委員会
B5版108ページ／定価1500円(送料別)
(郵便振替口座「明日をください」出版委員会)
口座番号 00100-4-631175

連絡先
■中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒138-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル 5F
TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766
E-mail info@asbestos-center.jp

『明日をください』

アスベスト公害と患者・家族の記録
今井明 写真・文

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

2007年度収支予算案

2007年4月1日から2008年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
地域C会費	2,100,000	1,590,000	510,000	2,000,000	100,000
賛 助 会 費	5,500,000	3,080,000	2,420,000	5,000,000	500,000
購 読 会 費	700,000	292,200	407,800	800,000	▲ 100,000
寄付金収入	800,000	5,800,000	▲ 5,000,000	800,000	0
資料頒布費	200,000	249,680	▲ 49,680	300,000	▲ 100,000
雑 収 入	800,000	793,872	6,128	1,500,000	▲ 700,000
前期繰越金	3,902,196	1,015,179	2,887,017	1,015,179	2,887,017
合 計	14,002,196	12,820,931	1,181,265	11,415,179	2,587,017

2) 支出の部

勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増 減
人 件 費	4,100,000	3,946,409	153,591	4,200,000	▲ 100,000
活 動 費	1,200,000	1,247,020	▲ 47,020	1,000,000	200,000
印 刷 費	2,400,000	1,690,837	709,163	2,400,000	0
通信運搬費	900,000	695,762	204,238	1,000,000	▲ 100,000
什器備品費	300,000	95,020	204,980	500,000	▲ 200,000
図書資料費	200,000	142,267	57,733	300,000	▲ 100,000
消 耗 品 費	200,000	151,801	48,199	300,000	▲ 100,000
会 議 費	500,000	639,560	▲ 139,560	400,000	100,000
頒布資料費	100,000	259,319	▲ 159,319	100,000	0
雑 費	200,000	50,740	149,260	200,000	0
予 備 費	3,902,196	0	3,902,196	1,015,179	2,887,017
合 計	14,002,196	8,918,735	5,083,461	11,415,179	2,587,017

全国安全センター情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>

2007年度役員体制案

議 長	天 明 佳 臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副 議 長	浜 田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平 野 敏 夫	(NPO 法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉 川 照 芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西 昌 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西 田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白 石 昭 夫	(NPO 法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原 知 之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯 田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古 谷 杉 郎	(専従)
事務局次長	西 野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯 田 勝 泰	(NPO 法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榊 原 悟 志	(情報公開推進局)
	片 岡 明 彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五 島 正 規	(前衆議院議員)
顧 問	鈴 木 武 夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原 田 正 純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井 上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

賛助会員 定期購読のお願い



全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円で10以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

●東京労働金庫亀戸支店(普)7535803J

●郵便振替口座00150-9-545940J

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881

安全センター情報目次

2006年度

特集目次

■1990年度特集目次

- 6・7月号 全国安全センター結成総会／脳・心臓疾患
- 8月号 精神障害・自殺の労災認定／振動病
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 なくせじん肺全国キャラバン／アスベスト規制法／外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談／将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 全国安全センター第2回総会／改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 腰痛予防ベルト／虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革 2
- 7月号 アスベスト110番・規制法
- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業

- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 総特集／職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際国民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害 93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
- 付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 原発労災／騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 職場改善の国際経験／企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーコン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 農業労働災害／アスベスト

■1994年度特集目次

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 週40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針
- 1・2月号 災害補償の官民格差
- 3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

- 4月号 脳・心臓疾患認定基準
- 5月号 鍼灸治療制限撤廃へ
- 6月号 アスベストをめぐる国際状況

7月号 産業保健のあり方
 7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案
 8月増刊号 韓国の過労死
 8・9月号 総特集／第2回日韓共同セミナー
 10月号 行政手続法と労働基準行政
 11月号 改正労災保険法
 12月号 頸肩腕症候群予防対策
 1・2月号 アジアの産業災害
 3月号 小規模事業場の産業保健

■1996年度特集目次

4月号 国際規格化と労働安全衛生
 5月号 介護補償給付の創設
 6月号 行政機関との交渉報告
 7月号 指曲がり症の不服審査
 8月号 「労働者」の判断基準
 9月号 全国安全センター第7回総会議案
 10月号 外国人労災損害賠償裁判判決
 11月号 改正労働安全衛生法
 12月号 国際規格化と労働安全衛生 2
 1・2月号 VDT労働ホットライン／電磁波
 増刊号 改正労働安全衛生法ハンドブック
 3月号 時効問題／上肢障害認定基準の改正

■1997年度特集目次

4月号 改正健康保持増進指針
 5月号 じん肺をめぐる課題
 6月号 化学物質管理の新たな動向
 7月号 石綿じん肺訴訟／過労死審査会裁決
 8月号 ダイオキシンとホルモン様物質
 9月号 労基法施行50周年と労働行政
 10月号 労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997
 11月号 人間工学からみた交通事故対策
 12月号 職場のストレス対策
 1・2月号 アジア・ヨーロッパ情報
 3月号 第9次労働災害防止計画

■1998年度特集目次

4月号 全国安全センターの労働省交渉
 5月号 過労自殺の労災認定
 6月号 POSITIVEセミナー
 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998
 8月号 船舶解撤作業の安全・健康対策
 9月号 第7回田尻賞表彰式
 10月号 働く女性の健康が危ない
 11月号 21世紀をめざす参加型安全衛生活動
 12月号 アスベスト禁止に向かうヨーロッパ
 1・2月号 粉じんの発がん性—木材・シリカ
 3月号 中央労働基準審議会の建議

■1999年度特集目次

4月号 全国安全センターの労働省交渉
 5月号 焼却場労働者のダイオキシン曝露
 6月号 働く女性の健康と権利
 7月号 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999
 8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
 9月号 2000年問題と職場の安全・健康
 10月号 被災者のための医療機関—アジア
 増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
 11月号 精神障害・自殺の労災（公災）認定基準
 12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
 1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
 3月号 労災保険審議会の建議

■2000年度特集目次

4月号 介護労働と健康／アジア・ネットワーク
 5月号 全国安全センターの労働省交渉
 6月号 労災補償制度改革への提言
 7月号 職場のストレス対策
 8月号 労働安全衛生をめぐる状況 1999→2000
 9月号 労働安全衛生の国際潮流
 10月号 第9回田尻賞表彰式／じん肺がん問題の新たな展開
 11月号 腰痛公務災害認定で最高裁判決
 12月号 世界アスベスト会議
 1・2月号 労災時効裁判横浜地裁判決／欧米の筋骨格系障害対策
 3月号 21世紀の労働衛生研究戦略

■2001年度特集目次

4月号 なくせ「労災隠し」
 5月号 労働基準行政と情報公開
 6月号 厚生労働省交渉／改正労災保険法
 7月号 「指曲がり症」判決と労災認定
 8月号 機械の包括的な安全基準
 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2000→2001
 10月号 じん肺と肺がんに関するシンポジウム
 11月号 安全衛生委員会活性化の提言
 12月号 ILOのOSH・MSガイドライン
 1・2月号 職業病の労災補償
 3月号 情報公開法の活用

■2002年度特集目次

4月号 脳・心認定基準専門検討会資料を読む
 5月号 情報公開法の活用（続）／VDT作業ガイドライン
 6月号 「労災隠し」と労災職業病の記録・届出
 7月号 アスベスト被害の将来予測
 8月号 アジア・ネットワーク
 9月号 労働安全衛生をめぐる状況 2001→2002
 10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉

安全センター情報目次

- 11月号 参加型安全衛生活動の到達点と課題
12月号 労災職業病ホットライン／第11回田尻賞
1・2月号 アメリカの労働安全衛生運動
3月号 アスベスト禁止への軌跡 2002年

■2003年度特集目次

- 4月号 改正じん肺法施行規則等の施行
5月号 指曲がりの症認定闘争の成果と展望
6月号 第10次労働災害防止計画とILO報告
7月号 ストレス対策の最新動向
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2002→2003
9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号 PRTR 情報とその活用
11月号 労災保険の民営化論議
12月号 「原則禁止」導入後のアスベスト問題
1・2月号 三池炭じん爆発40周年／はつり労働者の健康問題
3月号 EAP/MAPのエッセンス

■2004年度特集目次

- 4月号 労働安全衛生法の見直しに向けて
5月号 多発性骨髄腫初の労災認定
6月号 GAC2004プレイベント
7月号 労働安全衛生をめぐる状況 2003→2004
8・9月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
10月号 労災職業病相談マニュアル草稿
11月号 職場のメンタルヘルス対策
12月号 台湾過労死会議／新局面迎えた石綿対策
1・2月号 時短・安衛・労災法改正の建議
3月号 GAC2004:世界アスベスト会議

■2005年度特集目次

- 4月号 労災保険率
5月号 労働安全衛生の枠組み
6月号 ワーカーズ・メモリアルデー
7月号 ストレス対策の新アプローチ
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2004→2005
9・10月号 弾けた時限爆弾: アスベスト
11月号 アスベスト対策基本法
12月号 韓国の炭鉱地帯・中国の労働NGO
1・2月号 メンタルヘルス／アスベスト新法批判
3月号 石綿健康被害救済新法成立

■2006年度特集目次

- 4月号 石綿健康被害補償・救済の手引き
5月号 改正労働安全衛生法読本
6月号 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面
7月号 労働契約・労働時間法制の見直し
8月号 労働安全衛生をめぐる状況 2005→2006
9・10月号 全国安全センターの厚生労働省交渉
11月号 労働時間規制の撤廃反対!

- 12月号 日本版エグゼンプション反対
1・2月号 日本版エグゼンプション／日本の教訓をアジア・世界に発信
3月号 日本版エグゼンプション法案見送り

2006年 4月号 (通巻327号)

2006年3月15日発行 70頁 800円

石綿健康被害ホットライン速報

3日間で805件の相談—中皮腫182件・肺がん169件
神奈川労災職業病センター・川本浩之 … 2

■特集／石綿健康被害補償・救済の手引き

新法・時効救済・労災補償総解説
全国安全センター・石綿健康被害プロジェクト … 4
環境省施行通知 … 37
厚生労働省施行通達 … 49
特別遺族給付金と損害賠償との調整基準 … 54
地方公務員の時効救済措置 … 56
改正労災認定基準 … 57

連載44 塩沢美代子「語りつぎたいこと」

韓国・東一紡績労組の女性執行部 … 61

【各地の便り／世界から】

沖縄初の中皮腫労災認定

沖縄●出稼ぎ先でアスベスト曝露 … 65

石川でも初の中皮腫労災認定

石川●水道管の敷設・配管工事で曝露 … 66

アスベスト禍認定求め21年

徳島●JT旧池田工場元職員の遺族 … 66

米軍基地石綿被害認定

沖縄●相次ぐ相談、被害は拡大 … 67

高校生に安全衛生の講義

東京●アスベスト・外国人が話題に … 68

タイのホテルで技術者過労死

神奈川●会社は非協力だったが労災認定 … 69

自治体のアスベスト対策必携

自治体労安研●COSLALレポート翻訳・発行 … 69

2006年 5月号 (通巻328号)

2006年4月15日発行 72頁 800円

■特集／改正労働安全衛生法読本

改正労働安全衛生法11のポイント … 2
労働安全衛生マネジメントシステム指針 … 13
リスクアセスメント指針 … 20
化学物質リスクアセスメント指針 … 40
過重労働健康障害防止総合対策 … 54
メンタルヘルスクエア指針 … 59

その他通達……………69

2006年 6月号 (通巻329号)

2006年5月15日発行 60頁 800円

■ 尼崎クボタ・アスベスト公害の新局面

補償問題で当面の合意

完全救済と全容解明をめざす

関西労働者安全センター・片岡明彦 … 2

クボタ発表: 救済金支払い規程の骨子について … 5

参考: クボタの企業内上積み補償制度 …… 8

尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した

中皮腫の疫学評価

2006.3.31 車谷典男・熊谷信二 … 9

連載45 塩沢美代子「語りつぎたいこと」

東一紡績の闘いを伝える ……………30

ワーカーズ・メモリアルデーに地球規模での解決誓う

石綿対策全国連絡会議第19回総会 ……………35

世界の国会議員の4.28共同アピール…………43

2006年アジア・アスベスト会議(タイ・バンコク) ……44

ICFTU 2006年ワーカーズ・メモリアルデー ……46

【各地の便り】

ぐんま労働安全衛生センター設立

群馬●JR福知山線事故契機に結成準備 ……55

自治体職場のアスベスト対策

山形●自治体労働安全衛生集會……………55

JR貨物で初の中皮腫認定

神奈川●JR・旧国鉄で37年間勤務……………56

1年2か月ぶりに休業補償支給

神奈川●防衛庁職員の退職後補償……………57

47年前、石綿麻袋で中皮腫

東京●生前の労災認定間に合わず……………58

転落労災事故訴訟が和解

大阪●「救急車なんか呼ぶな」に怒り……………59

石綿分析を開始しました

東京労働安全衛生センター●……………60

2006年 7月号 (通巻330号)

2006年6月15日発行 60頁 800円

職業病認定状況の公表等

過労死等請求、過去最高 石綿関連がんは激増

脳心・精神障害等: 認定厳しなる傾向

石綿: 申請8.5倍、認定4倍、不支給20倍 …… 2

石綿新法による救済: 労災を大幅に下回る?

石綿健康被害判定小委員会が「留意事項」…………10

中央環境審議会 石綿健康被害判定小委員会

「医学的判定に係る資料に関する留意事項」 …… 12

■ 特集／労働契約・労働時間法制の見直し

新たな時間規制「適用除外」

制度の創設・導入を検討中

労働条件分科会の議論に注目を …………… 18

2006.6.6 労働政策審議会労働条件分科会

労働契約・労働時間法制の在り方(案) ……19

過労死弁護団全国連絡会議

日本版イグゼンプションの導入反対決議 ……27

全労働省労働組合

労働時間制度研究会報告に関する考え方 ……29

日本労働弁護団 幹事長 嶋田哲郎

検討の視点に対する意見と立法提言 ……36

連載46 塩沢美代子「語りつがねばならぬこと」

“工業化における女性の役割”集會……………46

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

ILOが安全衛生、雇用関係、石綿について採択 …50

ILO第95回総会: アスベストに関する決議……………51

ILOは地球規模でのアスベスト禁止を促進する ……51

【各地の便り】

ヘルペス脳炎と過重労働

大阪●医学的根拠のない通達に固執……………54

認定する前から打ち切りの話

東京●中国人青年の腰痛事例……………56

歯科技工士の中皮腫認定

東京●石綿リボン等は必需品だった ……57

肺がん死亡、5年後に労災に

神奈川●決定的だった労組の役割……………58

造船大手が労災上積み補償

全国●決定的だった労組の役割……………60

2006年 8月号 (通巻331号)

2006年8月15日発行 70頁 800円

■ 特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2005年→2006年

1 労働災害・職業病の統計データ……………2

2 労働災害・職業病の発生状況等……………5

3 労働安全衛生対策……………6

4 労災補償対策……………9

統計資料……………10

2005年度労働基準行政関係通達……………44

■ 全国安全センター第17回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案……………53

第2号議案 2005年度収支決算案……………59

第3号議案 2006年度収支予算案……………61

第4号議案 2006年度役員体制案……………62

安全センター情報目次

安全センター情報2005年度目次	63
全国安全センター規約・規定	69

2006年 9・10月号 (通巻332号)
2006年9月15日発行 90頁 1,600円

■特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

リスク管理の原則を全てに徹底 アスベスト対策は終わっていない ETCレーン安全対策動き出す 全国安全センター事務局長・古谷杉郎	2
労働安全衛生・労災補償に関する 要望書及び交渉の記録	16
「原則禁止」のポジティブリスト化 関係法令の整合化はなお課題 改正安衛令・石綿則 9月1日施行	45
改正安衛令・石綿障害予防規則施行通達 建材中の石綿含有率の分析方法について	58 64
連載47 塩沢美代子「語りつぎたいこと」 語りつがねばならない「戦争」	66
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 WHO政策文書案：アスベスト関連疾患の根絶 製造業における元方事業者による総合的な 安全衛生管理のための指針	70 73
【各地の便り／世界から】 秋田、東北の市民を守る 秋田●石綿被害から市民を守る会結成	78
命の値段に、なぜ格差 兵庫●造船・鉄鋼アスベスト被害者の会発足	78
企業・行政にただちに行動 奈良●患者と家族の会奈良支部設立	79
パン焼き釜でアスベスト曝露 兵庫●洋菓子職人の中皮腫労災認定	81
労基署が不支給決定を撤回 静岡●ニチアス下請けの中皮腫	82
石綿肺がんの労災認定 神奈川●曝露歴重視の認定が必要	83
メンタルチェックリストを活用 東京●三多摩学校、医療福祉職場で	84
精米労働者の町で活動拡がる バングラデシュ●熱心な労働組合地方組織	84
追悼：ピジャイ・カンヒア インド●ムンバイ労働安全衛生センター	87

2006年 11月号 (通巻333号)
2006年10月15日発行 66頁 800円

■特集／労働時間規制の撤廃反対!

労働条件分科会の審議再開 共同アピール運動発足 全国安全センター事務局長・古谷杉郎	2
労働時間規制の撤廃に反対し、人間らしく 働くための労働法制を求める共同アピール	6
2006.8.1 共同アピール運動発足集会 イギリス：時間が問題なんだ!キャンペーン アメリカ：時間を取り戻せ!キャンペーン	7 14 19
欧州連合：労働時間指令改正をめぐる動き 2006.8.31 労働政策審議会労働条件分科会 労働契約・労働時間法制労使の主な意見	23 26
2006.9.11 労働政策審議会労働条件分科会 今後の検討について(案)	28
自治労全国労政・労連連絡会 在り方(案)に対する意見～労働時間法制～	31
規制改革・民間開放推進会議 在り方に関する意見	33
東京商工会議所 労働政策に関する要望	39
「整合化」に若干の進展 発動可能な濃度基準なし 関係閣僚会合は「幕引き」か?	42
改正安衛令・石綿則周知通達	49
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 アスベスト及びアスベスト関連疾患の 根絶に関するバンコク宣言	53
【各地の便り／世界から】 首都高速(株)を書類送検 東京●初台料金所ETCレーン死亡事故	55
クボタ住民患者から青石綿 兵庫●より鮮明になる因果関係	57
住友ゴムで石綿被害認定 兵庫●会社は因果関係否定、同僚証言で	58
ゴム機械の製造・修理で石綿曝露 兵庫●プレス機の保温材に石綿を使用	60
横浜ゴムでも石綿健康管理手帳 神奈川●情報開示、同僚に健診勧奨	61
港湾労働者に健康管理手帳 兵庫●神戸港の登録日雇労働者10名に	62
元労働者16人に健康管理手帳 大分●閉鎖した石綿製品製造工場	63
河内長野でも住民石綿被害 大阪●「東洋」近隣住民中皮腫死亡	64
リサイクル工場で職場巡視 東京●2006年夏のフィールドワーク	65
労災死亡「電光板」を設置 韓国●工業団地等全国40箇所	66

2006年 12月号 (通巻334号)

2006年11月15日発行 62頁 800円

■特集①/日本版エグゼンション反対

過労死遺族・被災労働者らが

連合・大臣・分科会長に要請

日本版エグゼンション導入に反対… 2

初のアジア・アスベスト会議

バンコック・アスベスト会議報告記

全国安全センター議長・天明佳臣… 12

手作りの千羽鶴に思いを託して

患者と家族の会奈良支部・吉崎和美… 22

アジアにおけるアスベスト擁護のプロパガンダの実例

2006.3.3 ジャカルタ・ポスト紙… 24

2006.5.14 ザ・ネーション紙(バンコク)… 26

連載48 塩沢美代子「語りつぎたいこと」

女子時間規制撤廃とのたたかい… 28

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

ロッテルダム条約はクリソタイルに殺された… 32

EU: アスベスト曝露防止キャンペーンを開始… 35

オーストラリア: 大規模研究イニシアティブ… 36

「労働安全衛生法における胸部エックス線

検査等のあり方検討会」報告書… 37

(社)日本経済団体連合会

ホワイトカラーエグゼンションに関する提言… 42

偽装請負の解消に向けた当面の取組について… 49

【各地の便り/世界から】

アスベスト相談会と講演会

香川●全国安全センター第17回総会… 51

日本たばこ初の中皮腫補償

兵庫●奈良●100万人達成めざし地域から… 52

旧朝日石綿鶴見工場の問題

神奈川●胸膜肥厚斑も含め補償協定… 53

乗船履歴不詳の船員の中皮腫

東京●記念写真から認定に道… 56

“いのちの使い捨て”は許されない

東京●ETCレーンでの死亡事故問題… 56

出来立て労組で安衛研修

韓国●ソウル聖水洞プロジェクト… 59

環境問題に石綿対策を追加

ベトナム●メコンデルタ2006… 61

2007年 1・2月号 (通巻335号)

2007年1月15日発行 98頁 1,600円

■特集①/日本版エグゼンション反対

厚労省・経団連は導入固執 労組反対、世論も高まる
審議会から法案作成段階に

東京安全センター事務局長・飯田勝泰… 2

2006.12.18 労働政策審議会労働条件分科会

在り方について(報告)(案)… 11

2006.12.27 労働政策審議会労働条件分科会

在り方について(答申)… 14

日本労働組合総連合会 事務局長 古賀伸明

在り方について(報告)(案)に関する談話… 18

規制改革・民間開放推進会議

第3次答申—さらなる飛躍を目指して—… 20

社団法人経済同友会の意見書… 21

日本における石綿関連がんの労災補償状況… 30

■特集②/日本の教訓をアジア・世界に発信

教訓をアジア・世界に ネットワークは着実に前進

水俣病・三池CO中毒・アスベスト被害

全国安全センター事務局長・古谷杉郎… 25

環境被害に関する国際フォーラム〜水俣50年の

教訓は活かされたか〜 2006 水俣宣言… 31

中国:中国労働透視

宝石加工産業におけるじん肺問題と

職業病予防法の抜け穴… 49

インド:民衆トレーニング・リサーチ・センター(PTRC)

宝石産業におけるじん肺予防

試行錯誤と新たな戦略… 47

元應浩(太白白活後見機関館長)

韓国じん肺問題の最近の動向… 53

中国のNGOと中皮腫患者続出地を訪問

アスベスト禁止の必要性を訴える

愛媛安全センター事務局長・白石昭夫… 57

連載49 塩沢美代子「語りつぎたいこと」

命がけの労基法改悪阻止闘争… 67

2006.12.14 労働政策審議会(労災保険分科会)

労働福祉事業の見直しについて(建議)… 71

健康管理手帳関係通達… 72

改正労働安全衛生法(GHS関係)施行通達… 74

改正労働安全衛生法(GHS関係)留意事項通達… 78

【各地の便り】

全国一斉・アスベスト被害ホットライン

全国●クボタ以来3回目には128件の相談… 81

住友石綿じん肺第2次訴訟勝訴・確定

神奈川●会社に謝罪と補償協定の改善求める… 84

元労働者、遺族が労組結成

ニチアス●奈良、横浜から全国へ… 87

高校時代のアルバイトで中皮腫に

千葉●死亡から8年後に時効救済適用… 90

自営業者の石綿肺不認定

安全センター情報目次

東京●公害不服審査会に審査請求	92
クボタが「損害賠償」支払い	
兵庫●労災未適用のじん肺がん遺族に	92
肺がん・中皮腫認定相次ぐ	
大阪●都道府県中労災認定数最多	95
過労死をなくそう! 龍基金	
東京●中島晴香さん―夫の遺志を引き継いで	97
過重労働による筋骨格系障害	
東京●パート「店長」として責任だけ自由なし	97

2007年 3月号 (通巻336号)
2007年2月15日発行 68頁 800円

■特集／日本版エグゼンション法案見送り

通常国会提出は見送り	
参院選後に再度の可能性も	
残業代割増率引き上げは先行か	2
2006.12.18 労働政策審議会の答申	8
厚生労働省作成資料	
自己管理型労働制の導入(労働基準法の改正)	12
雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱	
(労災保険法の一部改正関係)	16
報告書(船員保険制度の見直しについて)	17
シリア曝露の健康対策 発がん物質規制が焦点	
欧州レベルの労使協定:異なる労組の対応	21
発がん物質指令改訂: ETUCの立場	28
連載50 塩沢美代子「語りつぎたいこと」	
18年後のあつという間の敗北	30

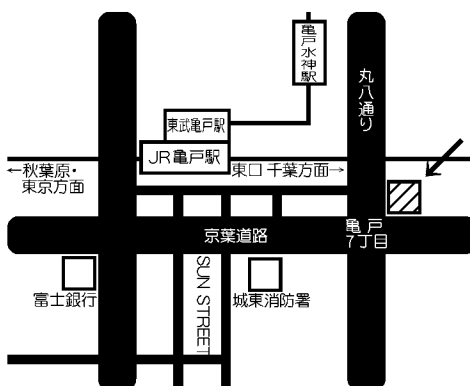
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】

船舶解撤と南アジアの石綿禁止戦略を討議	35
非職業関連石綿被害者に対する救済制度	39
新化学物質政策NGOフォーラム	
化学物質管理のあり方に関する市民からの提案	40
有害廃棄物の危険な自由貿易!?	
各国の市民組織が日本政府に意見書を送付	49
【各地の便り／世界から】	
発症から6年、その認定までの道のり	
神奈川●「うつ病」で労災認定されたFさん	52
心理的負荷の評価を変更	
東京●大東運輸過労うつ病逆転認定	55
うつ病裁判7年間の闘い	
愛知●高裁の勧告を受けて和解	57
アスベストユニオンを結成	
全造船機械●石綿関連労働者を組織	60
船員保険知らない会社	
兵庫●元船員退職後22年目の認定	61
続く石綿被害労災認定	
関西●撤去解体、配管補修、造船、鋼材卸	62
港湾荷役で石綿に曝露	
神奈川●港湾労働者の石綿肺がん認定	63
クボタショックから1年半	
愛媛・岡山・徳島・北海道●石綿問題の現状報告	64
「石綿の恐怖」から始まった	
韓国●全北労働者定期訪問団の日本訪問記	64
「アスベスト問題は終わっていない!」	
全国連●石綿新法一周年シンポジウム・集会案内	65

全国安全センター事務所案内

〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03) 3636-3882/FAX (03) 3636-3881

※JR総武線「亀戸」駅下車徒歩7分
東武曳舟線「亀戸水神」駅下車徒歩3分
ビルの1階「JEANS MATE」、2階が「ひらの亀戸ひまわり診療所」―いずれも目立つ看板が目印になります。



全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
- (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
- (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
- (4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。
役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。
1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。



- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多労働災害職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労働災害職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群 馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 224-8825
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労働災害職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三 重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビュス梅垣ビル1F E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区本町1-2-13 ばんらいビル602 E-mail koshe2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲中通1-7-6 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653
- 兵 庫 ● 関西労働災害職業病研究会
〒660-0802 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hirosima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshe@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労働災害職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403 有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432



安全センター情報 2007年8月号(通巻第341号) 2007年7月15日発行(毎月1回15日発行)
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL: 3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

0071東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生
 報2007年8月号(通巻第341号) 2001
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>